

平成23年度
諸外国における犯罪被害者等に対する
経済的支援に関わる制度等に関する調査

報告書

内閣府
犯罪被害者等施策推進室

| | |
|-------------------------------|-----|
| 第1章 本調査について | 1 |
| 1. 調査目的 | 1 |
| 2. 調査対象国 | 1 |
| 3. 調査概要 | 1 |
| 4. 報告書の構成について | 2 |
| 第2章 犯罪被害者等に対する経済的支援に関わる制度等の概要 | 3 |
| I アメリカ | 3 |
| 犯罪被害者等を対象とした補償制度等 | 3 |
| 犯罪被害者等が利用し得る制度（モデルケースを前提として） | 17 |
| II イギリス | 24 |
| 犯罪被害者等を対象とした補償制度等 | 24 |
| 犯罪被害者等が利用し得る制度（モデルケースを前提として） | 37 |
| III フランス | 43 |
| 犯罪被害者等を対象とした補償制度等 | 43 |
| 犯罪被害者等が利用し得る制度（モデルケースを前提として） | 56 |
| IV ドイツ | 65 |
| 犯罪被害者等を対象とした補償制度等 | 65 |
| 犯罪被害者等が利用し得る制度（モデルケースを前提として） | 77 |
| V 韓国 | 82 |
| 犯罪被害者等を対象とした補償制度等 | 82 |
| 犯罪被害者等が利用し得る制度（モデルケースを前提として） | 95 |
| 第3章 現地調査結果 | 103 |
| I アメリカ | 103 |
| II イギリス | 112 |
| III フランス | 122 |
| IV ドイツ | 130 |
| V 韓国 | 140 |
| 第4章 モデルケースによる調査結果 | 157 |
| I アメリカ | 159 |
| 【モデルケース1】 | 159 |
| 【モデルケース2】 | 161 |
| 【モデルケース3】 | 163 |
| 【モデルケース4】 | 165 |

| | | |
|-----|------------------|-----|
| II | イギリス | 166 |
| | 【モデルケース 1】 | 166 |
| | 【モデルケース 2】 | 168 |
| | 【モデルケース 3】 | 169 |
| | 【モデルケース 4】 | 170 |
| III | フランス | 171 |
| | 【モデルケース 1】 | 171 |
| | 【モデルケース 2】 | 173 |
| | 【モデルケース 3】 | 175 |
| | 【モデルケース 4】 | 176 |
| IV | ドイツ | 177 |
| | 【モデルケース 1】 | 177 |
| | 【モデルケース 2】 | 179 |
| | 【モデルケース 3】 | 180 |
| | 【モデルケース 4】 | 181 |
| V | 韓国 | 182 |
| | 【モデルケース 1】 | 182 |
| | 【モデルケース 2】 | 185 |
| | 【モデルケース 3】 | 187 |
| | 【モデルケース 4】 | 189 |

○モデルケースによる犯罪被害者等に対する経済的支援の状況の各国比較

第1章 本調査について

1. 調査目的

犯罪被害者等に対する経済的支援は、これまで犯罪被害給付制度を拡充するなど大きく改善されてきた一方で、未だ不十分であり、現行制度の改善や新たな被害者補償制度を創設してほしいとの要望がなされている現状にある。このような要望を踏まえ、第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月25日閣議決定）に基づき、犯罪被害者等施策推進会議の下に設置された「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」において有識者及び関係省庁による検討が進められている。

犯罪被害者等に対する経済的支援は、犯罪被害者等を対象とした制度のみならず、結果として犯罪被害者等に対する経済的支援となり得る社会保障制度等とも密接に関連するものであり、これらの犯罪被害者等に対する経済的支援に関わる諸制度等についても考慮に入れた上で検討を行う必要がある。

また、我が国と諸外国とでは、社会制度等も異なることから、同じ制度を導入することができない場合も多い。そのため、諸外国の事例を参考とする場合、歴史的・文化的背景、理念等についても考慮に入れる必要がある。

以上を踏まえ、犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討に活用するため、諸外国における犯罪被害者等に対する経済的支援に関わる制度等について、現在の制度、理念等を調査するとともに、どのように犯罪被害者等に対する補償ないし給付が行われているのかについて可能な限り具体的に把握できるよう共通の指標としてモデルケースを用いた調査を行った。

2. 調査対象国

アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、韓国

3. 調査概要

アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ及び韓国の5か国における犯罪被害者等に対する経済的支援に関わる制度等（関連する社会保障制度等を含む。）に関して、我が国における当該制度等との比較に資するよう、「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」での議論等を踏まえて、株式会社クロスインデックスに文献等による調査を委託して行うとともに、犯罪被害者等施策及び刑事法制度に関する専門家である有識者のご協力をいただき、現地調査を行った。

4. 報告書の構成について

本報告書では、第2章で各国の犯罪被害者等に対する経済的支援制度の概要（犯罪被害者等を対象とした補償制度等及び犯罪被害者等が利用し得る制度）について、主に文献等による調査に基づき整理している。第3章で各国の現地調査の結果を報告している。さらに、第4章でモデルケースによる調査結果を整理している。

第2章 犯罪被害者等に対する経済的支援に関わる制度等の概要

I アメリカ

犯罪被害者等を対象とした補償制度等

●犯罪被害者補償制度(crime victim compensation program)

(所管：連邦司法省 州の運営部局は州によって異なる)

1. 根拠法令

犯罪被害者法 (Victims of Crime Act: VOCA)

合衆国法典 42 条 112 章 (United States Codes Title 42 Chapter 112)

2. 理念・趣旨等

犯罪被害者補償制度(crime victim compensation program)は、他の並列的な手段によっては被害者の損失が補填されない場合の最後の拠り所たる支払手段(payer of last resort)とされている¹。1965年にカリフォルニア州で初めて制度が設けられ、現在、全ての州、コロンビア特別区、その他の領土(プエルトリコ、ヴァージン諸島)にこの制度がある。運営部局は州によって異なる。

3. 財源

(1) 犯罪被害者基金の概要

各州は、犯罪被害者基金(Crime Victims Fund)からの補助金と、州独自の財源を組み合わせ、犯罪被害者補償制度を運用している。犯罪被害者基金は、1984年犯罪被害者法に基づいて創設され、連邦司法省犯罪被害者支援室(Office for Victims of Crime, 以下OVC)が管理を行っている。

犯罪被害者基金は、連邦法違反事件の罰金(Criminal fines)、没収された保釈保証金(Forfeited appearance bonds)、特別没収された付随的犯罪収益(Special forfeitures of collateral profits from crime)、特別賦課金(Special assessments)、寄付などを財源として成り立っている²。

¹ 現地調査(司法省犯罪被害者支援室)などによる

² 司法省犯罪被害者支援室ホームページ FACT SHEET より
<http://www.ovc.gov/publications/factshts/cvf2010/intro.html>

(2) 犯罪被害者基金の割当

犯罪被害者基金については議会により年間利用可能額が設定される。まず、児童司法法に基づき、児童虐待事件の捜査及び訴追の改善のために割り当てられる（上限2,000ドル）。その後、連邦検察の被害者支援員、FBIの被害者支援専門員、連邦被害者通知制度に割り当てられ、その残額の5%がOVCによる裁量的な補助金に割り当てられる。さらにその残額について、47.5%を上限として州の犯罪被害者補償制度の対する補助金に、同じく47.5%を上限として州の被害者支援プログラムに対する補助金に割り当てられる。さらに、反テロリズム緊急準備金に5000万ドルを充てることができる。

犯罪被害者補償制度への割当については、基金からは、各州が被害者補償に支払った年間支払額に対し、一定の割合で補助金が交付されており、現在は60%の割合となっている。年間支払額の基準は、補助金の交付を行う年の2年前の会計年度における各州の年間支払額を元に算出する。

連邦からの補助金は、5%以下が運営と訓練に支出することができ、残りは被害者補償に充てることとされている³。

(3) 州政府の財源

州の犯罪被害者補償制度は、犯罪者が支払う金銭として表1のような財源を用いている。約40の州（ワシントンD.C.およびプエルトリコを含む）は犯罪者が支払う金銭を唯一のまたは主要な財源としている。

³ 司法省犯罪被害者支援室ホームページ FACT SHEET より

<http://www.ovc.gov/publications/factshts/cvf2010/intro.html>

表 1 犯罪被害者補償制度の財源として州が用いる犯罪者が支払う金銭⁴

| | |
|------------|--|
| アラバマ | 交通違反切符 1 枚につき\$2、軽犯罪 1 件につき\$10、重犯罪 1 件につき\$15 とする。それに加えて、支払義務のある裁量手数料として軽犯罪 1 件につき\$25-1,000 を、重犯罪 1 件につき\$50-10,000 を徴収する。 |
| アラスカ | アラスカの全州民が永久基金運用益として毎年受領する小切手の受領権を重罪犯から没収した結果生じる資金プールを財源として、補償基金へ立法上の予算が配分される。 |
| アリゾナ | 罰金刑の罰則を資金源とする資金プールに払い込まれる金銭の 4.6%。 |
| アーカンソー | 支払義務のある裁判費用の賦課額の一定割合。 |
| カリフォルニア | 罰金刑の罰則。それに加えて、重犯罪については\$200-10,000、軽犯罪については\$100-1,000 の範囲の罰金、ならびに交通犯罪、交通違反および民事上の違反に対する罰金からの収入。 |
| コロラド | 交通犯罪 1 件につき\$25-35、軽犯罪 1 件につき\$60、重犯罪 1 件につき\$125 発生する資金のうち 10%。 |
| コネチカット | 重犯罪 1 件につき\$20、軽犯罪 1 件につき\$15、重大な交通犯罪 1 件につき\$15。アルコール影響下で車を運転しまたは乗車していた場合、被収容者の作業報奨金の 3%。 |
| デラウェア | すべての罰金（交通犯罪を含む）に対する 18% の上乘せ分。法医学的レイプ検査の支払のための基金として軽微な性犯罪については\$50、重大な性犯罪については\$100 の罰金。 |
| ワシントン D.C. | 軽犯罪 1 件につき\$50-250。飲酒運転、無謀運転および事故現場から逃走する行為に対する\$100 を含む。重犯罪 1 件につき\$100-5,000。 |
| フロリダ | 重犯罪、軽犯罪、交通犯罪および少年審判 1 件につき\$50、それに加えて、罰金刑に対する 5% の追加徴収。 |
| ジョージア | アルコール影響下で車を運転（DUI）の有罪判決 1 件につき\$25、1 月あたりの仮釈放手数料\$30、1 月あたりの保護観察手数料\$9。 |
| ハワイ | 軽微な軽犯罪 1 件につき\$25、軽犯罪 1 件につき\$50、重犯罪 1 件につき\$100-500、被収容者の作業報奨金の 10%。 |
| アイダホ | 軽犯罪 1 件につき\$25、重犯罪 1 件につき\$50、性犯罪の有罪判決 1 件につき\$200、刑務所内の作業報奨金の 5%。 |
| インディアナ | 裁判費用の一部、労働釈放による賃金の 10%。 |
| アイオワ | DUI 事件における免許の回復のための民事罰として\$100、それに加えて、すべての罰金に対する 30%の追加徴収に対する州の 95%の取分のうち 18%。 |

⁴ 全米犯罪被害者補償委員会協会からの提供資料による

第2章 犯罪被害者等に対する経済的支援に関わる制度等の概要

I アメリカ

| | |
|-----------|--|
| カンザス | 地方裁判所で言い渡されたすべての罰金、罰則および料金のうち7.99%、刑務所被収容者の作業報奨金の5%、被収容者の月々の管理金の41%、被収容者の月々の監督料\$2-5。 |
| ケンタッキー | 重犯罪および軽犯罪の有罪判決1件につき、裁判費用の3.4%。 |
| ルイジアナ | 重犯罪1件につき最低\$50、軽犯罪1件につき最低\$7.50。 |
| メイン | 殺人および重大犯罪(A級-C級)1件につき\$25、その他の犯罪(D級-E級)1件につき\$10。 |
| メリーランド | 巡回裁判所の事件1件につき\$22.50、地方裁判所の事件1件につき\$12.50、交通違反の召喚状1件につき\$3。 |
| ミシガン | 重犯罪1件につき\$60、軽犯罪1件につき\$50、少年犯罪1件につき\$20を財源とする特別基金のうち法律で定められた部分。 |
| ミネソタ | 被収容者の作業報奨金からの控除額(主な財源は予算である)。 |
| ミシシッピ | 軽犯罪、重犯罪、飲酒運転罪1件につき\$10。重犯罪については追加の賦課金が課される場合もある。仮釈放または保護釈放を受けた犯罪者からの月々の手数料\$3。 |
| ミズーリ | A級およびB級の重犯罪1件につき\$68、C級およびD級については1件につき\$46、軽犯罪1件につき\$10。また、すべての犯罪(郡条例および地方条例に対する反則または違反を含む)に課される罰金の中から\$7.50を得る。 |
| ネブラスカ | 刑務所内の作業報奨金の5%(主な財源は予算である)。 |
| ネバダ | DUIの免許回復1件につき\$20、保釈保証に課される管理料\$20プラス没収された保釈金の全額、\$11を超える裁判所の賦課金、刑務所内の作業報奨金のうち最低賃金を上回る分の5%。 |
| ニューハンプシャー | すべての犯罪(自動車による交通違反を含む)の罰金に対する20%の上乗せ分の3.75%。 |
| ニュージャージー | 軽犯罪および少年犯罪1件につき\$50、自動車窃盗および警官からの逃走1件につき最低\$100、重犯罪(傷害または死亡を伴う場合)1件につき\$100-10,000、酒酔い運転(DWI)の有罪判決1件につき\$50、裁判前の事件処理で解決した事件1件につき\$50、すべての刑務所内売店の購入額に対する10%の追加徴収。 |
| ニューメキシコ | 被収容者の作業報奨金の15%(主な財源は予算である)。 |
| ニューヨーク | 支払義務のある手数料を財源の一部とする特別歳入基金からの年間予算。 |
| ノースカロライナ | 刑務所の事業収益の5%および刑務所内の売店の購入額の5%(主な財源は予算である)。 |
| オハイオ | 重犯罪1件につき\$30、軽犯罪1件につき\$9、飲酒運転事件の免許回復のための\$75。 |
| オクラホマ | 暴力的な重犯罪1件につき\$50-10,000、非暴力的な重犯罪1件につき |

第2章 犯罪被害者等に対する経済的支援に関わる制度等の概要

I アメリカ

| | |
|-----------|---|
| | \$45-1,000、軽犯罪1件につき\$30-300、少年犯罪1件につき\$30-2,000、受領請求がなされなかった損害賠償命令。 |
| オレゴン | 以下の犯罪者評価の4.25%。重犯罪1件につき\$105、軽犯罪1件につき\$65、飲酒運転1件につき\$95、罰金刑のみが課される犯罪1件につき\$35、民事訴訟で言い渡される懲罰的損害賠償の60%。 |
| ペンシルバニア | 重犯罪および軽犯罪1件につき\$35、少年犯罪1件につき\$25。 |
| プエルトリコ | 軽犯罪1件につき\$40-100、重犯罪1件につき\$300。 |
| ロードアイランド | 主要な重犯罪1件につき\$150、それより軽微な重犯罪1件につき\$90、軽犯罪1件につき\$30。 |
| サウスカロライナ | 様々な犯罪に対して課される罰金、手数料および賦課金のうち変動割合。 |
| サウスダコタ | すべての犯罪（交通犯罪を含む）の有罪判決1件につき\$2.50。 |
| テネシー | 暴力的な犯罪（飲酒運転を含む）1件につき\$50、財産に対する罪1件につき\$26.50、子供に対する罪についてはさらに\$500の賦課金、仮釈放者の賃金の5%、違法な密輸品の売上額、保釈保証の没収および陪審員の還付金寄付のうち一定割合。 |
| テキサス | 重犯罪1件につき\$45、A級またはB級の軽犯罪1件につき\$35、C級の軽犯罪（歩行者による交通違反を除く）1件につき\$15。 |
| ユタ | すべての罰金、罰則、科料および追加徴収（DUI事件を含む）の35%。 |
| バーモント | すべての犯罪の有罪判決に対する\$20.50の追加徴収のうち\$13.50。 |
| ヴァージニア | 重犯罪1件につき\$30、軽犯罪1件につき\$20、飲酒運転の有罪判決1件につき\$20。 |
| ウエストバージニア | 重犯罪1件につき\$50、軽犯罪1件につき\$10、地方条例の違反（駐車違反の罰金を除く）1件につき\$8、その他の犯罪1件につき\$10、飲酒運転事件で課された罰金の20%。 |
| ワイオミング | 重犯罪または重い軽犯罪1件につき\$100、その他の軽犯罪1件につき\$50。 |

4. 支給対象

支給対象、条件等は各州の独自の規定が適用されるが、基本的な支給対象は、州内において発生した暴力犯罪の被害者及び殺人事件の遺族であり、家庭内暴力の被害者及び飲酒運転の被害者も含まれる⁵。州を跨ぐ場合（他州に居住する被害者が自州で犯罪被害に遭った場合等）は、発生地が支払うこととされている。およそ半数の州が独自の補償法により、海外で犯罪の犠牲となった住民に対しても補償を行っている。手続および支給要件は州内で発生した犯罪の場合と同様である。国際テロ事件の被害については、「14. その他」参照。

5. 支給内容・支給形式

(1) 支給内容⁶

以下は各州で共通しているものである。

- ・医療費
- ・精神保健上のカウンセリング、治療
- ・損失賃金
- ・葬儀費用

州によっては、次のような費用も補償している。

- ・財産の被害、損失
- ・遺体の輸送費用、旅費
- ・障害により必要となった家屋の改築費用
- ・証拠として提出された衣料や寝具の交換費
- ・窓や鍵の交換、修理費
- ・犯罪現場の清掃費用
- ・犯罪被害者支援の申請にかかわる弁護士費用
- ・法医学的レイプ検査に関する支払
- ・被害者が刑事司法に参加したり、医療やリハビリテーションサービスを確実に受けられるようにするための扶養者ケア
- ・財務カウンセリング費用
- ・精神的苦痛に対する補償
- ・殺人被害者の子供への扶養の喪失に対する給付

⁵ 司法省犯罪被害者支援室ガイドライン

www.ojp.usdoj.gov/ovc/voca/pdf/voca_guidelines2001.pdf

⁶ 同上

(2) 各州における支給上限等

支給費目ごとの上限や支給総額の上限は州によって異なっている。また、多くの州では7日以内又は72時間以内の通報が要件となっているが、例外規定もある。通報要件や支給上限などについては表2を参照。

表2 各州の通報要件、申請期限、支給上限額⁷

| | 通報要件 | 申請期限 | 支給上限額（単位はドル） |
|-----------|------|------|-------------------------------|
| アラバマ | 72時間 | 1年 | 15,000 |
| アラスカ | 5日 | 2年 | 40,000（犠牲者が複数の殺人の場合は80,000） |
| アリゾナ | 72時間 | 2年 | 20,000 |
| アーカンソー | 72時間 | 1年 | 10,000（重度傷害の場合25,000） |
| カルフォルニア | 適宜 | 1年 | 63,000 |
| コロラド | 72時間 | 1年 | 20,000（地区によって低い上限を定めている場合がある） |
| コネチカット | 5日 | 2年 | 15,000（殺人事件の場合25,000） |
| デラウェア | 72時間 | 1年 | 25,000（損傷が恒久的な場合、50,000） |
| ワシントンD.C. | 7日 | 1年 | 25,000 |
| フロリダ | 72時間 | 1年 | 25,000（重度傷害の場合50,000） |
| ジョージア | 72時間 | 1年 | 25,000 |
| ハワイ | 72時間 | 18か月 | 10,000（医療費の請求があった場合のみ20,000） |
| アイダホ | 72時間 | 1年 | 25,000 |
| イリノイ | 72時間 | 2年 | 27,000 |
| インディアナ | 48時間 | 180日 | 15,000 |
| アイオワ | 72時間 | 2年 | 総合的な上限はない。上限は各費用の最大。 |
| カンザス | 72時間 | 2年 | 25,000 |
| ケンタッキー | 48時間 | 5年 | 25,000 |
| ルイジアナ | 72時間 | 1年 | 10,000（損傷が恒久的な場合、25,000） |

⁷ 全米犯罪被害者補償委員会協会からの提供資料による

第2章 犯罪被害者等に対する経済的支援に関わる制度等の概要

I アメリカ

| | | | |
|------------|------------------------|------|---|
| メイン | 5日 | 3年 | 15,000 |
| メリーランド | 48時間 | 180日 | 45,000 |
| マサチューセッツ | 5日 | 3年 | 25,000 |
| ミシガン | 48時間 | 1年 | 25,000 |
| ミネソタ | 30日 | 3年 | 50,000 |
| ミシシッピ | 72時間 | 2年 | 20,000 |
| ミズーリ | 48時間 | 2年 | 25,000 |
| モンタナ | 72時間 | 1年 | 25,000 |
| ネブラスカ | 72時間 | 2年 | 10,000 |
| ネバダ | 5日 | 1年 | 35,000 |
| ニューハンプシャー | 5日 | 1年 | 25,000 |
| ニュージャージー | 90日 | 2年 | 25,000 (重度傷害の場合 60,000) |
| ニューメキシコ | 30日 (家庭内暴力、強姦の場合は180日) | 2年 | 20,000 (重度傷害の場合 50,000) |
| ニューヨーク | 7日 | 1年 | 医療費の上限はないが、他の費用には制限がある |
| ノースカルフォルニア | 72時間 | 2年 | 30,000 (葬式費用として追加で5,000) |
| ノースダコタ | 72時間 | 1年 | 25,000 |
| オハイオ | 規定なし | 規定なし | 50,000 |
| オクラホマ | 72時間 | 1年 | 20,000 |
| オレゴン | 72時間 | 6か月 | 47,000 |
| ペンシルヴァニア | 72時間 | 2年 | 46,500 (35,000に加え、カウンセリングに対して10,000、その他の費用で1,500) |
| プエルトリコ | 72時間 | 6か月 | 1人につき6,000、1家族につき15,000。(重度の場合は40,000) |
| ロードアイランド | 10日 | 3年 | 25,000 |
| サウスカロライナ | 48時間 | 180日 | 15,000 (重度傷害の場合 25,000) |
| サウスダコタ | 5日 | 1年 | 15,000 |
| テネシー | 48時間 | 1年 | 30,000 |
| テキサス | 適宜 | 3年 | 50,000 (損傷が恒久的な場合125,000) |
| ユタ | 規定なし | 規定なし | 25,000 (医療費の基準額を超過する) |

| | | | |
|-----------|-------|------|---|
| | | | 場合は追加で 25,000) |
| ヴェーモント | 規定なし | 規定なし | 10,000 |
| バージン諸島 | 24 時間 | 2 年 | 25,000 |
| バージニア | 5 日 | 1 年 | 25,000 |
| ワシントン | 1 年 | 2 年 | 50,000 |
| ウェストバージニア | 72 時間 | 2 年 | 35,000 (殺人の場合は 50,000、重大事件の場合は 100,000) |
| ウィスコンシン | 5 日 | 1 年 | 40,000 (葬式費用として追加で 2,000) |
| ワイオミング | 適宜 | 1 年 | 15,000 (重度傷害の場合は 25,000) |

ニューヨーク州における支給内容は次のとおり⁸。

- ・ 他の保険や給付サービスでカバーされない医療や関連するサービスの費用 (上限なし)
- ・ 逸失賃金・扶養損失を週最大 600 ドルまで、合計で最大 30,000 ドルまで
- ・ 葬儀・埋葬費用 (上限 6,000 ドル)
- ・ 職業復帰リハビリテーション費用
- ・ 被害者や家族へのカウンセリング (上限なし)
- ・ 犯罪被害によって紛失・破損した生活必需品たる財産の修理交換・補償費用 (上限 500 ドル)
- ・ 裁判所への出廷や治療などに関わる交通費
- ・ DVシェルターに入居するための費用の補償
- ・ 犯罪現場の清掃費用・犯罪現場の安全確保のための費用 (上限 2,500 ドル)
- ・ 弁護士費用 (上限 1,000 ドル)

ワシントン D.C. における支給内容は次のとおり (全体の支給上限額 25,000 ドル)⁹。

⁸ ニューヨーク州犯罪被害者局ホームページ

<http://www.ovs.ny.gov/Services/VictimCompensation.aspx>

- 医療費
- カウンセリング（子ども上限 6,000 ドル、大人上限 3,000 ドル）被害者の家族にも適用。
- リハビリ・職業セラピーの費用
- 葬儀・埋葬費用（上限 6,000 \$）
- 逸失賃金（収入の 80%を 1 年まで又は 10,000 ドルを上限。）
- 扶養の喪失分 被扶養者 1 人あたり上限 2,500 ドル、1 件の事件について総額上限 7,500 ドル）
- 犯罪現場の清掃（上限 2,000 ドル）
- シェルター費用（上限 3,000 ドル又は 30 日分まで。その間の食費は週 100 ドルまでで、上限 400 ドル。）
- 安全のための窓、ドア、鍵などの交換（上限 1,000 ドル）
- 証拠として提出された衣服の交換費用（上限 100 ドル）
- 車が証拠とされた場合の車のレンタル費用（上限 2,000 ドル）
- 被害者補償に対する異議申立の際の弁護士費用（上限 500 ドル又は補償の 10%の少ない方）

6. 不支給事由・減額事由

各州において要件は少しずつ異なっているが、一般的に以下の要件が求められている。

- 犯罪について、速やかに法執行機関に届け出ること（上記表 2 参照）。
- 犯罪の捜査及び訴追に協力すること（合理的な範囲で）。
- 被害者の傷害又は死亡につながる犯罪行為・違法行為を行っていないこと。
- 加害者が不当な経済的利益を得ないこと。
- 犯罪の発生する州において申請書を適時に提出し、要求された情報を提供すること（多くの州では、犯罪の日から 1 年以内）。

7. 申請・裁定・給付手続

ニューヨーク州においては、以下のとおり。

(1) 申請方法

申請能力がある限り、受給資格者本人によって提出されるように定められている。申請は本人が直接、もしくは郵送または電子的にニューヨーク州被害者支援局に提出することができる。必要書類は以下のとおり。

⁹ ワシントン D. C. 裁判所ホームページ

http://www.dccourts.gov/internet/documents/CVCP_Brochure.pdf

- ・ 警察からのレポート
- ・ 医療に関わる請求書
- ・ 保険会社からの支払い対象外の金額の通知
- ・ 保険証のコピー
- ・ 基本的な個人財産に関わるレシート
- ・ 死亡診断書、ならびに葬儀に関わる契約書
- ・ 被害者の出生証明書

(2) 裁定

裁定はニューヨーク州被害者支援局が行う。申請後 30 日以内に裁定がなされ、必要に応じて聴聞の機会が設けられる。裁定結果は書面により申請者に通知される。裁定後、監査役は裁定結果が妥当かどうかの判断を 15 日以内に行う¹⁰。

(3) 給付手続き¹¹

給付金は、周期的に支払われる収入補償を除いて一括で支払われる。受給者が 18 歳未満の場合は、法定後見人に支払われ、法定後見人は定期的な会計報告の義務を負う。

¹⁰ 執行部法 22 項 627

¹¹ 執行部法 22 項 632

8. 支給状況

被害者補償制度について、2010 会計年度の罪種別の支給件数及び支給総額、支給費目別の支給額はそれぞれ表 3、表 4 のとおりである¹²。

表 3 2010 会計年度 罪種別の支給件数及び支給総額

| 罪種 | 支給件数 | 支給総額 |
|---------------|---------|---------------|
| 暴行・傷害 | 86,247 | \$285,601,934 |
| 殺人 | 16,085 | \$70,077,324 |
| 性的暴行 | 14,353 | \$16,859,770 |
| 児童虐待（性的及び身体的） | 28,550 | \$28,984,335 |
| 飲酒運転 | 3,114 | \$16,469,660 |
| その他の交通犯罪 | 4,239 | \$20,555,201 |
| ストーキング | 809 | \$1,111,013 |
| 強盗 | 10,884 | \$22,913,083 |
| テロリズム | 107 | \$557,283 |
| 誘拐 | 801 | \$1,252,806 |
| 放火 | 208 | \$463,548 |
| その他 | 2,673 | \$3,905,100 |
| 合計 | 168,070 | \$468,751,057 |

表 4 2010 会計年度 支給費目別の支給額

| 支給費目 | 総額 |
|------------|---------------|
| 医療費（歯科を含む） | \$265,844,511 |
| 精神保健費 | \$50,242,907 |
| 経済的支援 | \$69,059,342 |
| 葬儀埋葬費 | \$49,563,192 |
| 犯罪現場清掃費 | \$421,039 |
| 法医学的レイプ検査費 | \$35,206,019 |
| その他 | \$29,511,612 |
| 合計 | \$499,888,622 |

また、ニューヨーク州では、2010 会計年度中に約 3,169 万ドルを支給している。

¹² 司法省犯罪被害者支援室ホームページ http://www.ojp.usdoj.gov/ovc/grants/vocanpr_vc10.html の統計をもとに作成。

9. 併給調整

犯罪被害者補償制度は、他の手段によって被害者が救済されない場合の最後の支払手段であり、その他の並列的な支払いはすべて考慮され、調整される。民間保険、社会保障、労災補償、メディケア、メディケイドなどが考慮される¹³。

10. 求償権

犯罪者が賠償を支払う能力を持ち、被害者が、被害者補償制度によって支払われた金額よりも多い経費の全額につき賠償を受けられる場合、被害者補償制度は、犯罪者が被害者補償制度の支払った金額を州に支払うことを求める¹⁴。刑事においては、被害者補償制度から被害者に対して支払われた補償額の範囲で、被害者支援局に対する損害賠償命令が加害者に命じられる¹⁵。

11. 遡及適用

通常、制度が申請の受付を開始した時点をもってその制度の発効日としている。米国の補償制度の大半は少なくとも40年の歴史を持ち、最も新しい制度でも運営開始から30年が経過しているため、遡及適用の有無はもはや被害者にとって問題ではなくなっている¹⁶。

12. 損害賠償との関係等

被害者には、加害者から損害賠償を得たら補償金を返還する旨を補償制度の申請の際に同意することが求められている。加害者が被害者補償制度からの補償を受けた被害者に、損害賠償を支払った場合、被害者に支払われた被害者補償制度からの補償金は、返金されなければならない¹⁷。

13. 不服申立手続

ニューヨーク州では執行部法22項627により、裁定結果を受領後30日以内に再審査を請求することができる。再審査が請求された際にはディレクターにより改めて審査され、再審査棄却もしくは裁定を改めるかの決定がなされる。

¹³ 現地調査（ニューヨーク州被害者支援局）による

¹⁴ 現地調査（司法省犯罪被害者支援室）による

¹⁵ 現地調査（ニューヨーク州被害者支援局）による

¹⁶ 現地調査（全米犯罪被害者補償委員会協会）による

¹⁷ 現地調査（司法省犯罪被害者支援室）による

また、執行部法 22 項 629 において民法（ニューヨーク州民法 78 条）に基づいて裁判所に支払い決定の不服を上訴する権利があることが明記されている。

1 4. その他

国際テロ事件に関しては米国市民または米国政府職員に対して国際テロリズム被害者費用償還プログラム(International Terrorism Victim Expense Reimbursement Program。以下 ITVERP)が用意されている。補償内容は以下のとおりである¹⁸。

- ・ 医療費（5 万ドルまで）
- ・ 精神保健費（5 千ドルまで）
- ・ 物的損害補償費（1 万ドルまで）
- ・ 葬儀・埋葬費（2 万 5 千ドルまで）
- ・ その他雑費（1 万 5 千ドルまで）

また、各州が提供している犯罪被害者補償制度同様に、ITVERP においても、併給調整が実施されており、被害者への補償額はその他の保険収入の分だけ減額されることになっている。具体的な例としては、ITVERP による補償と重複する健康保険、損害保険、葬儀・埋葬保険からの給付は利用しうる他の財源（collateral source）と見なされ、その分 ITVERP による補償から相当分が減額されることになっている。また OVC は反テロリズム緊急支援プログラム（Antiterrorism and Emergency Assistance Program）も運営しており、テロ事件や集団暴力の被害者への補償などについて各州への支援を行なっている。

¹⁸ ITVERP Fact Sheet: http://www.ovc.gov/intdir/itverp/pdf/ITVERP_FactSheet.pdf

犯罪被害者等が利用し得る制度（モデルケースを前提として）

1. 制度概要

アメリカには、北欧・イギリスのような均一拠出・均一給付の社会保障制度はなく、またフランスやドイツのような階層別の社会保障制度もない。政府は、原則として個人の生活に干渉しないという姿勢であり、連邦制で州の権限が強いことが特徴として挙げられる¹⁹。1935年に制定された社会保障法（Social Security Act）を根拠法令とし、社会保障局（Social Security Administration）を所管省庁としている。その構成は、老齢・遺族・障害年金保険制度のほか、公的医療保障制度として高齢者や障害者等の医療を保障するメディケア（Medicare）やメディケイド（Medicaid）、公的扶助制度として補助的所得補償、貧困家庭一時扶助等がある。

2. 社会医療保障制度の概要

アメリカの社会保障制度は、限定的な公的医療保険と民間の医療保険とが混在する。実質的に民間の医療保険を中心に成り立っており、下記メディケア・メディケイドは、民間医療保険に加入できない高齢者、障害者、低所得者等に対する公的医療制度である。そこで、公的医療保険と共に、民間医療保険についても順に述べる。

（1）メディケア（Medicare）²⁰

社会保障法令1965年（Social Security Act of 1965）を根拠法令とし、所管はメディケア・メディケイド事業センター（Centers for Medicare and Medicaid Services。以下CMS）である。年金（社会保障遺族年金、社会保障障害年金を含む）受給者を対象とし、連邦政府の予算と被保険者、事業主の負担金等によって運営されている。

具体的な給付対象は、65歳以上の者、65歳未満の障害者、末期腎臓病患者等である。給付内容としては、CMSが運営するプラン（パートA、パートB）と、民間の健康保険プラン（メディケア・アドバンテージと称され、パートCとも呼ばれる）、そして民間事業者の提供する処方箋薬剤給付（パートD）がある。CMSのプランでは、パートAでは入院費用、パートBでは入院以外の医療費用が負担される。（ただし薬剤費は含まない。）メディケア適用対象

¹⁹ 厚生労働省「2009～2010年 海外情勢報告・アメリカ」

²⁰ Centers for Medicare and Medicaid Services “2012 Choosing a Medigap Policy”

<http://www.medicare.gov/Publications/Pubs/pdf/02110.pdf>

者は、CMSのプランであるパートA、パートBの他に、民間の健康保険プランであるパートC、パートDを任意で付け加えることができる。カウンセリングについては、医師の判断により保険範囲内の受診が可能である。

支給形式は、原則現物給付であり、医療提供側に直接支払われる。適用を受けたい場合は、加入申請して審査を受け、対象と認められれば、適用パートの範囲内で医療費が補填される。

就業し比較的安定した生活水準であれば、民間医療保険に加入しているケースが一般的であるが、65歳以上、あるいは障害や疾病等を負い就労できなくなった場合は、メディケアの適応が考えられる。

(2) メディケイド(Medicaid)²¹

メディケイドは、メディケアと同様に「1965年社会保障改正法」で創設された。メディケアとの違いは、低所得者を対象に医療給付を行う点である。運営主体は州政府であり、連邦政府の定めるガイドラインを満たした上で、各州で独自の運営ルールを作成している。財源は、連邦政府と州政府が共同で負担している。給付の形態としては、州政府が民間保険会社と契約して間接的に給付を行う場合と、州政府自らが給付を行う場合がある。

支給対象の詳細は州によって異なるが、低所得であるだけでは適用対象とならず、年齢、妊娠の有無、障害の有無、失明の有無、資産内容、米国民かどうか、違法移民でないか等が審査される。養護施設で暮らす者や自宅住まいの障害を持つ子供に対しては、特例が設けられている。また、子供の受給資格は親とは関係なく審査されるため、子供にのみ受給資格が与えられる場合がある。

支給方法は現物給付であり、医療提供側に直接支払われる。給付内容は州によって異なり、特定の医療サービスを受ける場合は、対象者が共同支払いを求められる場合がある。

就業し比較的安定した生活水準であれば、メディケアの場合と同じく、民間医療保険に加入しているケースが一般的である。しかし、何らかの理由で収入が絶たれ、民間医療保険の支払いが困難になれば、メディケイドの適応が考えられる。

²¹ Medicaid. Gov. HP <http://www.medicaid.gov/>

(3) 州立児童医療保険 (SCHIP: State Children's Health Insurance Program)

SCHIPは、米国保健社会福祉省の所管のもと、1997年に創設された。財源は税収であり、1960年代にメディケアが創設されて以来の大幅な公的医療保険の拡大となった。その対象は、メディケイド等の公的医療保険制度に該当しない収入を得ているが、比較的高額な民間医療保険に加入するには十分でない世帯の児童である。2009年2月4日、オバマ大統領は児童健康保険計画再認可法 (Children's Health Insurance Program Reauthorization Act) に署名し、適用範囲をさらに400万人の児童と妊婦に拡大した²²。また、移民に対しても待機期間なく適用範囲とした。

(4) 民間非営利保険：ブルークロス／ブルーシールド (BC/BS)

ブルークロスは、病院費用についての保険を提供する民間非営利入院費給付健康保険であり、1929年に創設された。民間営利保険と一括して分類されることもある。テキサス州ダラスの学校職員とBaylor University Hospitalが前払い方式で締結した契約が原型となっている。ブルーシールドについては、手術等の医療技術料に関わる保険を提供する民間非営利医師治療費給付健康保険である。加入者は、一定料金の前払いによって医師の診療を保障される一方、医師は個人診療を保障されるシステムである。80年代に入って、ブルークロスとブルーシールドの統合化が進み、Blue PlanやBlues等と称されるようになった。

(5) 民間医療保険

アメリカの民間医療保険は、各保険会社が契約するネットワーク内の医師や病院、薬局のサービス等が利用できるというシステムである。一般的な適用範囲は、一般的診療・分娩費用・予防医療・処方箋薬・救急・入院・手術・メンタルヘルス等である。主な医療保険会社は、Cigna、Aetna、Oxford、United等がある。毎月の保険料や自己負担料、適用内容は、プランによって異なる。

3. 公的年金保険制度の構成

アメリカの公的年金は、老齢・遺族・障害年金保険制度 (Old-Age, Survivors, and Disability Insurance 以下「OASDI」という) と一部の公務員や鉄道員が

²² News MEDICAL HP “What is SCHIP?”

<http://www.news-medical.net/health/SCHIP-What-is-SCHIP.aspx>

加入する特別な制度からなる。OASDI は、社会保障 (Social Security) と呼ばれ、アメリカの被用者や自営業者の大部分が加入する中心的な公的年金制度である。財源の大半は、社会保障税で賄われ、その税率は 12.4% である²³。社会保障税の負担は、被用者は労使折半であるが、自営業者は全額自己負担となる。2009 年において、約 1 億 5900 万人が加入し、アメリカの就業者の約 94% をカバーしている²⁴。

OASDI の受給要件には、一定額以上の所得に加えて、社会保障税を納めた場合に付与される適用四半期 (Quarter of Coverage (QC)。「クレジット」とも呼ばれる。) という概念が用いられる。各種年金を受給するには、一定数以上のクレジットを取得していることが条件となる。1 クレジットを取得するには、1,120 ドル以上 (2010 年) の所得があり、社会保障税を納めている必要がある²⁵。1 年で取得できる QC は、最高で 4 クレジットである。公的年金には、66 歳から満額支給が受けられる老齢年金、遺族年金、障害年金があるが、ここではモデルケースに関連する遺族年金と障害年金について述べる。また、上記連邦制の年金制度に加えて、州政府による公的年金制度についても後述する。

(1) 遺族年金

(ア) 死亡一時金

同一生計にあった配偶者あるいは扶養されていた子に対して、255 ドルの死亡一時金が支給される。これは、葬祭費を目的としているため、元配偶者には支給されない。

(イ) 社会保障遺族年金

OASDI に加入している者が死亡した場合、配偶者、子などの遺族に遺族年金が支給される。遺族年金の受給に必要なクレジットの数は、死亡時の年齢によって異なるが、少なくとも、40 クレジット (10 年間) を取得していれば、遺族年金が支給される。また、遺族が子であるか、あるいは子を養育する配偶者である場合は、要件が緩和されており、加入者の死亡前の 3 年間において 6 クレジット (1 年半) あれば受給可能である。支給条件は加入事実のみであり、併給調整はない。

²³ 厚生労働省「2009～2010 年 海外情勢報告・アメリカ」

²⁴ 中川秀空『アメリカ年金財政の展望と課題』(社会労働調査室 レファレンス 2010.2) p34

<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/pdf/070902.pdf>

²⁵ 同上 p36

・配偶者への給付額

原則として60歳以上の配偶者には遺族年金が支給される。配偶者がその満額支給開始年齢で受給すれば、死亡した加入者の受給額の100%が支給され、60歳から受給した場合は、71.5%が支給される。また、16歳未満の子や障害を有する子を養育している場合は、何歳からでも受給可能であるが、受給額は死亡した加入者の受給額の75%である。

・子への給付額

死亡した加入者に、18歳未満（中高校生の場合は19歳未満）の子、あるいは障害を有する子がある場合は、その子に遺族年金が支給される。その額は、死亡した加入者の受給額の75%である。

・限度額

遺族年金を受給する遺族が複数ある場合は、総額に限度額が設けられている。限度額は、加入期間の所得の平均値が反映された基本額を基に設定され、この限度額を超える場合は、比例按分して減額される。

(2) 社会保障障害年金

(ア) 加入者たる本人に対する給付

OASDI に加入している者が一定の障害を負い、1年以上就労ができず所得を失った場合は、障害年金が支給される²⁶。

障害年金の受給に必要なクレジットは、障害発生時の年齢によって異なる。24歳から31歳の場合は、障害を負った時の年齢から21を引き、2で割った年数以上就労していれば支給され、31歳から42歳までの場合は、5年以上就労していれば支給される²⁷。

障害年金の給付には待機期間が設けられており、障害が始まった時点から6か月後に支給が開始される。その額は、OASDI の加入期間の所得の平均値が反映された基本額の100%となる。

障害の種類については、体の部位ごとにリスト化されており、リストの範囲外の場合はリストを基準に重度を判定する。PTSDに関しては、必ず対象になるというわけではなく、PTSDのために労働できないという条件下において支給対象となる。障害年金の支給が開始されると、障害の種類に応じて定期的に再審査が行われる。

²⁶ 社会保障局ホームページ Work credits needed for disability benefits

<http://www.ssa.gov/applyfordisability/>

²⁷ 同上

障害年金は、就労所得の喪失を保障するものであるため、月に1,000ドル以上（視覚障害者の場合は1,640ドル以上）の就労所得があれば受給できない²⁸。

その他、障害年金者の就労復帰することを促進するため、障害年金の受給と同時に9か月の試行就労期間（trial work period）が設けられている。この間は、就労所得の制限を受けずに全額の障害年金が支給される。また、同期間の終了後36か月において、就労所得が月1,000ドル（視覚障害者は1,640ドル）に満たない場合は、障害年金が支給される。

(イ) 家族給付

給付者に扶養家族があり、下記条件のいずれかに該当する場合は、家族給付の対象となる。

- ・ 62歳以上の配偶者
- ・ 子を養育する62歳未満の配偶者
- ・ 婚姻期間が10年以上の再婚していない元配偶者
- ・ 18歳未満（中高生は19歳まで）の子を養育
- ・ 障害を有する子を養育

給付額は、主給付者の給付額の平均値の50%、上限は、主受給者の給付額の150%である。

4. ニューヨーク州障害保険(New York State Disability Benefits)²⁹

ニューヨーク州労働者補償法18条(New York State Code, Article 18)を法的根拠とし、所管はニューヨーク州保険基金(New York State Insurance Fund)である。

この制度は、州が雇用者に対し義務を付するものであり、1名以上の被雇用者を抱えていれば、ニューヨーク州労働者補償法の対象となる。雇用者は、保険に加入するか、ニューヨーク州労働者保障委員会に申請し、自家保険の承認を受けなければならない。保険を確保すれば、受給資格を有する全ての被雇用者に当該保障を提供する。

²⁸ 中川秀空『アメリカ年金財政の展望と課題』（社会労働調査室 レファレンス2010.2）p40

<http://www.ndl.go.jp/data/publication/refer/pdf/070902.pdf>

²⁹ ニューヨーク州保険基金ホームページ

<http://ww3.nysif.com/DisabilityBenefits/AboutDisabilityBenefits.aspx>

受給資格のある被雇用者が労務以外で傷病を負った場合、又は妊娠により8日以上稼働できなくなった場合、週単位で一時的な現金給付（週給の50%、最大170ドル）が行われる。給付期間は最大26週である。給付は現金給付のみであり、医療費の補償はない。

連邦の障害年金と州の障害保険で併給調整は行われない。連邦の障害年金は6ヵ月の待機期間がある一方、ニューヨーク州の障害保険は、上記適用条件のもと8日以上稼働できなくなった場合に最大26週間支払われる。従って、基本的に給付期間が重複することはない。

II イギリス

犯罪被害者等を対象とした補償制度等

●犯罪被害補償制度 (Criminal Injuries Compensation Scheme)

(所管省庁：法務省)

1. 根拠法令

1995年犯罪被害補償法

The Criminal Injuries Compensation Act (1995)³⁰

2004年DV、犯罪及び被害者法

The Domestic Violence, Crime and Victims Act 2004, s. 57³¹

2. 理念・趣旨等

犯罪被害補償制度の理念・趣旨に関しては、「国は、市民が他人の暴力行為によって被った障害に対して責任はないが、暴力事犯の落ち度のない被害者に対する、一般社会を代表して裁定した補償額の給付によって社会の連帯感と同情心を実際に表明することにある」とされている（1995年法制定時の内務省の説明）。運営組織は犯罪被害補償審査会（Criminal Injuries Compensation Authority: CICA）であり、給付にかかる裁定手続きを行う。この他に、イギリス独自の体制として、第三者機関としての第一段階審査会があり、CICAの審査・再審査決定に不服がある場合の上訴を受け、審査する役割を担う。

3. 財源

国の一般財源である。³²

4. 支給対象

(1) 国内犯被害

申請者は、1964年8月1日以降に犯罪被害（Criminal Injury）で傷害を受けた者、あるいは同日以降に犯罪被害を受けた者が死亡した場合の有資格の者である。「犯罪被害」はグレートブリテン内で起こった次の行為が直接原

³⁰ Criminal Injuries Compensation Act (1995)

<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1995/53/contents/enacted>

³¹ Domestic Violence, Crime and Victims Act 2010

http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2004/28/pdfs/ukpga_20040028_en.pdf

³² The Criminal Injuries Compensation Scheme (2008), p.4

因となった、ひとつまたはそれ以上の「人身傷害 (Personal Injury)」をさす³³。

- ・ 暴力犯罪 (放火、毒物投与を含む)
- ・ 線路不法侵入罪 (鉄道従業者が、線路不法侵入罪に直接起因する身体傷害 (致死を含む) を他の者が被ったときにその出来事を目撃し、その場にいたか、または事件直後に対応した場合と規定されており、身体的被害がなく・精神的被害だけでも補償対象になる³⁴)
- ・ 犯人もしくは被疑者の逮捕もしくは逮捕行為の着手、犯罪防止もしくはその着手またはこれらの業務に従事する司法警察職員への協力
- ・ 車両の使用が原因となった人身傷害は、何者かに傷害を負わせるために意図的に使用されたか、使用を試みた場合を除いて、犯罪被害とはならない。³⁵

次の場合、補償金は支払われない³⁶。

- 補償申請する被害に関して、本制度またはグレート・ブリテンで実施されている他の暴力犯罪被害者補償制度で過去に補償申請がされていた場合
- 1979年10月1日より前の被害で、被害者と加害者が家族として同居していた場合

(2) 国外犯被害

犯罪被害 (Criminal Injury) は、グレートブリテン内で起こった行為が直接原因となったものと定義されており、グレートブリテン外の被害は本スキームの補償対象とはならない³⁷。海外で発生したテロの被害者への補償は、「14. その他」において後述する。

(3) 親族間犯罪

1979年10月1日以降の被害で、被害当時に被害者と加害者 (加害者が実際に傷害を負わせたか否かに関わらず) が家族として同居していたケースでは、次の場合を除き不支給となる³⁸。

³³ The Criminal Injuries Compensation Scheme (2008), p.5, Section 8

³⁴ Criminal Injuries Compensation Scheme 2008- a guide

³⁵ The Criminal Injuries Compensation Scheme (2008), p.6, Section 11

³⁶ The Criminal Injuries Compensation Scheme (2008), p.4, Section 7

³⁷ The Criminal Injuries Compensation Scheme (2008), p.5, Section 8

³⁸ The Criminal Injuries Compensation Scheme (2008), p.7, Section 17(1)

- 加害者とその犯罪に関して起訴されたか、不起訴の実用的、専門的、その他妥当な理由があると審査係官が考える場合
- 家族内での成人同士の暴力のケースでは、補償申請がされる前に申請者と加害者が同居をやめ、再び同居することがないと審査係官が納得する場合

上記の場合において、婚姻関係にあるか否かに関わらず夫婦として同居する男女、または（Civil Partnership Act 2004 にもとづく）市民婚関係にあるか否かに関わらず同居する同性パートナーは家族として扱う³⁹。

5. 支給内容・支給形式

犯罪被害者が傷害を負った場合、傷害の内容と程度に応じて傷害等級表（Tariff）に従い補償金及び特別経費が支給される。補償金には、逸失利益も含まれる。傷害等級表（タリフ）は、傷害の詳細、それに対応する補償金額、条件に関する注記からなる。傷害が重くなるにつれレベル1から25に分けられる。犯罪被害が原因で、既往症が悪化した場合、悪化分だけが補償対象となる⁴⁰。

犯罪被害者が死亡した場合、葬儀費用、遺族に対する補償金、生計維持のための補償、養育費の喪失による補償がなされる。死因が負傷の結果ではなく、補償金の権利が被害者に帰属する前に死亡した場合は、死亡者の逸失利益と生前の特別経費が有資格者に支払われる。

複数の軽傷の補償は、傷害の数と症状に応じて、タリフの数字を基準とした所定の割合で補償がなされる⁴¹。

傷害等級表の傷害に当てはまらないとCICAが判断し、その傷害が最低補償金額を受給するに十分深刻である場合は、第一段階審判所での審議を経て、国務大臣に付託される。

国務大臣はCICAが提案する補償額の最高半分までを中間給付することができる⁴²。

支給形式は通常一括で支払われるが、妥当と認められれば申請の審査中に中間給付がされる場合がある。審査会と申請者、または代理人の間で事前合意があれば、信託の方法で裁定額を年金の全部又は一部に充てることもできる⁴³。

³⁹ The Criminal Injuries Compensation Scheme (2008), p.7~8, Section 17(2)(3)

⁴⁰ The Criminal Injuries Compensation Scheme (2008), p.9, Section 26

⁴¹ The Criminal Injuries Compensation Scheme (2008), p.9, Section 27

⁴² The Criminal Injuries Compensation Scheme (2008), p.10, Section 28,29

⁴³ The Criminal Injuries Compensation Scheme (2008), p.18~19, Section 51,52

特別経費としては、以下の種類がある⁴⁴。

- ・ 身体的補助として使用していた所有物や器具の損失や破損
- ・ 傷害に対する国民医療サービス（NHS）に関連する費用
- ・ 傷害に対する保険適用外の私的な治療の費用（申請係官が相当と認める場合）
- ・ 特別な器具、申請者の住居の改造、身体機能や食事の調理に係るケア費用、見守り費用（NHS、自治体、その他団体から無料で支給されず、傷害が直接原因であり必要経費であると審査係官が考えるもの）
- ・ 公的後見人や裁判所保護の費用
- ・ 申請者の弁識能力欠如のために発生する事務手続きにかかる費用（代理権の実施、利益管理人、代理人、後見人のための費用等）
- ・ 信託設立費用

将来の損失の補償は、一括支給額であり、その額は被乗数と該当する乗数を掛け合わせたものである。損失の発生が、先になるまで開始しない場合は、一括支給額は現在の金銭価値に見合うよう割引いて算出される。係官は、該当する乗数、割引き係数、余命を所定の計算表から判断する。

表5 支給内容のまとめ

| | 被害者が生存 | 被害者が死亡 | 裁定・給付後に被害者が死亡（審査の再開） |
|--|-------------------------------|---------|----------------------|
| | | 犯罪被害が死因 | |
| 受給資格者 | 被害者 | 遺族 | 被害者と遺族 |
| (1) 傷害等級に基づく給付 (Tariff based award) | 傷害等級表 (タリフ) に従い 250,000 ポンドまで | | |
| (2) 逸失利益または就労能力の喪失による給付 (Loss of Earnings) | 逸失利益 | | |

⁴⁴ The Criminal Injuries Compensation Scheme (2008), p.12, Section 35

| | | | |
|--|------|---|---|
| (3) 特別経費としての給付 (Special Expendences) | 特別経費 | | |
| (4) 死亡した場合の葬儀費用 | | 葬儀費用 | |
| (5) 死亡した場合の標準の補償額 (Bereavement Award—遺族補償金) | | 資格者が1人の場合 11,000ポンド(タリフのレベル13)、 2人以上は1人につき 5,500ポンド(レベル10) | |
| (6) 生計依存者への補償 | | 被害者の逸失利益をもとに算出 | |
| (7) 養育費の喪失による補償 | | 2,000ポンド/年(タリフのレベル5) 子どもが18歳に達するまで | |
| 備考 | | | 被害者へ給付された額と、遺族への新たな給付額の合計が500,000ポンドを超えない |

※傷害を負った被害者が死亡した場合、(1)が(5)に、(2)が(6)に代わる。

6. 不支給事由・減額事由

次の場合、審査係官は補償を差し控える、または減額することがある⁴⁵。

- ・ 申請者が、警察その他に遅延ない通知を怠った場合
- ・ 申請者が、警察その他に協力しなかった場合
- ・ 申請者が、申請に関して協力しなかった場合（申請者の住所に送られた当局からの通信文に対し、何回も、合理的理由なしに返答を怠った場合⁴⁶）
- ・ 事件の前、最中、またはその後の申請者の行動が、補償を受けるにはふさわしくないとされるものであった場合（アルコール過剰摂取、違法薬物使用の場合⁴⁷）

⁴⁵ The Criminal Injuries Compensation Scheme (2008), p.6, Section 13

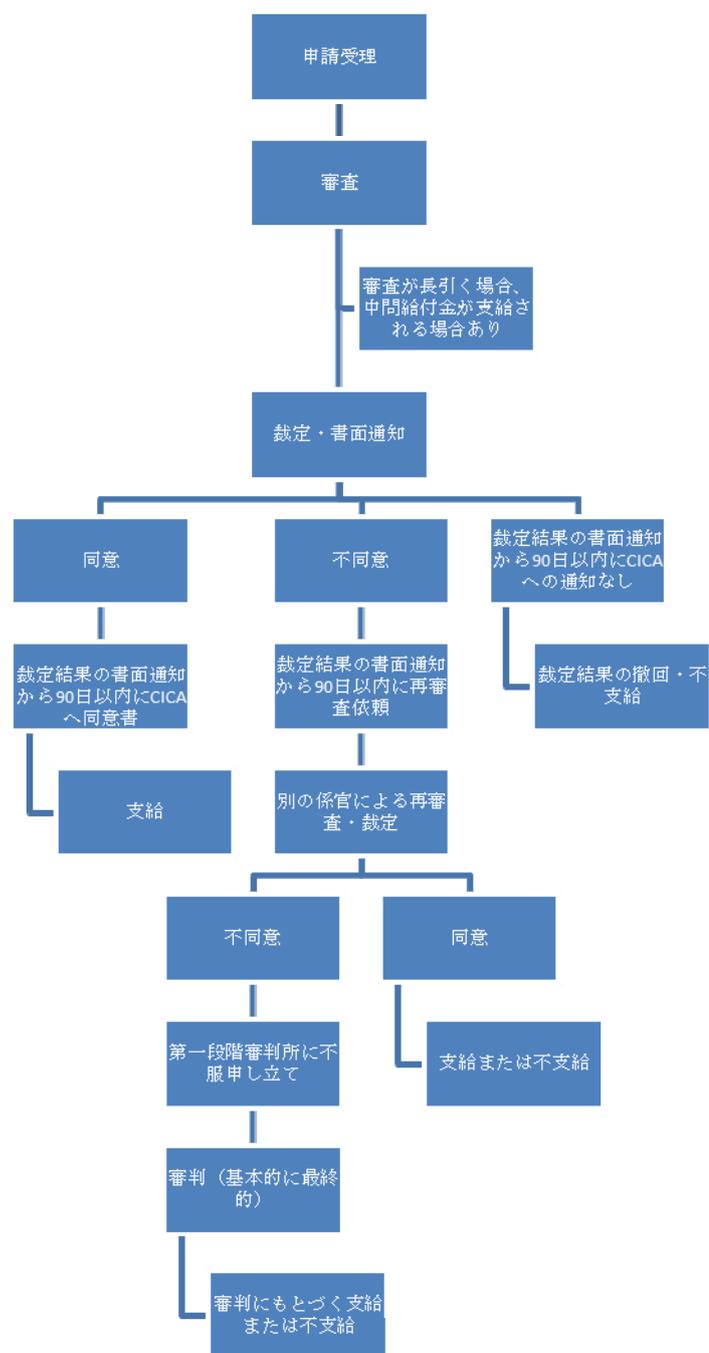
⁴⁶ The Criminal Injuries Compensation Scheme (2008), p.7, Section 14(1)

⁴⁷ The Criminal Injuries Compensation Scheme (2008), p.7, Section 14(2)

- 申請者の犯罪歴（申請時または死亡時に執行済みのものを除く）が示す人格が、補償を受けるにはふさわしくないとされるものであった場合（特別な理由がある場合を除き、執行済みでない刑がある場合）

7. 申請・裁定・給付手続

申請から給付までの流れは以下のとおりである（不服申立手続きも含む）。



審査が終了した申請に関しても、それ以降被害者が死亡したり、状況が著しく変更した場合、2年以内であれば審査が再開される場合がある。

(1) 申請

(ア) 申請方法

CICAのウェブサイトには、オンラインによる申請、Victim Supportを通じた申請、CICAへの郵送が紹介されている。Victim Supportは無料で申請の補助を引き受けている。

(イ) 申請書

傷害のタイプや申請者の境遇により異なる申請フォームがあり、該当するフォームを求めるには、ウェブサイトからか、審査会のサポートチームに問い合わせることができる。⁴⁸

(ウ) 申請にあたって提供されるべき情報⁴⁹

- ・ 申請者の個人情報（パスワードで保護される）
- ・ 医療措置に携わった医療関係者の連絡先
- ・ 警察から提供される事件受理番号
- ・ 関連する公判事件の日程
- ・ 判明していれば加害者の氏名

(エ) 申請に必要な資料

上記申請にあたって提供されるべき情報や内容を証明する文書

(2) 裁定

(ア) 裁定期間

裁定までかかる時間は、申請によって異なり、逸失利益や特別経費を請求する場合は、傷害等級表のみにもとづく裁定より時間がかかることがある。

(イ) 裁定方法

⁴⁸ Guide to Criminal Injuries Compensation Scheme, p. 15

⁴⁹ 法務省 HP オンライン申請方法

<http://www.justice.gov.uk/victims-and-witnesses/cica/apply-online>

- ・ CICA の審査係官は、各ケースで補償金が支払われるべきか、支払い方法を決定する責任を持つ⁵⁰。
- ・ CICA が申請書を受理すると、犯罪事実の概要や前科の有無、医師の診断や専門家の報告書を入手する。
- ・ 審査の結果は書面で申請者または代理人に送られ、申請者は裁定内容結果に同意するかどうかを 90 日以内に返答する。

(以後の流れは不服申立手続き)

- ・ 申請者等が不同意の場合は、裁定は別の審査係官によって再検討される。却下された裁定は別の審査係官によって再検討される。
- ・ 再検討の結果になお不服である場合は、第一段階審査会へ上訴する。
- ・ (第一段階審査会については後出の項目を参照)⁵¹

(3) 給付手続

補償金は通常一括で支払われるが、申請者の利益のために特別な支払い方法をとる場合がある。一括支払い (Final Award) がされない事由として、以下の場合がある。

- ・ 審査に長い時間がかかるため、最終決定まで一回またはそれ以上の中間給付がされる場合
- ・ 申請者が一括給付よりも年金によって長期にわたって収入を得たい場合
- ・ 弁識能力がなく経済管理が不可能な成人の場合 (法定後見人が管理)
- ・ 申請者が 18 歳未満の子どもの場合 (18 歳に達してから支給)

また、子どもの教育や福祉のためには事前の給付をすることがある。16、17 歳の者で自立生活をしている者には全額給付をすることがある。給付金は通常、申請者名義の口座に電子送金される。⁵²

8. 支給状況

2010年4月から2011年3月までの間に審査会が新規に受領した申請は、61,292 件で、解決件数は 64,768 件⁵³、犯罪被害者に支払われた補償の総額は 2 億 8100 万ポンドであった。また、同期間における傷害等級別の支給実績は、表 6 のと

⁵⁰ The Criminal Injuries Compensation Scheme (2008), p.4, Section 3

⁵¹ Guide to Criminal Injuries Compensation Scheme, p. 23,24

⁵² Guide to Criminal Injuries Compensation Scheme, p. 27,28

⁵³ Criminal Injuries Compensation Authority Annual Report and Accounts 2010-11, p.9

<http://www.official-documents.gov.uk/document/hc1012/hc12/1246/1246.pdf>

おりである⁵⁴。表示されているパーセンテージは、最も重篤な傷害に対する補償である。二次的、三次的傷害への補償、及び収入損失や特別な出費への補償は含まれていない。一つの傷害等級に2つの数字がある箇所については、2001年に等級が追加された事実を反映している。下段の数字は1996年当時の等級によるもので、上段の数字は2011年のスキームの等級となる。2008年の傷害等級には変更はない。

表6 等級別の給付割合（2010年4月～2011年3月）

| 等級 | 等級金額 | 裁定 | 再審査 | 上訴 | 合計 | 2009-10 合計 |
|----|----------|--------|--------|--------|--------|------------|
| 1 | £1,000 | 13.76% | 13.63% | 13.86% | 13.75% | 14.86% |
| 2 | £1,250 | 4.15% | 3.58% | 2.89% | 4.03% | 5.25% |
| 3 | £1,500 | 16.65% | 14.46% | 7.44% | 16.01% | 16.41% |
| 4 | £1,750 | 0.95% | 0.95% | 0.94% | 0.95% | 1.49% |
| 5 | £2,000 | 13.91% | 8.63% | 6.28% | 12.87% | 11.36% |
| 6 | £2,500 | 7.26% | 8.19% | 7.44% | 7.40% | 7.23% |
| 7 | £3,000 | 0.01% | 0.03% | 0.00% | 0.01% | 0.07% |
| 7 | £3,300 | 11.07% | 10.31% | 7.65% | 10.84% | 10.28% |
| 8 | £3,500 | 0.00% | 0.00% | 0.00% | 0.00% | 0.03% |
| 8 | £3,800 | 5.99% | 5.74% | 4.55% | 5.90% | 5.94% |
| 9 | £4,000 | 0.00% | 0.00% | 0.00% | 0.00% | 0.02% |
| 9 | £4,400 | 9.27% | 11.60% | 12.35% | 9.71% | 9.39% |
| 10 | £5,000 | 0.01% | 0.00% | 0.29% | 0.02% | 0.02% |
| 10 | £5,500 | 4.30% | 3.98% | 5.70% | 4.30% | 4.39% |
| 11 | £6,000 | 0.00% | 0.02% | 0.00% | 0.01% | 0.01% |
| 11 | £6,600 | 0.99% | 1.19% | 1.23% | 1.03% | 1.00% |
| 12 | £7,500 | 0.02% | 0.12% | 0.43% | 0.05% | 0.12% |
| 12 | £8,200 | 2.32% | 6.38% | 11.19% | 3.22% | 3.47% |
| 13 | £10,000 | 0.00% | 0.07% | 0.14% | 0.02% | 0.03% |
| 13 | £11,000 | 4.41% | 3.83% | 3.47% | 4.29% | 3.84% |
| 14 | £12,500 | 0.00% | 0.00% | 0.00% | 0.00% | 0.00% |
| 14 | £13,500 | 0.64% | 1.77% | 5.27% | 0.97% | 0.90% |
| 15 | £15,000 | 0.00% | 0.05% | 0.07% | 0.01% | 0.02% |
| 15 | £16,500 | 2.01% | 2.34% | 2.24% | 2.07% | 1.83% |
| 16 | £17,500 | 0.00% | 0.00% | 0.00% | 0.00% | 0.01% |
| 16 | £19,000 | 0.19% | 0.52% | 1.37% | 0.28% | 0.26% |
| 17 | £20,000 | 0.02% | 0.22% | 0.07% | 0.06% | 0.06% |
| 17 | £22,000 | 1.53% | 1.34% | 1.95% | 1.52% | 1.20% |
| 18 | £25,000 | 0.00% | 0.00% | 0.00% | 0.00% | 0.01% |
| 18 | £27,000 | 0.16% | 0.34% | 0.72% | 0.21% | 0.16% |
| 19 | £30,000 | 0.00% | 0.00% | 0.00% | 0.00% | 0.00% |
| 19 | £33,000 | 0.05% | 0.09% | 0.14% | 0.06% | 0.03% |
| 20 | £40,000 | 0.02% | 0.05% | 0.51% | 0.04% | 0.04% |
| 20 | £44,000 | 0.12% | 0.26% | 1.01% | 0.17% | 0.11% |
| 21 | £50,000 | 0.02% | 0.02% | 0.07% | 0.02% | 0.01% |
| 21 | £55,000 | 0.05% | 0.12% | 0.14% | 0.07% | 0.02% |
| 22 | £75,000 | 0.00% | 0.02% | 0.00% | 0.00% | 0.00% |
| 22 | £82,000 | 0.01% | 0.00% | 0.00% | 0.01% | 0.00% |
| 23 | £110,000 | 0.03% | 0.05% | 0.22% | 0.04% | 0.07% |
| 24 | £175,000 | 0.01% | 0.07% | 0.07% | 0.02% | 0.02% |
| 25 | £250,000 | 0.07% | 0.03% | 0.29% | 0.08% | 0.06% |
| | 合計 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |

出典：Criminal Injuries Compensation Authority Annual report 10-11

⁵⁴ Criminal Injuries Compensation Authority Annual report 10-11

9. 併給調整⁵⁵

公的給付の二重支払いを避けるため、裁定額の調整が図られる。

タリフに基づく補償金以外に申請者に支払われる補償金は、社会保障給付金、事件に対して補償として支払われた保険金を考慮して減額される。減額調整は、社会保障や保険金が支払われた、または支払われることになる期間に関わらずなされる。特に、その期間、実際に損失があったか、あるかに関わらず減額される。ただし、最初の28週間の逸失利益に対して支払われた社会保障や保険金は、減額調整の対象とはならない。

調整される額は、社会保障または保険金の全額から、それに対して控除された、またはされるべき所得税を差し引いた額となる。社会保障または保険金が裁定日の後で支払われる場合は、将来の損失を一括払い金として算出する際（乗数表、割引き係数、余命）に調整額を算出する。

障害者生活支援手当の支給がある場合は、ケア費用給付との減額調整がなされる。

被害者自身（負傷当時に18歳未満の被害者はその親または後見人）が全額出資し契約していた保険金は、減額の考慮に入らない（特別経費の減額調整は除く）。

年金給付との調整として、被害者が生存している場合、逸失利益の補償は、傷害の結果として生じる年金を考慮して減額される。被害者が死亡した場合、生計依存に対する補償金は同様に、被害者の死亡の結果として申請者が受け取る年金を考慮して減額される。被害者または被扶養家族により全額出資された結果生じる年金の権利は除外される。年金給付とは、傷害または死亡の結果として被害者の雇用に関連して受ける年金その他の権利や、被害者の雇用者が出資していた保険契約による見舞金やその他の保障給付金のことをいう。年金給付が課税対象である場合、その総額の半分が減給調整の対象となる。課税対象でない場合は、全額が減給調整の対象となる。

減額調整の対象となるその他の支払金（Payment）として、同一の傷害に関して申請者が受け取る、または受け取る権利がある次の支払金の全額が減額される。

- ・ 国外から支払われる補償金又は同様の支払い
- ・ 民事裁判所命令による賠償金
- ・ 刑事裁判所命令による人身傷害に対する賠償金
- ・ Criminal Procedure (Scotland) Act 1995、セクション302Aに基づく賠償
- ・ 損害、補償に対する和解金で、現金で支払われるもの

⁵⁵ The Criminal Injuries Compensation Scheme (2008), p.16~p17, Section45,46,48

表7 併給調整のまとめ

| 調整が発生する給付金 | 特記 | 減額される補償 |
|-----------------------------|---|---|
| 社会保障給付金 | 所得税を差引いた額。 | タリフ（被害者生存の場合の傷害等級に基づく補償金および、被害者死亡の場合の、遺族補償金）以外の補償金。 ⁵⁶ |
| 保険金 | 所得税を差引いた額。被害者または親、後見人全額出資の保険は減額調整対象外だが、保険金でカバーされた特別経費は対象となる。 | 上に同じ |
| 雇用に関連する雇用者出資の年金、見舞金、その他保障給付 | 傷害または死亡の結果生じる給付金が対象。被害者または被扶養家族が全額出資したものは対象外。これら減額対象の給付金が課税対象の場合は、給付額の半分が減額調整対象となる。 | 被害者生存の場合は逸失利益の補償金、死亡の場合は生計依存の場合の補償金。 ⁵⁷ |
| その他 | 北アイルランドの犯罪被害補償金、UK 外からの補償金または同様の支払金、UK 内外の民事および刑事裁判所命令による賠償金、現金での和解金 | |

10. 求償権

2004年DV、犯罪および被害者法では、支払われた犯罪被害補償額の全部または一部を、その犯罪被害に関連する不法行為で有罪となった者に対し、法務大臣が返還を求めることがあるとしている（施行されていない）。⁵⁸

⁵⁶ Criminal Injuries Compensation Scheme 2008, p.16, Section 45

⁵⁷ Criminal Injuries Compensation Scheme 2008, p.16-17, Section 46

⁵⁸ Domestic Violence, Crime and Victims Act 2004, 57 (2)

11. 遡及適用

遡及適用は行われない。

12. 損害賠償との関係等

刑事および民事裁判所の命令により支払われる賠償金は、減額調整の対象となる。

13. 不服申立手続

CICA の裁定内容に申請者が満足しない場合は、再審査を1回のみ受けることができるが、その後再審査の結果に不服申し立てをする場合は、再審査の通知日から90日以内に、不服申し立て通知書を第一段階審査会に提出し上訴する。

14. その他

(1) 海外テロ補償制度 (Victims of Overseas Terrorism Compensation Scheme)

海外で発生したテロの被害者への補償については、2010年犯罪および安全法 (The Crime and Security Act 2010) に基づき、UK以外の国で発生したテロによる傷害 (2010年1月18日以降の被害) への補償がなされることとなった。申請適格は、被害者の国籍、現住所、居住期間等を考慮して決定される (UK国民に限定しない)。また、任意の見舞金 (ex gratia) スキームも2012年4月1日から発足することとなった。

海外テロ補償制度については、「第3章 現地調査結果」を参照。

(2) 英国海外テロ被害者のための英国赤十字救援基金

同基金は、海外におけるテロ被害への補償を求める声を受け、2007年5月に赤十字社により創設された。設立当初、英国政府から100万ポンドの寄付を受け、不測の被害と支出に見舞われた被害者に対して緊急経済支援を行うことを目的としていた。

現在、同基金は、イギリスに正規滞在者でテロ被害を受けた者に対しては、国籍を問わず、即時補助金3,000ポンドと、目下のニーズに役立てるため支払われる追加の補助金12,000ポンドを利用できるようにしている⁵⁹。

⁵⁹ 法務省「getting-it-right-for-victims-and-witnesses」(2012年1月)

(3) Prisoner's Earnings Act 1996

刑務所内で服役する者の収入を政府が減額し、それを被害者支援にあてることのできる Prisoners' Earnings Act 1996 が 2011 年 9 月 26 日付けで施行された。その資金は、Victim Support が受け取ることとなる⁶⁰。制度の概要は以下のとおり。

囚人が刑務所服役中に、清掃、食事の準備などの仕事から得た収入から、政府が所得税、国民保険、裁判所命令の支払金、子どもの養育費などを控除することができ、それを犯罪被害者支援や犯罪防止、刑務所のコスト、囚人の被扶養者、出所後のために囚人に代わっての投資資金などに当てる。2011 年 9 月の施行で 500 人の囚人の 40% の収入をカットし、年間 100 万ポンド捻出すると見込まれている。

弱い立場にある被害者と目撃者の支援のために、毎年 9,800,000 ポンドが 3 年間にわたって支援団体へあてられる。2011-12 年度分を受けとった団体は、法務省ウェブサイトに表示されている。⁶¹

⁶⁰ 法務省プレスリリース 2011 年 9 月 26 日付け

<http://www.justice.gov.uk/news/press-releases/moj/newsrelease260911a.htm>

Prisoners' Earnings Act 1996

<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1996/33/enacted>

⁶¹ 法務省プレスリリース 2011 年 7 月 12 日付け

<http://www.justice.gov.uk/news/press-releases/moj/newsrelease120711a.htm0711a.htm>

法務省ウェブサイト、給付が認められた団体のリスト

<http://www.justice.gov.uk/publications/transparency-data/victims-witnesses-funding-awards.htm>

犯罪被害者等が利用し得る制度（モデルケースを前提として）

1. 制度概要

イギリスにおいては、国民の最低限の生活を保障するものとして、単一の社会保障制度が全国民に無差別・平等に保障されている。イギリスの社会保障制度は、国や地方公共団体の公費負担の割合が高いのが特徴である。

ただ、社会保障給付費の規模では、アメリカや日本より大きいものの、フランスやドイツなど大陸欧州諸国と比較すると低い水準にとどまっている⁶²。

2. 構成

社会保障全体の構成は、

- ・ 税を財源とし、原則無料でサービスを提供する公的関与度の高い医療
- ・ 社会保険方式に基づき、私的年金の役割も大きい年金
- ・ 自治体が中心的な役割を果たし、民間サービスの活用も積極にはかられている福祉

に分かれている⁶³。

3. 医療保険制度の概要

医療については、税金を財源とする国営の国民保健サービス (National Health Service) が、全国民を対象に、原則無料で提供されている。薬剤費など一部の費用については、患者の自己負担が生じる。自営業・被用者や、民間・公務員を問わず、全ての国民が単一の国民保険制度に加入を強制されおり、日本と大きな違いがある。ただし、低所得の非被用者は任意加入であり、国民皆保険ではない。

提供される医療サービスは、歯科治療、眼科治療等の一部が対象外となっている他は、疾病予防やリハビリテーションを含め、ほとんどの医療サービスが給付対象となっている。

NHS は精神医療についても幅広くカバーしており、かかりつけ医 (General Practitioner) の推薦を受ければ、専門医の診療を受けることができる。適応対象となる病状は、統合失調症、躁鬱、PTDS、無食欲症、人格障害などのほか、自閉症、痴呆症、薬物及びアルコール依存症、発作の経験者等である。児童や

⁶² 厚生労働省『2009～2010年海外情勢報告』「第3章各国にみる社会保障施策の概要と最近の動向・イギリス」p285

<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/11/pdf/teirei/t285~297.pdf>

⁶³ 同上

若年者については、不安や気分の落ち込み、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、強迫神経症（OCD）、拒食症や過食症といった摂食障害なども対象となる⁶⁴。

4. 社会保険制度の概要

国民保険（National Insurance）は、年金を中心として、失業、業務上災害等にかかる給付を総合的・一元的に行う社会保険制度である。この基幹部分は年金制度となっており、全体としては、退職年金（基礎年金：Basic State Pension、義務教育年齢を超える全ての就業者は退職基礎年金の加入義務がある）、遺族関連給付、障害者生活手当（Disability Living Allowance）、雇用及び支援手当、求職者手当、子供手当、出産手当、業務災害障害給付等に分かれる。医療保障と公的扶助制度を除く総合的な所得補償制度である。高齢者、障害者に対しては、地方自治体において税を財源とした対人社会サービスの提供が行われている。

基準所得に満たないものは、保険加入自体を強制されないが、それ以上でも、疾病給付等を受給している場合、労働能力がない場合、収監されている場合、出産手当、介護者手当の受給者は、保険料の納付を免除される。

各給付について、犯罪被害者への補償に関連する項目について順に述べていく。

（1）遺族給付

（ア）遺族一時金

管轄は年金労働省である。配偶者の死亡に起因する経済的困窮をさけることを目的として死亡後即座に支払われる非課税の一時金。配偶者が死亡した時点で60歳未満であるか、超えている場合には死亡時点で65歳未満であったか、国家老齢年金の受給を繰り下げていたか、または加入記録が国家老齢年金を受給するには不十分であって、国家老齢年金の受給資格を満たしていないこと、死亡配偶者が保険料納付要件を満たすだけの拠出を行っていたか、または、労働災害により死亡したこと、死亡配偶者の死亡時に遺族となる配偶者が事実上婚姻関係と同様の事情にある他のパートナーと生計を同じくしていなかったことを支給要件とし、2,000ポンドの給付を行う。

⁶⁴ NHS HP メンタルヘルスサービス

<http://www.nhs.uk/NHSEngland/AboutNHSservices/mentalhealthservices/Pages/Overview.aspx>

(イ) 子を持つ未亡人の手当 (Widowed parent's Allowance) / 遺族手当 (Bereavement Allowance)

片親手当は、年金労働省が管轄している。国民保険を納付していた配偶者、又は市民であるパートナーが死亡し、19歳未満の子供を育てており、子供手当を受給する者が受給対象となる。対象外となるのは、死亡時に離婚していた場合、今誰かと配偶者または市民パートナーとして同居している場合、再婚した場合である。支給額は、週最高 £100.70 となる。所得補助、求職者手当、介護者手当、雇用および支援手当等を受給している場合は、補償額が変わる。

45歳以上で子どもを育てていない者は、代わりに遺族手当を受給する。遺族手当は、一定の条件のもと、週当たり 82.5 ポンドの基礎手当と所得比例年金が給付される。最大 52 週間で、片親手当との併給はない。

(2) 法定疾病給付 (Statutory Sick Pay) ⁶⁵

被用者が障害により 4 日以上就労できなくなった場合、最初の 28 週間について雇用主から支給される。国民保険控除前の給与が週 120 ポンド以上であれば支給対象となる。給付額は、休職前の 8 週間の平均週給（各種税・保険料控除前）を元に算出される。

(3) 障害者生活手当 (Disability Living Allowance) ⁶⁶

従来は、就労不能給付 (Incapacity Benefit) によって期間別に 3 段階で給付を行っていたが、2011 年 1 月 31 日より新規申請ができなくなり、それによって障害者生活手当が運用されている。管轄は年金労働省である。

支給額は、介護の要素と運動障害の要素の二つから決定される。介護の要素としては、16 歳以上であること、又は入浴・着衣・食事・トイレ、透析を受けるに際し他者の介護が必要であること、或いは自己又は他人に危険が及ばないための監視を要することである。必要性については低、中、高の 3 段階がある。

運動障害の要素については、下記のいずれかに該当する者である。

⁶⁵ Directgov HP “ Statutory Sick Pay”

http://www.direct.gov.uk/en/MoneyTaxAndBenefits/BenefitsTaxCreditsAndOtherSupport/Illorinjured/DG_10018786

⁶⁶ Directgov HP “ Disability Living Allowance”

http://www.direct.gov.uk/en/MoneyTaxAndBenefits/BenefitsTaxCreditsAndOtherSupport/Disabledpeople/DG_10011925

- ・ 運動障害-身体的障害により歩行ができないまたは困難である
 - ・ 足または脚がない
 - ・ 視力喪失により 100%の障害があり、同時に聴覚障害により 80%以上の障害があり、屋外で他者の介添えが必要
 - ・ 重度の精神障害、行動障害があり、高度な介護が必要
 - ・ 地理不案内な場所に行く際、他人の補助または監視が必要 等
- 必要性は、低、高の2段階がある。各段階に応じた週の給付額は以下のとおりである。
- ・ 介護の要素：高 £73.60、中 £49.30、低 £19.55
 - ・ 運動障害の要素：高 £51.40、低 £19.55

(4) 雇用及び支援手当 (Employment and Support Allowance) ⁶⁷

管轄は年金労働省である。病気や障害が就労能力に影響している者に対する経済支援で、就労能力に関する確認調査がある。国民保険を一定額支払った者は、拠出額ベースの手当、十分な収入がないか、十分な国民保険拠出が一定額に満たない者は、収入ベースの手当を受給する。支給額は、独身者で25歳未満の場合は£53.45、25歳以上の場合£67.50であり、扶養家族がある場合は最大最高£125.00である。収入ベースの手当には、世帯所得、年金、6,000ポンド以上の預金が考慮される。

(5) 介護者手当 (Carer's Allowance) ⁶⁸

管轄は年金労働省である。妻がフルタイムの介護者である場合で、下記の要件に該当する場合、預金額に関係なく£88.25が受給できる。

- ・ 介護手当、障害者生活手当などの受給者を週35時間以上介護する
- ・ 16歳以上の者で、国民保険、所得税、年金、その他経費を差し引いた後の収入が週100ポンド以下

5. 生活扶助制度の概要

各給付について、犯罪被害者への補償に関連する項目について述べる。

⁶⁷ Directgov HP “Employment and Support Allowance”

http://www.direct.gov.uk/en/MoneyTaxAndBenefits/BenefitsTaxCreditsAndOtherSupport/Illorinjured/DG_171894

⁶⁸ Directgov HP “Carer's Allowance”

<http://www.direct.gov.uk/en/CaringForSomeone/MoneyMatters/CarersAllowance/index.htm>

(1) 所得補助 (Income Support) ⁶⁹

管轄は年金労働省である。就労時間が16時間未満で、収入・資産が所定の基準で算出した所要生計費に満たない場合に対象となる。主な受給者は、高齢者、疾病や障害により就労できないもの、家庭内介護や子どもの養育のために就労できない者である。申請者の年齢に応じた基本所要生計費に、家族構成や障害の程度等を加味して所要生計費が算出され、実際の収入や貯蓄も勘案した上で支給額が算出される。求職者手当、または雇用および支援手当の併給はできず、預金額が16,000ポンドを上回った場合も対象外となる。

週あたりの支給額は以下のとおり。

- ・ 独身者：16-24歳 £53.45、25歳以上 £67.50
- ・ 1人親：16-17歳 £53.45、18歳以上 £67.50
- ・ カップル：両者が18歳未満 £53.45、18歳未満と18-24歳 £53.45、
18歳未満と25歳以上 £67.50、両者が18歳以上 £105.95

なお、公的補助の併給調整として、上記「雇用及び支援手当」等を受けている者については受給できないが、上記「介護者手当」を受給している配偶者は申請が可能である。

(2) 子供手当 (Child Benefit) ⁷⁰

管轄は歳入庁の子供手当局である。収入や預金の額に関係なく、子供の養育に責任を持つ者（親でなくても可）が対象となる。子供と別居している場合でも、子供手当の給付額を超える養育費を支払っている場合は受給対象となる。（ただし、子供一人当たり一人の受給であるため、子供と同居する者が子供手当を受け取っていないことが条件となる。）支給期間は、子供が16歳に達するまでである。（特定の教育または訓練を受けている場合は、18歳に達するまで。）支給額は、子供が1人の場合は週£20.30、2人目以降は1人あたり週£13.40である。

⁶⁹ Directgov HP “Income Support”

http://www.direct.gov.uk/en/MoneyTaxAndBenefits/BenefitsTaxCreditsAndOtherSupport/On_a_low_income/DG_10018708

⁷⁰ HM Revenue & Customs HP “Child Benefit”

<http://www.hmrc.gov.uk/childbenefit/start/who-qualifies/index.htm>

(3) 後見人手当 (Guardian's Allowance) ⁷¹

管轄は歳入庁の後見人手当ユニット、子供手当局である。両親（一定の場合は片親のみ）が死亡した子供を養育する者で、子供手当、子供税控除の受給資格がある者が受けとることができる。子供1人あたり週£14.75支給される。

(4) 地方自治体税控除 (Council Tax Benefit) ⁷²

地方自治体による、低所得者を対象とした税控除制度である。受給対象は、就労しているか否かに関わらず、低所得で地方自治体税を支払っており、収入や資産が一定額以下の者である。16,000ポンド以上の預金がある者は受給できない。子ども手当については所得とみなされない。

受給対象となった場合、1人目は大抵100%控除となる。2人目の成人の割引率は、所得補助、所得ベースの求職者手当等を受けている場合は25%の控除、週当たりの総所得が£177未満の場合は15%の控除、週当たりの総所得が£177から£230.99の場合は7.5%の控除となる。

(5) 子供税控除 (Child Tax Credit) ⁷³

管轄は歳入庁の税控除局である。受給対象は、16歳未満の子供の扶養者であり、親でなくても対象となる。特定の教育または訓練を受ける子供については、20歳に達するまで支給される。

⁷¹ HM Revenue & Customs HP "Guardian's Allowance"

<http://www.hmrc.gov.uk/childbenefit/payments-entitlements/other-benefits/guardians-allowance.htm>

⁷² Directgov HP "Council Tax Benefit"

http://www.direct.gov.uk/en/MoneyTaxAndBenefits/BenefitsTaxCreditsAndOtherSupport/On_a_low_income/DG_10018923

⁷³ HM Revenue & Customs HP "Children and Tax Credit"

<http://www.hmrc.gov.uk/taxcredits/start/who-qualifies/children/index.htm>

III フランス

犯罪被害者等を対象とした補償制度等

●国家補償制度（管轄省庁：司法省）

1. 根拠法令

- 刑事訴訟法典（Code de procédure pénal）⁷⁴
 - 第706-3条から第706-15条（法律に関する部分）
 - 第R50-1条から第R50-28条（規則に関する部分）

2. 理念・趣旨等

- 刑事訴訟法典第706-3条以下が定義する一般犯罪被害者に対する法定補償制度は、国民連帯（solidarité nationale）という理念に基づき、被害者の補償および加害者に対する償還請求（exerce des actions de recours contre les responsables de dommages）を実施⁷⁵する。その原則は、本人が重大な損害の被害者である者（または、近親者等その権利者）がその損害に対して全面的な補償を受け、かかる損害行為が発生する前の金銭状態に回復させることにある⁷⁶。
- 当該国家補償制度には、テロ行為・その他犯罪被害者補償基金（Fonds de Garantie des victimes des actes de terrorisme et d' autre infractions: 以下、FGTI）と犯罪被害者補償委員会（Commission d' indemnisation des Victimes d' infractions: 以下、CIVI）の2つの機関が介在する。
- FGTIは、1990年7月6日付法律⁷⁷により、補償に充てる資金の確保、運用、管理、被害者間の補償配分の適切性を監視する役割を担う。法人格を持ち、理事会により運営され、経済・財政大臣により監督される⁷⁸。

⁷⁴ 仏法規定サイト（刑事訴訟法典）：

<http://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006071154&dateTexte=20120311>

⁷⁵ 補償基金（Fonds de Garantie）サイト：<http://www.fondsdegarantie.fr/indemniser.html>

⁷⁶ 内閣府犯罪被害者等施策推進室「平成20年度諸外国におけるテロ事件被害者等への経済的支援に関する調査」、付属資料（犯罪被害者補償委員会による犯罪被害者補償の仕組み並びにテロおよび犯罪被害者補償基金の役割）を参照

⁷⁷ Loi n°90-589 du 6 juillet 1990 modifiant le code de procédure pénale et le code des assurances et relative aux victimes d'infractions

仏法規定サイト：

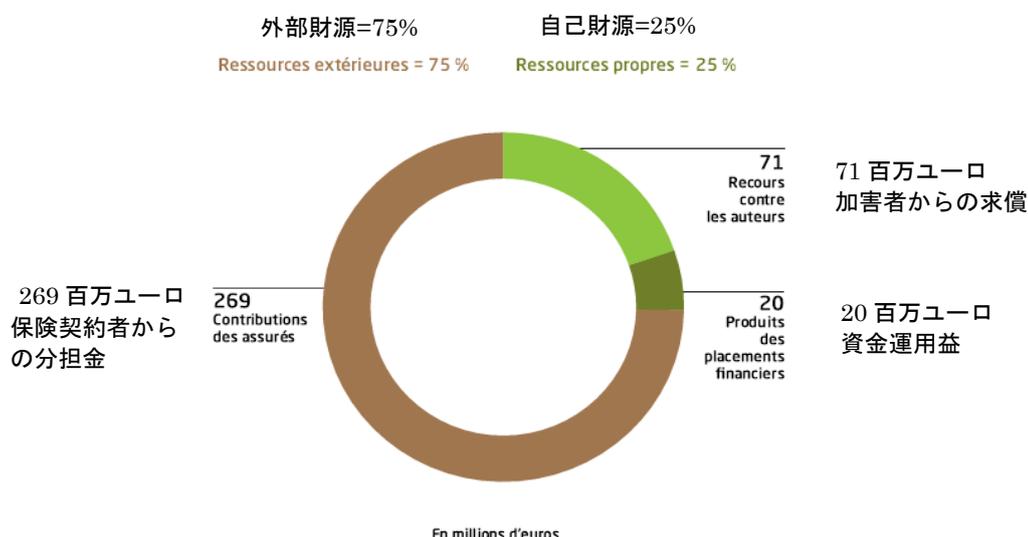
http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?jsessionid=CB8B0FA46E7FAD5C337AA3F199B3D6B3.tp djo08v_3?cidTexte=JORFTEXT000000532541&categorieLien=id

- CIVI⁷⁹は、申請に対し、争いのある場合に補償を行うかを判断する民事裁判機関である。

3. 財源

- FGTI は、個人の損害保険契約からの分担金(1契約あたり 3.30 ユーロ) (contribution des assurés) , 加害者からの求償 (recours contre les auteurs) ならびに資金運用益 (produit des placements financiers) を財源とする⁸⁰。国からの交付金は受けていない。

図 1: テロ行為・その他犯罪被害者補償基金 (FGTI) の財源



出典：補償基金 2010 年年次報告書 (Fonds de Garantie Rapport d'activité 2010)

4. 支給対象

(1) 国内犯

- 対象となる被害⁸¹ :
 - ・ 重大な身体的被害

⁷⁸ テロ行為・その他犯罪被害者補償基金 (FGTI) 定款を承認する 1991 年アレテ (Arrêté du 3 juillet 1991 approuvant les statuts du fonds de garantie contre les actes de terrorisme et d'autres infractions)

アレテ (Arrêté) とは、1 もしくは複数の大臣または他の行政庁 (県・市町村) が発する一般的または個別的な効力範囲をもつ執行的決定をいう。

⁷⁹ 刑事訴訟法典第 706.4 条

⁸⁰ 補償基金 2011 年プレス資料 (Fonds de Garantie, Dossier de presse 2011)

⁸¹ 刑事訴訟法典第 706.3 条 1 項に条件が 1 号から 3 号まで記され、2 項は支給拒否、減額がありうることを定める。

- ① 最低1か月間の完全労働不能 (Incapacité Totale de Travail: ITT)
 - ② 生涯身体機能障害者
 - ③ 被害者が死亡
 - ④ 強姦または性的被害あるいは人身売買⁸²
 - ・ 軽度の身体的被害および物的被害 (財産犯)
 - ① 1か月未満の完全労働不能 (ITT)
 - ② 窃盗, 詐欺, 背任, 強盗・恐喝, 器物毀棄
 - ・ 車両放火
 - ・ 被害の原因である犯罪行為について、他の法律で別途補償制度が設けられていないこと (例 アスベスト汚染被害者、労災被害者等)⁸³
 - 対象となる者⁸⁴ :
 - ・ フランス国籍を有する者
 - ・ EU加盟国の国籍を有する者
 - ・ 正規にフランスに滞在している外国籍者
- (2) 国外犯⁸⁵
- 対象となる被害 :
上記国内犯において対象となる 重大な身体的被害および軽度の身体的被害および物的被害 (財産犯)
 - 対象となる者 :
フランス国籍を有する者のみ
- (3) 親族間犯罪
- 加害者と被害者が家族であることを理由に不支給とする法令はなく、そのような裁定事例もない⁸⁶。

⁸² 刑法典第 222-22 条から第 222-30 条, 第 225-4-1 条から第 225-4-5 条および第 227-25 条から第 227-27 条により処罰される性的犯罪

⁸³ 刑事訴訟法典第 706-3 条 1 項 1 号

⁸⁴ 刑事訴訟法典第 706-3 条 1 項 3 号

⁸⁵ 「国外での被害者, 権利と行動? 特別事項? (Etre victime à l'étranger : Quels droits et actions? Quelles spécificités?)」, 司法省および外務省, 2008 年 7 月

司法自由省 (Ministère de la justice et des libertés) サイト:

<http://www.justice.gouv.fr/aide-aux-victimes-10044/victime-de-faits-a-letranger-11144/que-faire-pour-e-tre-indemnie-dans-le-cadre-judiciaire-15242.html>

⁸⁶ 大審裁判所犯罪被害者補償委員会からのヒアリングより

5. 支給内容・支給形式

- 犯罪被害者が傷害を負った場合、1か月を超える完全労働不能（ITT）による、給与の損失、職務上の損害、恒常的な後遺障害（IPP）のため介護者を雇用する費用、医療費の自己負担分、容貌上・性的能力上の被害に対する慰藉、婚姻生活の破たんその他生活の質に関する損害等、経済的（逸失利益含む）・精神的損害等に関する補償について FGTI・裁判所が個別に判断した額が支給される⁸⁷。
- 犯罪被害者が死亡した場合、死亡による損害（葬儀費用、交通費、宿泊費、精神的被害等）に関する補償について裁判所より個別に判断された額が支給される。
- 支払形式は一時金である。
- 刑事訴訟法典第706-14条で規定される犯罪（窃盗、詐欺、横領、恐喝など）、軽度の身体的損害には、上限額付き補償が適用される。
- 補償要件は次のとおりである。

表8： 国家補償制度受給要件

| 犯罪 | 補償 | 要件 |
|---------------------------------|-----------------|---|
| 死亡または生涯身体機能障害、最低1か月の完全労働不能（ITT） | 全額 | なし |
| 強姦、性的暴力、未成年者の性的虐待 | 全額 | なし |
| 1か月未満の完全労働不能（ITT） | 上限額 4,179ユーロ | <ul style="list-style-type: none"> ・収入条件：月収が1,393ユーロ以下+扶養家族2人目まで167ユーロ+扶養家族3人目から一人あたり106ユーロ ・その他機関（個人的に加入する保険、相互保険、社会保障、他の債務者による損害補償など）による損害補償が不十分である、または、受給できない場合 ・被害者の生活に深刻な影響を与える犯罪 |
| 窃盗、詐欺、横領、恐喝 財産犯（破損、破壊、損壊） | 上限額 4,179ユーロ | <ul style="list-style-type: none"> ・収入条件：月収が1,393ユーロ以下+扶養家族2人目まで167ユーロ+扶養家族3人目から一人あたり106ユーロ ・その他機関（個人的に加入する保険、相互保険、社会保障、他の債務者による損害補償など）による損害補償が不十分である、または、受給できない場合 ・被害者の生活に深刻な影響を与える犯罪 |

⁸⁷ 内閣府犯罪被害者等施策推進室「平成20年度諸外国におけるテロ事件被害者等への経済的支援に関する調査」、付属資料（犯罪被害者補償委員会による犯罪被害者補償の仕組み並びにテロおよび犯罪被害者補償基金の役割）

| | | |
|-------------|--------------------------|---|
| <p>車両放火</p> | <p>上限額 4,179 ユーロ</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・収入条件：月収が2,089.50ユーロ以下+扶養家族2人目まで167ユーロ+扶養家族3人目から一人あたり106ユーロ ・その他機関（個人的に加入する保険，相互保険，社会保障，他の債務者による損害補償など）による損害補償が不十分である，または，受給できない場合 ・車検済みおよび強制保険加入車であること ・フランス国内の被害 |
|-------------|--------------------------|---|

出典：仏行政公式サイト <http://vosdroits.service-public.fr/F2313.xhtml#N101D4>

- 上記の補償要件を満たすことができない軽犯罪の被害者に対しては別の補償枠組みとして犯罪被害者補償支援サービス（Service d' aide au recouvrement des victims d' infractions: 以下，SARVI）がある。その要件は次のとおりである。

表9：犯罪被害者補償支援サービス（SARVI）受給要件

| 受給要件 | 補償額 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・2008年10月1日以降，裁判所から損害賠償支払の決定が下されていること ・CIVIの補償を受けることができないこと | <ul style="list-style-type: none"> ・裁判所が命じた損害賠償額の30%未満 ・最低1,000ユーロ，最高3,000ユーロ |

出典：補償基金サイト <http://www.fondsdegarantie.fr/sarvi.html>

- 本人が重大な損害の被害者（またはその権利者）である場合にはその損害に対して全面的な補償が，軽度の被害あるいは物的被害に対しては上限額付きの補償が受けられる⁸⁸。

6. 不支給事由・減額事由

- 申請者は犯罪行為の被害者である証拠を示さなければならない⁸⁹。
- 被害者の過失によって補償が拒否されるか，その金額が減額される場合がある⁹⁰。

7. 申請・裁定・給付手続

(1) 申請

- 申請先
 - ・大審裁判所（Tribunal de Grande Instance）に設置される CIVI

⁸⁸ 刑事訴訟法典第706-3条以下が定義する一般犯罪被害者に対する法定補償制度。

⁸⁹ 刑事訴訟法典第706-3条1項

⁹⁰ 刑事訴訟法典第706-3条2項

- 管轄を有する CIVI⁹¹
 - ・ 申請人の居住地を管轄する CIVI
 - ・ 原因となった犯罪の刑事裁判の管轄地の CIVI
 - ・ 同一犯罪の他の被害者が申請している CIVI⁹²
 - ・ 国外での犯罪被害の場合、パリ大審裁判所内 CIVI⁹³
- 申請書
 - ・ 所定の様式「CIVI への補償金申請書 (Demande d'indemnisation adressée à la commission d'indemnisation des victimes d'infractions) 法定様式番号 cerfa N° 12825*03」に記入⁹⁴
- 申請にあたって提供されるべき情報⁹⁵
 - ・ 常に必要な情報
 - ① 氏名, 生年月日, 出生地, 職業, 国籍, 住所
 - ② (被害者の家族等, 申請者が被害者本人でない場合) 被害者との関係
 - ③ 被害原因となった犯罪の発生地等, 刑事裁判管轄が認められる区域
 - ④ 障害の具合, 労働不能期間, 後遺症の有無
 - ⑤ 申請者に対して補償を実施するであろう公的または民間機関
 - ⑥ 加害者からの損害賠償等, すでに加害者によって講じられている損害補てん措置
 - ⑦ CIVI に求める補償額

⁹¹ 補償基金サイト : <http://www.fondsdegarantie.fr/images/Livret%20infractions.pdf> (「犯罪被害者補償手帳 (Livret de l'indemnisation : Infractions)」)

⁹² 小木曾綾「フランスの犯罪被害者等に対する経済的支援制度」犯罪被害者給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会第4回(2011年11月14日)資料2

⁹³ 内閣府犯罪被害者等施策推進室「平成20年度諸外国におけるテロ事件被害者等への経済的支援に関する調査」, 付属資料(犯罪被害者補償委員会による犯罪被害者補償の仕組み並びにテロおよび犯罪被害者補償基金の役割)

⁹⁴ 仏行政公式サイト (site officiel de l'administration française) : https://www.formulaires.modernisation.gouv.fr/gf/cerfa_12825.do (法定様式), https://www.formulaires.modernisation.gouv.fr/gf/getNotice.do?cerfaFormulaire=12825*03&cerfaNotice=51153 (記入上の注意)

⁹⁵ 補償基金サイト (申請における証明書類リスト) : <http://www.fondsdegarantie.fr/images/stories/pdf/infraction/justif%20infra%201.pdf> (重身体犯)

- ・ 被害者の身体的損害の程度が軽度の場合⁹⁶、窃盗等に伴う物的損害の場合⁹⁷、または車両放火の場合⁹⁸は、さらに次の情報の提供が求められる。
 - ① 申請者の資力に関する情報
 - ② その他の利用可能な機関等から補償が受けられない理由
 - ③ 深刻な物的または精神的被害を受けていることを示す文書
- 申請に必要な資料：
 - 上述の申請にあたって提供されるべき情報や内容を証明する文書

(2) 給付手続⁹⁹

- 損害を受けた者、代理人もしくは受任者は、CIVIの文書課に署名入り申請書を提出する。
- 申立の審理の権限をもつCIVIは、申請者の居住地の大審裁判所に設置されたCIVIまたは公訴提起を受けた刑事裁判所の所在地を管轄するCIVI、もしくは、申請者がフランスに居住していない場合はパリの大審裁判所となる。
- 申立は犯罪の発生から3年以内、また、刑事裁判が行われている場合は、原因となった犯罪についての刑事裁判確定の日から1年以内に提出されなければならない(訴権喪失)¹⁰⁰。
- 弁護士の関与は必須ではないが、民事訴訟法典第700条に基づき、当該訴訟手続に関連する費用に限り、また、被害者が裁判に関する援助を受けられない場合に限り、CIVIは弁護士費用を支払うことができる。
- 申請書には補償申立の調査に有効な全ての情報を含まなければならない¹⁰¹。
- 申請書は遅滞なくFGTIに送付される。
- FGTIは、書類に不備がなければ、申請書の受領から2か月以内に被害者に補償の提案を行う。提案が受諾されれば、FGTIはCIVI裁判長に合意

⁹⁶ 補償基金サイト(申請における証明書類リスト)：

<http://www.fondsdegarantie.fr/images/stories/pdf/infraction/justif%20infra%202.pdf> (軽身体犯)

⁹⁷ 補償基金サイト(申請における証明書類リスト)：

<http://www.fondsdegarantie.fr/images/stories/pdf/infraction/justif%20infra%204.pdf> (財産犯)

⁹⁸ 補償基金サイト(申請における証明書類リスト)：

<http://www.fondsdegarantie.fr/images/stories/pdf/infraction/justif%20infra%203.pdf> (車両放火)

⁹⁹ 刑事訴訟法典第706-5-1条および仏行政公式サイト：<http://vosdroits.service-public.fr/F2313.xhtml>

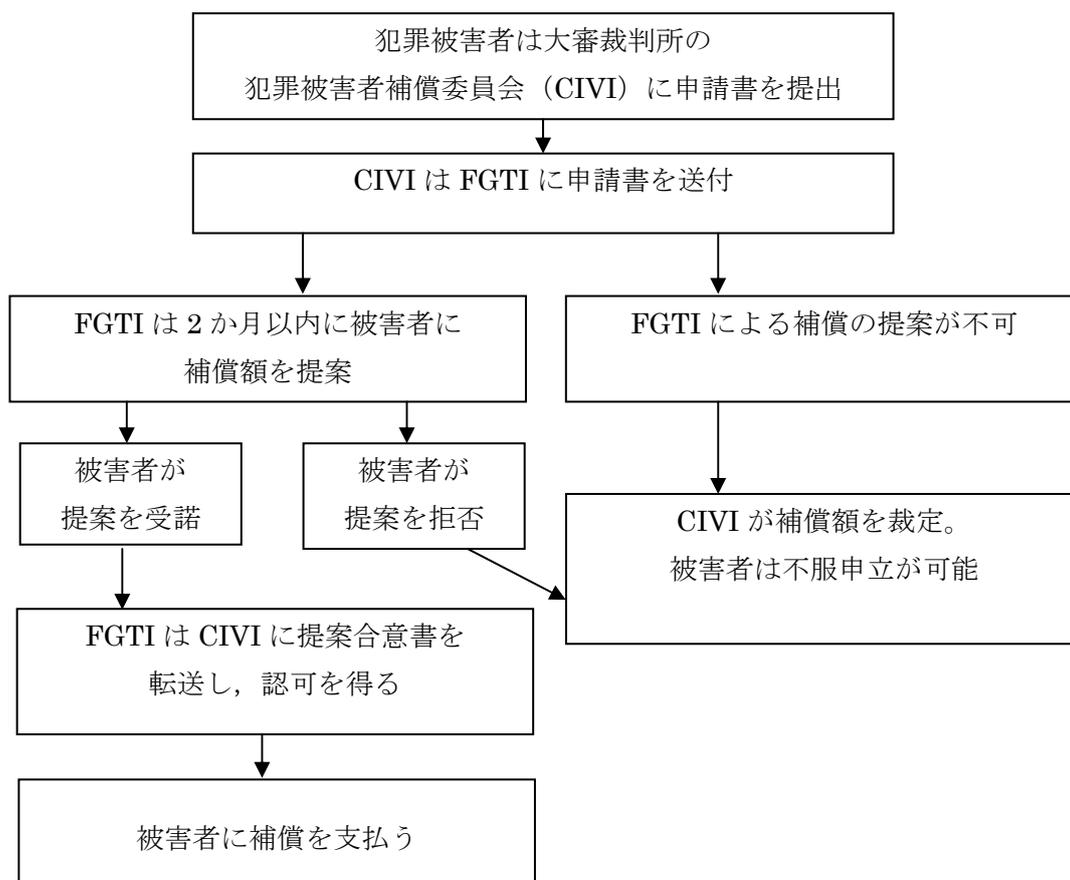
¹⁰⁰ 刑事訴訟法典第706-5条

¹⁰¹ 刑事訴訟法典第R50-9条および第R50-10条

証明書を送付し認可を得る。この認可により補償提案に執行力が与えられ、1か月以内に支払が行われる（相互交流方式）¹⁰²。

- FGTIが補償を拒否した場合、被害者が提案を拒否した場合、CIVIの提案に対して被害者から2か月以内に回答がない場合は、CIVIが調査、聴聞のうえ、裁定を下す。

手続の流れ



出典：補償基金2010年年次報告書（Fonds de Garantie, rapport d'activité 2010）

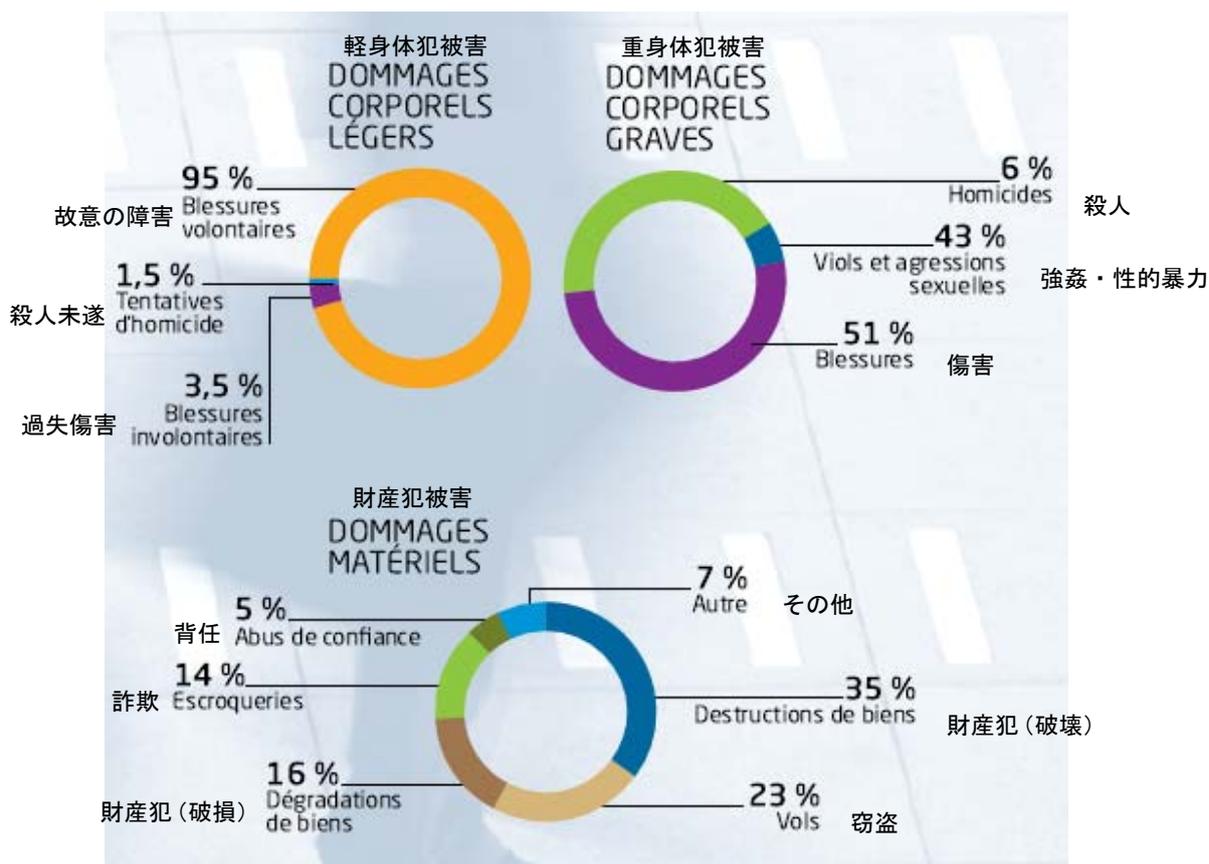
¹⁰² FGTIと申請者との示談に基づいて補償内容を決定していく方式を「相互交流方式（Transactional system）」と呼ぶ。2004年3月9日のプルベンII法（la loi Perben II du 9 mars 2004）によって導入された。内閣府犯罪被害者等施策推進室「平成20年度諸外国におけるテロ事件被害者等への経済的支援に関する調査4.フランスにおけるテロ事件被害者等への経済的支援」

8. 支給状況

(1) 2010年FGTI補償実績¹⁰³

- 申請者数：17,873人
- 重身体犯被害者：12,036人（67.3%）
- 軽身体犯被害者：2,192人（12.3%）
- 財産犯被害者：3,645人（20.4%）
- 2010年支給総額：2億5520万ユーロ

図2：2010年FGTI取扱実績



出典：補償基金2010年年次報告書 (Fonds de Garantie, Rapport d'activité 2010)

¹⁰³ 補償基金2010年年次報告書 (Fonds de Garantie, rapport d'activité 2010) 及び補償基金2011年プレス資料 (Fonds de Garantie, Dossier de presse 2011)

(2) 2010年犯罪被害者補償支援サービス (SARVI) 実績¹⁰⁴

- 申請書受領数 25,576 件
- 支給総額 1500 万ユーロ

9. 併給調整

補償の裁定額の決定にあたり考慮されるべき給付¹⁰⁵

- 国家賠償法による給付
- 医療およびリハビリ給付
- 雇用者から支払われるべき休職中の給与
- 共済組合給付
- その他、当該被害を原因とするあらゆる賠償・補償（加害者の保険者から支払われる加害者からの賠償、被害者加入の生命保険を除く定額補償など）

10. 求償権¹⁰⁶

- FGTI は、被害者に補償を行った後、被害者に支払った補償の全額あるいは一部を回収するために加害者に対して求償権を行使する。求償権は次の観点に基づいて行われる。
 - ・ 求償権行使により、本来の賠償責任者である加害者に責任をとらせる。
 - ・ 求償権の行使により、加害者が罰を受けていないという印象を被害者に残させない。
 - ・ 求償権の行使により、犯罪行為がもたらした経済的影響に対して加害者に責任を負わせ、再犯防止につなげる。
- 求償は補償基金の財源の一部となる。
- 補償基金では専門班が求償を担当する。専門班は、加害者の債務返済を支援するために加害者と一緒に解決策を検討し、返済額に応じた債務返済プランを加害者に提案する。
- 加害者が補償基金の債務返済案を拒否した場合は和解不成立となり、補償基金は被害者に支払った額を回収するために必要な法的手段を講じる。

¹⁰⁴ 補償基金 2011 年プレス資料 (Fonds de Garantie, Dossier de presse2011)

¹⁰⁵ 刑事訴訟法典第 706-9 条

¹⁰⁶ 補償基金 2011 年プレス資料 (Fonds de Garantie, Dossier de presse2011) 及び補償基金サイト (Fonds de Garantie) <http://www.fondsdegarantie.fr/le-recours.html>

- 2010年求償権行使の実績¹⁰⁷
 - ・ 求償中の案件 83,000件
 - ・ 加害者求償による回収額 8,500万ユーロ
 - ・ 加害者の返済プランの実行数 29,000件
 - ・ 求償するための法的手続き 9,000件

1 1. 遡及適用

なし

1 2. 損害賠償との関係等

- 私訴 (Action civile) 権は、犯罪により直接生じた損害を自ら被ったすべての者に認められる¹⁰⁸。2008年7月より犯罪被害者の損害賠償回収支援が導入され¹⁰⁹、刑事訴訟法典及び保険法典 (Code des assurances) が改正された。
- 私訴原告人は、有罪判決を受けた者が損害賠償に関する判決確定日後、2か月以内に損害賠償等を自発的に支払わない場合は、FGTIに回収支援の訴えを行うことができる¹¹⁰。
- 補償基金は、私訴原告人の回収支援の訴えを受領してから2か月以内に、損害賠償金等の金額が1000ユーロ未満の場合はその全額を立て替え、1000ユーロを超える場合は、言い渡された損害賠償等の金額の30%相当を立て替える。立て替え対象の金額は、3000ユーロを上限とし、1000ユーロを下回らないものとする¹¹¹。

1 3. 不服申立手続

- 申請者がFGTIの補償の提案を拒否した場合、申請者がFGTIの補償の提案に対して2か月以内に返答しなかった場合、またはCIVIがFGTIの補償内容を拒否した場合、CIVIによる裁定が行われる。

¹⁰⁷ 補償基金 2011年プレス資料 (Fonds de Garantie, Dossier de presse 2011)

¹⁰⁸ 刑事訴訟法第2条

¹⁰⁹ 犯罪被害者のための新しい権利の創設および刑の執行の改善に関する 2008年7月1日付け法律第2008-644号 (Loi n°2008-644 du 1^{er} juillet 2008 créant de nouveaux droits pour les victimes et améliorant l'exécution des peines)

¹¹⁰ 刑事訴訟法典第706-15-2条

¹¹¹ 保険法典第L422-7条

(1) 申請方法

- 申請に必要な書類
 - ・ CIVI に提出された申請書
- 申請先
 - ・ CIVI

(2) 裁定

- 裁判官が申請書の情報を審査する（事件を調査し、有効な聴聞及び調査を行う）。
- CIVI が申請書類を審査する。
- FGTI と共和国検事に書類が送付され、両者が申請者の申立に対する意見を陳述する。
- 合議制の聴聞にて申請者と FGTI との間で口頭弁論が行われる。
- 裁判官から申請者に対する補償の実施を認める判決または仮払金の支給と査定の実施の命令が下される。

(3) 裁定結果

- 申請が認められた場合、決定日から起算して1か月以内に補償額が被害者に支給される¹¹²。
- 申請が却下された場合、申請者は控訴することができる¹¹³。なお、委員会が一部または全額を免除しなければ、申請者には訴訟費用の支払が命じられる¹¹⁴。

14. その他

(1) テロ犯罪被害者への給付¹¹⁵

- フランスでは、1970年代以降テロが頻発し、1986年に「テロリズムとの戦い及び国家の安全に対する侵害に関する1986年9月9日の法律第86-1020号(1)」が制定され、テロ被害者に対する国民連帯に基づく補償制度が創設された。1990年にFGTIが創設されたことに伴い、財源面で

¹¹² 刑事訴訟法典第 R50-24 条

¹¹³ 刑事訴訟法典第 R50-23 条

¹¹⁴ 刑事訴訟法典第 R50-21 条

¹¹⁵ 内閣府犯罪被害者等施策推進室「平成20年度諸外国におけるテロ事件被害者等への経済的支援に関する調査」

一般犯罪被害者に関する補償制度との統合が図られ、実際の補償内容の決定に際しては、被害認定を除いて一般犯罪被害者に対する補償制度とほぼ同様の手続きがとられている。

- 給付対象はフランス国内（国籍を問わずあらゆる被害者が補償の対象となる。）及び海外におけるテロ事犯（フランス国籍を有する者のみが補償の対象となる）によるすべての身体的被害である。
 - テロ被害に関しては、原則として被害者の申請は必要とされておらず、国内におけるテロ被害であれば検事局がFGTIに通報し、海外におけるテロ被害であれば外務省がFGTIに対して通報及び情報を提供する。個々の被害者の認定機関はFGTIとなる。
 - テロ被害における身体的被害については、一般犯罪における重大な身体的被害と同様に補償に上限が定められておらず、全額補償となっている。
- (2) テロ及び大規模事故の被害者への支援
- テロ及び大規模事故（航空機、列車事故、大型客船の沈没事故等）により多くの犠牲者が生じた場合、海外での被害の場合も含めて、国家として司法省は被害者をすぐに救済するための活動を行う。
 - 大規模事故への司法省の対応方針は、次の3つである。
 - ・ 大規模事故の被害者を支援する
 - ・ 被害者へ情報提供を行う
 - ・ 和解での補償を優先して支援する
 - 大規模事故の被害者支援について、被害者へのサービスは無料である。被害者救済のための民間団体が、受け入れ、相談、カウンセリング、法的支援、医療のサービスを提供する。
 - 大規模事故の場合の補償は、民事訴訟による方法と和解による方法があるが、裁判は非常に長くかかることから、和解を希望する被害者には和解解決の協約を結べるよう、司法省がコーディネートする。協約には保険会社や弁護士等が加わり、仮払金が短期間に支払われることが可能である。

犯罪被害者等が利用し得る制度（モデルケースを前提として）

1. 制度概要

- 犯罪被害者等が利用し得る制度としては、社会保険制度 (assurance sociale) と社会扶助制度 (aide sociale) に分けられる。
- 社会保障法典 (Code de la sécurité sociale) ¹¹⁶を根拠法令とする。

表 10 フランスの社会保障制度の運営組織

| | 一般制度 (民間被用者を対象) | 公務員制度・特別制度 (公務員等が対象) | 非被用者制度 (自営業者等を対象) | 農業制度 | |
|---|----------------------------------|-----------------------------------|--|---|--------------|
| 保険料徴収 機関 | 社会保障機関中央資金管理 事務所 (ACOSS) | 各給付機関が徴収 | | | |
| 給 付 事 務 運 営 ・ 担 当 機 関 | 家族手当 | 全国家族手当金庫 (CNAF) または使用者 (ex. 国) | 全国家族手当金庫 (CNAF) | 農業社会共済 (MSA) | |
| | 障害者手当 在宅手当 | | | | |
| | 疾病保険 | 全国被用者疾病保険金庫 (CNAMTS) | 国家・地方公務員、国鉄、パ リ市交通公社などの職域特別 制度運営機関 | 自営業者社会制度 (RSI) | 農業社会共済 (MSA) |
| | 疾病 出産 障害、死亡 労働災害 職業病 | | | | |
| | 老給保険 | 全国老給保険金庫 (CNAV) | 国家・地方公務員、国鉄、パ リ市交通公社などの職域特別 制度運営機関 | 自営業者社会制度 (RSI) 全国自由業者老給保険金庫 (CNAVPL) 弁護士全国金庫 (CNBF) | 農業社会共済 (MSA) |
| 基礎年金 補足年金 | 補足年金制度連合 (ARRCO) | | | | |

(出典) 「厚生労働省「2009～2010年 海外情勢報告・フランス」

2. 社会保険制度

- 社会保険制度は、保険料によってまかなわれる制度であり、職域に応じて運営組織が異なる。具体的には、一般制度 (régime général) 、国家公務員制度、地方公務員制度、特別制度 (パリ市交通公社、船員等) や、自営業者等と対象とした非被用者制度など、様々な制度がある。フランスには日本の国民健康保険のような地域保険がないため、退職後も就労時に加入していた職域保険に加入し続ける。最も加入者が多く代表的なものが、民間の給与所得者を対象とする一般制度である。

¹¹⁶ 社会保障法典：
<http://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006073189&dateTexte=20120311>

○ 一般制度の構成¹¹⁷

- ① 疾病 (maladie)・出産(maternité)・障害 (invalidité)・死亡 (décès)
- ② 老齢 (vieillesse)・寡婦 (veuvage)
- ③ 労働災害 (accidents du travail)・職業病 (maladies professionnelles)
- ④ 家族手当 (famille)

(1) 疾病保険 (Assurance Maladie) ¹¹⁸

- ・ 疾病保険 (疾病・出産) は、職域ごとに強制加入の多数の制度があり、各職域保険の管理運営機構として金庫 (caisse) が設置されている。
- ・ 犯罪被害者が死亡した場合、死亡後1年間は遺族の疾病保険は継続され、それ以降は普遍的医療保険 (Couverture Maladie Universelle : CMU) に加入することができる。CMUは低所得者に対して保険料の支払が免除される制度である。

○ 疾病保険

- ・ 給付内容については償還払いが基本であるが、入院の場合は直接医療機関に支払われる。償還率は医療行為により異なるが、外来の場合は70%が原則である。通常医薬品は65%である。また、保険の対象とならない定額負担金として、診療 (毎回1ユーロ) ¹¹⁹、入院 (日額18ユーロ)、薬剤 (1箱0.5ユーロ) などが徴収される。
- ・ 障害者の病気或いは出産等の医療費については、100%カバーされる。(同種療法など一部の薬剤や治療に対して自己負担あり。)
- ・ 心理カウンセリングの疾病保険適用については、下記のいずれかの条件を満たせば診療費の70%までカバーされる。償還額は法定料金が前提であり、社会保障で定められたベースとなる診療費の金額 (上限) をもとに算出される。
- ・ 公共の病院における精神医療や心理カウンセリング
- ・ 26歳以上の場合は、かかりつけ医師によって心理カウンセリングの必要

¹¹⁷ 社会保障法典第 L200-2 条

¹¹⁸ 社会保険 (L'assurance maladie) サイト :

<http://www.ameli.fr/assures/droits-et-demarches/par-situation-medicale/vous-etes-adulte-handicape/votre-protection-sociale.php>

¹¹⁹ 18歳未満の未成年、妊娠6か月以上出産後12日までの診療、CMU加入者は、定額負担 (1ユーロ) の対象にならない。

性が診断され、指定の精神科医のカウンセリングを受けた場合

- ・ 26歳未満の場合は、かかりつけ医師の診断がなくても適用は可能であるが、精神科医のカウンセリングである必要がある
- ・ 心理カウンセリングを実施する場合は、医療的専門性が問われる。何らかの協会・団体の医師免許のない心理カウンセラーの場合は、公共の病院に勤めている場合等を除き、カバーされない。

表 11 診療に係る保険給付額

| | 料金(€) | 給付基礎額(€) | 償還率 | 償還(給付)額(€) |
|----------------|-------|----------|-----|-------------------------------|
| 一般医(セクター1) | 23 | 23 | 70% | $23 \times 0.7 - 1 = 15.1$ |
| かかりつけ医を通さない場合 | | | 30% | $23 \times 0.3 - 1 = 5.9$ |
| かかりつけ医の推薦による診察 | 26 | 26 | 70% | $26 \times 0.7 - 1 = 17.2$ |
| 一般医(セクター2) | 自由料金 | 23 | 70% | $23 \times 0.7 - 1 = 15.1$ |
| かかりつけ医を通さない場合 | | | 30% | $23 \times 0.3 - 1 = 5.9$ |
| かかりつけ医の推薦による診察 | | | 70% | $23 \times 0.7 - 1 = 15.1$ |
| 専門医(セクター1) | 25 | 25 | 70% | $25 \times 0.7 - 1 = 16.5$ |
| かかりつけ医を通さない場合 | | | 30% | $25 \times 0.3 - 1 = 6.5$ |
| かかりつけ医の推薦による診察 | 28 | 28 | 70% | $28 \times 0.7 - 1 = 18.6$ |
| 専門医(セクター2) | 自由料金 | 23 | 70% | $23 \times 0.7 - 1 = 15.1$ |
| かかりつけ医の推薦による診察 | | | | |
| 精神・神経科医(セクター1) | 37 | 37 | 70% | $37 \times 0.7 - 1 = 24.9$ |
| かかりつけ医の推薦による診察 | 41 | 41 | | $41 \times 0.7 - 1 = 27.7$ |
| 精神・神経科医(セクター2) | 自由料金 | 34.3 | 70% | $34.3 \times 0.7 - 1 = 23.01$ |
| かかりつけ医の推薦による診察 | | | | |

(出典) 疾病保険サイト¹²⁰ (Assurance Maladie)

¹²⁰<http://www.ameli.fr/assures/soins-et-remboursements/combien-serez-vous-rembourse/consultations/les-consultations-en-metropole/dans-le-cadre-du-parcours-de-soins-coordonnes.php>

- ・ 入院した被保険者は入院時定額負担 (forfait hospitalier) を支払う。この負担は 24 時間を超えて医療施設に滞在した場合にそれによって生じる宿泊費用に対する負担であり、入院 1 日につき 18 ユーロ (精神科病院の場合は 13.5 ユーロ) とされる。原則として、公立病院への入院医療費については、保険制度によって 80% が負担され、被害者の自己負担は 20% となる¹²¹。
- 障害追加手当 (ASI)¹²² (Allocation Supplémentaire d'invalidité)
 - ・ 疾病保険から給付される手当で、障害により復職できず、就労所得を失った際に適用となる。
 - ・ 適用条件となる年収：一人親 (独身者、一人で生活している者を含む) の場合は 8,096.33 ユーロ未満、夫婦 (カップル) の場合は 14,181.30 ユーロ未満。
 - ・ 給付額は収入によって異なり、現在 (2011 年 4 月 1 日時点) の最高支給額としては、単身者或いは夫婦 (カップル) のどちらかが受給する場合は年額 4,656.69 ユーロ以内、夫婦 (カップル) で受給する場合は年額 7,684.25 ユーロ以内である。
 - ・ 60 歳を超えると障害追加手当 (ASI) は高齢者連帯手当 (Allocation de solidarité aux personnes âgées) に替わる。
 - ・ 国家補償制度による支給額算定時に障害追加手当の受給の有無は問題とならない。

(2) 障害保険の概要

- 障害保険 (年金) (Pension d'invalidité)
 - ・ 障害保険の支給要件¹²³は下記のとおりである。
 - ① (年齢要件) 60 歳未満
 - ② (障害の程度) 稼得能力の 2/3 以上

¹²¹ 疾病保険サイト

(<http://www.ameli.fr/assures/soins-et-remboursements/combien-serez-vous-rembourse/hospitalisation/le-forfait-hospitalier.php>)

¹²² 社会保険 (L'assurance maladie) サイト:

<http://www.ameli.fr/assures/droits-et-demarches/par-situation-medicale/votre-pension-d-8217-invalidite/l-allocation-supplementaire-d-invalidite.php>

¹²³ 疾病保険サイト

- ③ (資格要件) 労働停止日前に12か月以上の保険期間があること
 - ④ (納付要件) 障害の状況に至る前12か月間に800時間の就労があり、そのうち直近3か月間に200時間の就労がること、又は、労働停止日の直近1年間において時間あたり最低賃金の2030倍に相当する保険料を納付し、そのうち直近6か月間に時間あたり最低賃金の1015倍に相当する保険料を納付していること
- ・ また、給付額については下記表のとおりとなる。

表12 障害年金による給付額一覧

(2012年1月1日現在)

| 障害の程度 | 最も所得の高かった10年間の平均収入に対する割合 | 最低額(€) | 最高額(€) |
|--------|-----------------------------------|----------------------|------------------------|
| カテゴリー1 | 30% | 270.69 | 909.30 |
| カテゴリー2 | 50% | 270.69 | 1,515.50 |
| カテゴリー3 | 50% + 第三者の介護を必要とする場合の介護者支援(一律) | 270.69 + 1,060.16 | 1,515.50 + 1,060.16 |

出典：疾病保険サイト

- ・ 国家補償制度による支給額算定時には、上記表中の介護者支援を含めて減額調整対象となる。
- 寡婦(夫)障害手当¹²⁴
 - ・ 寡婦(夫)である本人が障害を有し、年齢が55歳未満、障害の程度が稼得能力の2/3以上の場合、以下の給付額が支給される。
 - ① 60歳前に死亡した場合、障害年金(カテゴリー2)の54%相当額
 - ② 60歳以降に死亡した場合、老齢年金の54%相当額
- (3) 死亡保険の概要
 - 死亡保険(一時金)(assurance décès)
 - ・ 被保険者が死亡した場合、一般制度の死亡保険(assurance décès)から被保険者の扶養家族に対して次の順序で支給される¹²⁵。
 - ① 生存配偶者又は連帯市民契約(Pacte civil de solidarité : PACS)の関係にある者

¹²⁴ 疾病保険サイト¹²⁵ 同上(社会保障法典第L361-1条～第L361-5条、第R361-1条～第R361-5条)

- ② 子ども
- ③ 尊属（父母，祖父母）
- ・ 給付額（2012年1月1日現在）については，故人の生前の日給基本額（le gain journalier de base）の90倍相当額（およそ3か月分）が支給される。ただし，社会保障（Sécurité Sociale，日本の国民健康保険に相当）の年間上限額の1%以上25%未満でなければならない。日給基本額は直近3か月間の給与額の90分の1とする。2012年の死亡保険金の最低額は363.72ユーロ，最高額は9,093.00ユーロである。
- ・ 国家補償制度による支給算定時には，減額調整対象となる。
- 遺族年金
 - ・ 被用者の一般制度において，老齢年金の被保険者が死亡した場合に，生存配偶者に派生的に遺族年金が支給される¹²⁶。支給要件は以下のとおりである。
 - ① 55歳以上の配偶者
 - ② 死亡時まで婚姻関係がある，又は婚姻関係にあった
 - ③ 生存配偶者の年間所得が申請時又は死亡時に法定最低賃金（SMIC）の年額を超えない（2012年1月1日時点，19,177.60ユーロ）
 - ・ 給付（年金）額については，死亡被保険者が受給する又は受給するであろう年金額の54%であり，死亡被保険者が60四半期以上取得していた場合の最低保障額は，年額3,290.31ユーロ，月額274.19ユーロとなる。（60四半期未満の場合は減額される）
 - ・ 次の場合は支給額の11.1%が加算される
 - ① 生存配偶者が65歳以上
 - ② 被保険者の年金の四半期合計額が2,472.45ユーロ未満
 - ・ 養育した子どもの数や扶養家族の数に応じて加給される。
- 寡婦（夫）手当
 - ・ 一般制度に加入している被保険者が死亡したときに，55歳未満の生存配偶者に最低限の所得を一時的に保障する¹²⁷。支給要件は以下のとおりである。
 - ① 被保険者の保険加入期間が死亡以前に90日以上あること

¹²⁶ 社会保障法典第L161-23条，第L353-1条～第L353-5条，第R353-1条～第R354-1条)

仏行政サイト (<http://vosdroits.service-public.fr/particuliers/F13106.xhtml>)

¹²⁷ 社会保障法典第L356-1条～第L356-4条，第R356-1条～第R356-12条，第D356-1条～D356-4条

- ② フランス国内に居住していること
 - ③ 被保険者の死亡時に55歳未満
 - ④ 再婚あるいはPACSの関係にない
 - ⑤ 被保険者の死亡前3か月間の生存配偶者の四半期あたりの所得が2,183.17ユーロ以下であること
- ・ 給付額については、月額582.18ユーロで、被保険者の死亡日又は手当申請時から最長2年間支給される。
 - ・ 国家補償制度による支給額算定時には、減額調整対象となる。

(4) 休職による給与補填

- 休職前の3か月間で200時間以上労働した者あるいは休職前6か月間でSMIC（最低法定賃金、2011年12月1日時点の時給9.19ユーロ）の1015倍以上の給与（6か月間の給与合計9327.85ユーロ以上）に対して保険料を支払っている者を対象に、休職期間中、日給の50%相当額が社会保障によって補填される。補填額は直近3か月間の平均給与を基準に算出される。ただし、社会保障制度によって月給上限を2946ユーロに定められる。なお、給与補填（日額）の最大金額は2011年1月1日以降は48.43ユーロである。

(5) 家族手当制度の概要

- 家族手当(Allocation Familiale)
 - ・ 20歳未満の子供2人の世帯に支給される。支給額は月額125.78ユーロである。手当加算金として、1997年以降生まれた11～16歳の子供に対しては、月額35.38ユーロが加算される。（16歳以上の場合は62.99ユーロ。）家族給付を受けるに際し、所得制限はない。
- 家族支援手当(Allocation de Soutien Familiale)
 - ・ 家族支援手当は、世帯主が死亡した場合のための制度ではないが、一般的に社会保障制度として整えられているものである。家族支援手当は、ひとり親の家族、父親あるいは母親あるいは両親がいない子ども、父親あるいは母親あるいは両親が養育放棄した子ども、あるいはその子どもを受け入れた家族を支援することを目的とする。ひとり親の家族の場合は子ども一人あたり88.44ユーロ（月額）、親のいない子どもや親が養育法規した子どもを受け入れた家族に対しては子ども一人あたり117.92ユーロ（月額）が支給される。

- 新学年手当(Allocation de Rentrée)
 - ・ 1993年9月16日～2006年1月31日に生まれた6～18歳までの子供が対象となる。子供の人数に応じて所得制限が生じる。子供1人あたり6～10歳の場合は284.97ユーロ、11～14歳の場合は300.66ユーロ、15～18歳の場合は311.11ユーロが、新学期前(8月頃)に支給される。
- 住宅手当(Allocation de logement)
 - ・ 住宅手当の支給額は、扶養家族数、住居地、家賃あるいは住宅ローン返済額、世帯所得(受給手当等の不労所得も含まれる)に応じて算出される。家族手当金庫のサイト¹²⁸において支給額のシュミレーションが可能である。なお、算出ベースとなる世帯所得は、2年前の所得である。

3. 社会扶助制度

- 社会扶助制度に基づく各種障害者関連手当は、社会扶助家族法典(Code de l' action sociale et des familles)を根拠とする。その目的は、社会保険制度の給付を受けない障害者、高齢者、児童、困窮者などの救済である。管轄は労働・雇用・厚生省(Ministère du Travail, de l' emploi et de la santé)である。本社会扶助制度の適用対象者は、障害者、高齢者、児童、困窮者である。社会扶助は租税を財源としているため、給付を受けるには一定額以下であることが条件となる。

(1) 家族扶助の概要

- 積極的連帯所得手当(Revenu de solidarité active)
 - ・ 定額支給額や定額住宅手当が定められており、直近3か月の世帯所得に対する所得制限がある。
 - ・ 算出方法： 支給額 = (定額支給額 + 世帯就労収入の62%) - (世帯就労外収入 + 定額住宅手当)
 - ・ 子ども2人の場合の定額支給額は840.59ユーロ、3人家族の場合の定額住宅手当については138.70ユーロとなる。

¹²⁸ 家族手当金庫の算出シュミレーションサイト www.caf.fr

(2) 障害者扶助の概要

- 成人障害者手当 (Allocation aux Adultes Handicapés : AAH) ¹²⁹
 - ・ 60歳未満の障害者(障害度80%以上)で、障害保険の障害者年金の受給額が711.95ユーロ未満の場合に支給される。ただし、2年前の世帯所得がひとり親(単身者)の場合は8,543.40ユーロ、夫婦(カップル)の場合は17,086.80ユーロを超えないことを条件とする。
 - ・ 障害により世帯収入がない場合の成人障害者手当は711.95ユーロである。
 - ・ 障害者年金の受給額が711.95ユーロ未満の場合、成人障害者手当は711.95ユーロとの差額が支給される。
 - ・ 収入は、申告所得をベースに算出される。既に障害年金を受給している場合は、収入の上限から対象外となる。
- 成人障害者収入補填¹³⁰ (Complémentaire de ressources)
 - ・ 60歳未満の障害者(障害度80%)で障害者年金や成人障害者手当の受給者で独立した住居に住んでいる場合、当該収入補填の申請時から1年以上収入がないことを条件に、世帯収入補填として月額179.31ユーロが支給される。
- 独立した生活のための手当調整¹³¹
 - ・ 障害度80%以上の障害をもち、障害者年金(Pension d'invalidité)や成人障害者手当(Allocation aux Adultes Handicapés : AAH)の受給者で、住宅手当の対象となっている独立した住居に住み、無職の障害者に自動的に月額104.77ユーロが支給される。

¹²⁹ 同上

¹³⁰ 家族給付ガイド (Vos prestations familiales :

[http://www.caf.fr/web/Web451.nsf/090ba6646193ccc8c125684f005898f3/c91d1bb81c18edf5c125777a0048fd24/\\$FILE/2011-guide%20Pf.pdf](http://www.caf.fr/web/Web451.nsf/090ba6646193ccc8c125684f005898f3/c91d1bb81c18edf5c125777a0048fd24/$FILE/2011-guide%20Pf.pdf)), p21

¹³¹ 家族給付ガイド (Vos prestations familiales :

[http://www.caf.fr/web/Web451.nsf/090ba6646193ccc8c125684f005898f3/c91d1bb81c18edf5c125777a0048fd24/\\$FILE/2011-guide%20Pf.pdf](http://www.caf.fr/web/Web451.nsf/090ba6646193ccc8c125684f005898f3/c91d1bb81c18edf5c125777a0048fd24/$FILE/2011-guide%20Pf.pdf)), p22

IV ドイツ

犯罪被害者等を対象とした補償制度等

● 犯罪被害者補償制度（管轄省庁：連邦労働社会省）

1. 根拠法令

- 暴力犯罪犠牲者の賠償に関する法律¹³²。通称「被害者補償法（以下、OEG法という）」とも言われ、社会法典(Sozialgesetzbuch: SGB)の別冊部に納められている。¹³³

2. 理念・趣旨等

- 犯罪被害者補償制度は、国家が犯罪を予防することができなかったことから、被害者に対する補償を行なうという社会福祉国家的な理念に基づいている。
- 当初は国内における被害が補償対象であったが、2010年に法改正され、補償法申請の権利をもつドイツ人もしくは外国人が海外で犯罪被害にあった場合に対しても補償も設けられた¹³⁴。OEG法による具体的な施策は、「戦争犠牲者への支給に関する法律」（以下「援護法」とする。）の規定を準用している。¹³⁵
- 当該制度は各州の援護庁が運営し、犯罪被害者補償法の申請受付、裁定、被害者から犯罪者への債権を代位する役割を担う。

3. 財源

- 一般財源を財源とし、連邦政府の負担率は40%、州政府の負担率は60%である¹³⁶。州の費用負担については、被害が発生した州、または犯罪発生時に被害者が居住もしくは日常的に滞在していた州となる。

¹³² Gesetz über die Entschädigung für Opfer von Gewalttaten (Opferentschädigungsgesetz - OEG) vom 11. Mai 1976, BGBl. I, S. 1181.

¹³³ 犯罪被害補償法の条文: <http://www.gesetze-im-internet.de/oeg/index.html>

¹³⁴ 犯罪被害補償法第3条 a

¹³⁵ 戦争犠牲者への支給に関する法律の条文: <http://www.gesetze-im-internet.de/bvg/index.html>

¹³⁶ 被害者補償法4条

4. 支給対象

- 犯罪と因果関係があると認められる健康被害及び経済的被害について、以下のとおり規定されている。

(1) 国内犯被害

- 対象となる被害¹³⁷：
 - ・ 故意の違法な暴力行為（正当防衛，護送防衛も含む。）
 - ・ 故意の毒殺
 - ・ 社会的に危険な社会的に危険な方法で過失により惹起された犯罪により生命・身体に危険が生じる場合（例：放火，溢水，爆発による攻撃）
 - ・ 車両により生じる暴力犯罪は含まれない¹³⁸。
- 対象となる者¹³⁹：
 - ・ ドイツ国民
 - ・ 欧州共同体の加盟国の国籍を有する外国人
 - ・ ドイツ人と同様の扱いを要する欧州共同体の法規が適用できる外国人
 - ・ 相互主義の下にある外国人
 - ・ 継続的に3年以上ドイツに適法に居住している外国人（6カ月未満の場合は減額支給）
 - ・ 被害者の配偶者，子供，その他親族等
 - ・ ドイツに滞在する旅行者が犯罪被害を被った場合，その状況により受給を受けることがある。（一回に限る。）
 - ・ 緊急時の救助者及び生命救助者，公共機関に助力を提供する者，犯罪者訴追或いは逮捕において個人的に尽力した者（物損のみ）

(2) 国外犯被害

- 2010年に犯罪被害者補償法改正により，国外犯被害についても以下のとおり保障が設けられた。ただし，被害者の法律上の居住地がドイツ国内にあること及び被害時点での国外滞在期間が6ヶ月未満の場合を適用

¹³⁷ 被害者補償法1条1項

¹³⁸ 自動車事故による被害者は、犯罪被害者補償法の対象ではなく自動車事故被害者補償基金より経済的支援を受ける。自動車事故被害者基金：(自動車事故被害者救済協会 Verein für Verkehrsoferhilfe e.

V.)<http://www.verkehrsoferhilfe.de/>

¹³⁹ 被害者補償法1条

条件とする¹⁴⁰。

- 対象となる被害
 - ・ 国内犯の対象となる被害に準じる
- 対象となる者
 - ・ ドイツ国民
 - ・ 欧州共同体の加盟国の国籍を有する外国人
 - ・ ドイツ人と同様の扱いを要する欧州共同体の法規が適用できる外国人
 - ・ 相互主義の下にある外国人
 - ・ 継続的に3年以上ドイツに適法に居住している外国人（6カ月未満の場合は減額支給）

（3）親族間犯罪

- 親族間での暴力犯罪の場合、加害者に直接利益が及ぶような補償については支給が行なわれない。例としては、同居している家族関係での暴力行為の場合等が挙げられる¹⁴¹。

5. 支給内容・支給形式

（1）犯罪被害者が傷害を負った場合¹⁴²

- 一時金
 - ・ 被害により生じた健康被害の完治までにかかる治療費、治療に用いられる医療品、装具、義歯、眼鏡などの費用、リハビリテーション費用が補償される。これらは一時金として支払われる。
- 費用補償
 - ・ 費用補償としては、精神療法を含めた治療・通院、入院による治療措置、身体障害者に対するリハビリ、治療に用いられる医療品、身体補助手段(装具、義歯、眼鏡、コンタクトレンズ、包帯)の損壊物、在宅看護等に適用される。

¹⁴⁰ 犯罪被害者補償法 3a 条 1 項

¹⁴¹ 犯罪被害補償法 § 2 段落 1 第 1 文、該当事項 2

¹⁴² 連邦労働社会省ホームページ:

<http://www.bmas.de/DE/Themen/Soziale-Sicherung/Soziale-Entschaedigung/Opferentschaedigungsrecht/oeg.html>

○ 年金

- 年金として支払われるものには、被害による恒常的な健康被害によりその後の就労活動で収入が減退した場合は、犯罪事故以前の収入や財産に応じた年金「職業損害補償(Berufsschadensausgleich)」や、稼働所得の低下の程度による重度の被害者への「調整年金」がある。具体的な施策は、「援護法」の規定が準用されている。

(2) 犯罪被害者が死亡した場合¹⁴³

- 遺体処理費、葬祭費が一時金として支給されるほか、寡婦、その子供に対して年金が支給される。年金の種類には、基礎年金、遺族(寡婦)年金、遺児年金及び調整年金がある。これらは一般的な社会保障制度とは異なる、「援護法」に基づく年金である。

(3) 各年金の支給額

表 13 各年金の支給額

| 年金の種類 | 根拠条文 | 算出方法 | 支給基準 |
|-------------|------|---|--|
| 基礎年金 | 31 条 | 健康被害が常態となった被害者に対し、障害等級(Schädigungsfolgen: GdS) 30 から 100 の区分に応じて、被害以前の収入や財産に関係なく、一定額の年金が支払われる。基本年金額は法的年金の受給額に合わせて毎年更新される。 | GdS30 : €124 GdS40 : €170 GdS50: €228 GdS60 : €289 GdS70 : €400 GdS80 : €484 GdS90: €582 GdS100: €652 |
| 高齢者に対する増額支給 | 31 条 | 65 歳以上かつ GdS50 以上の重度障害等級該当者には増額支給がある。 | GdS50・60: €25 GdS70・80: €31 GdS90 以上: €38 |
| 重傷手当 | 31 条 | GdS 等級 100 の被害者で、かつ、著しい健康被害を被っている場合、その程度に応じて増額支給がある。段階的に増額される。 | 第 I 段階: €75 第 II 段階: €156 第 III 段階: €231 第 IV 段階: €309 第 V 段階: €386 第 VI 段階: €465 |

¹⁴³ 同上

| | | | |
|--------------|---------|---|--|
| 職業損害 補償 | 30～33 条 | 恒常的な健康被害により、その後の就労活動において収入が減退した場合、犯罪事故以前の収入に応じた年金及び職業損害補償が支給される。職業損害補償には二通りの算出方法(右欄参照)がある。重度の障害者の場合は、調整年金(32 条)と配偶者上乗せ額(33a 条)が付加される。 | ①収入損失分(現在の収入から被害以前の収入をひいた差額)の 42.5%を月々支払う。根拠 30 条(3) ②参照収入額 ¹⁴⁴ -被害前の収入+調整年金+配偶者上乗せ額(月額€72) 根拠 30 条(6) |
| 介護支給 | 35 条 | 被害者が、生命維持のために日中恒常的に家族以外の第三者の介護を必要とする場合、その要介護段階に応じて月額で給付を受ける。 | I : €275 II : €471 III : €668 IV: €857 V: €1115 VI: €1370 |
| 遺族(寡婦) 年金 | 40 条 | 月額€391 | |
| 遺児年金 | 46・47 条 | 両親・片親の死亡について、基礎年金と調整年金 ¹⁴⁵ の月額がそれぞれ定められている。 | 基礎年金(46 条) 片親: €111 両親: €206 調整年金(47 条) 片親: €194 両親: €269 |

6. 不支給事由・減額事由

- OEG 法 2 条
 - ・ 被害原因が被害者にある場合
 - ・ 政治的、軍事的案紛争に積極的に関与している場合
 - ・ 犯罪組織に関与している場合等
- 被害者が事件の解明や加害者の訴追に積極的に寄与しない場合及び捜査機関に直ちに被害申告をしない場合には請求が却下されうる。

¹⁴⁴ 参照収入額は、いわゆる平均賃金を指す。

¹⁴⁵ 調整年金は、算入される所得のために減額されることがある。(援護法第 33 条)

7. 申請・裁定・給付手続

申請から給付への流れは以下のとおりである。申請の期限は特に定められていないが、遅滞なく申請を行うことが推奨される。

(1) 申請

- 申請先
 - ・ 申請者の居住地域を管轄している地方連合，社会保障機関（公的医療保険或いは年金保険機関）及び全ての地方自治体¹⁴⁶
- 裁定に関与する機関
 - ・ 援護庁（州¹⁴⁷）が，犯罪被害者補償法の申請受付，裁定，被害者から犯罪者への債権を代位する。
- 申請書
 - ・ 所定の申請書「連邦援護法（BVG）と関連した犯罪被害者補償法（OEG）に基づく被害者補償給付付与」に記入¹⁴⁸
- 申請にあたって提供されるべき情報
 - ・ 人定情報
 - ・ 健康障害と職業への影響
 - ・ 暴力行為の詳細
 - ・ 第三者に対する請求権（他の機関に対する補償給付請求）
 - ・ 入院・治療経過
 - ・ 医療保険への加入，年金給付，その他の給付事実
 - ・ 障害認定の有無
- 申請に必要な資料
 - ・ 申請書，出生証明書，住民登録証

(2) 裁定

- 裁定機関
 - ・ 援護庁，検察庁，医療機関

¹⁴⁶ ドイツ被害者補償法申請窓口一覧表：

http://www.bmas.de/SharedDocs/Downloads/DE/ser-anschriften.pdf?__blob=publicationFile

¹⁴⁷ 市レベルの自治体にも「援護庁」とされる機関が存在し，OEG法に基づく申請の受付等の役割を果たしている場合があるが，OEG法上，給付に関する裁定機能を有しているのは州レベルの援護庁である。

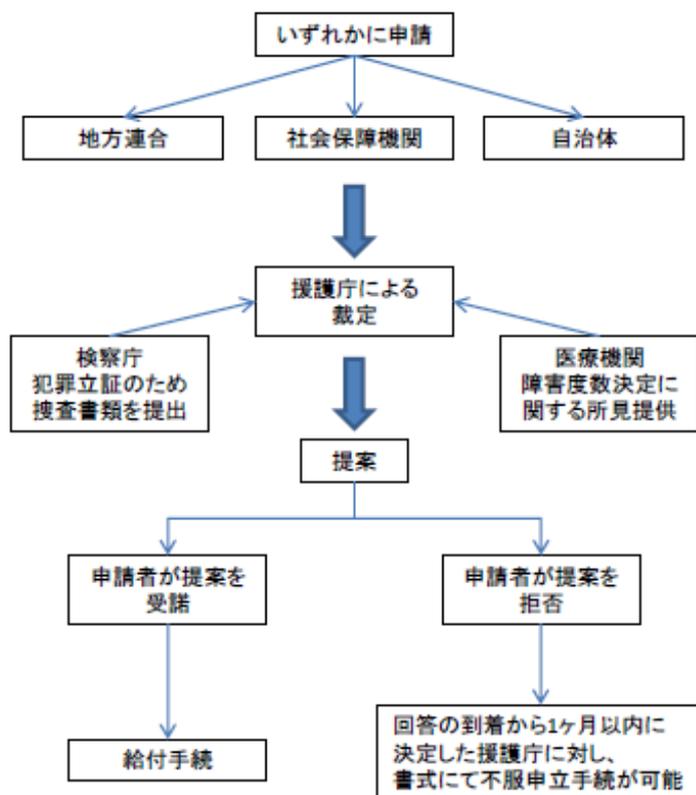
¹⁴⁸ 被害者補償法申請用紙フォーマット（ザクセンアンハルト州の例）：

http://www.sachsen-anhalt.de/fileadmin/Elementbibliothek/LVwA-Bibliothek/Familie-Ges-Jug-Vers/R eferat_609/OEG/Antr__ge/OEG_B6e.pdf

○ 裁定方法

- ・ 援護庁(州): 申請書類と捜査書類に基づき、「故意の違法行為による暴力行為」であるか否かを判断する。
- ・ 検察庁: 犯罪立証のための書類を援護庁へ提供する。
- ・ 医療機関: 被害者の障害度数決定に関する所見を提供する。
- ・ 補償金額を決定するための査定では、稼得能力の喪失の程度が査定対象となり、喪失度合の大小に応じて補償として支給される年金の額が決定される。喪失の度合いを決定するにあたっては、医師による専門的鑑定が判断基準とされている。

(3) 給付手続き



- 医療費給付は、健康保険制度をもって行なわれる。そのため、まず、被害者の加入する疾病金庫が支払をすることとなる。その後、州と国とが疾病金庫に補填する。

8. 支給状況

- 2008～2010年の犯罪被害者補償実績¹⁴⁹
OEG対象となる暴力事件のうち、約10%のケースで申請が行なわれており、さらにそのうちの約40%が申請許可を得ている。

表14 OEG申請に対する受け入れ状況（2008-2010）¹⁵⁰

| | 2008年 | 2009年 | 2010年 |
|----------------------------------|----------------|----------------|----------------|
| 犯罪事件総数 (Straftaten insgesamt) | 6,121,463 | 6,045,330 | 5,933,278 |
| OEG法の対象となる暴力事件数 (Gewalttaten) | 2,09,706 | 208,446 | 201,243 |
| OEG法による申請数（申請率） | 22,175(10.57%) | 21,774(10.45%) | 21,711(10.79%) |
| OEG法による認可数 (許可率=許可数/申請数) | 8,307(37.46%) | 8,303(38.16%) | 8,500(39.24%) |
| GdS25以下許可数* (許可率, 対申請数) | 6,766(30.51%) | 6,731(30.91%) | 6,872(31.65%) |
| GdS30以上許可数* (許可率, 対申請数) | 1,541(6.95%) | 1,577(7.24%) | 1,648(7.59%) |
| GdS30以上許可数のうち 被害者本人に対する許可 | 1,301 | 1,267 | 1,108 |
| GdS30以上許可数のうち 遺族, 遺児, 親に対する許可 | 240 | 310 | 270 |

* GdS25以下では治療費のみ付与、GdS30以上は基本年金の付与対象

9. 併給調整

- 労務災害による補償については、OEG法による補償裁定額の決定にあたり考慮される。
- 加害者からの損害賠償との併給調整はない¹⁵¹。

¹⁴⁹ 「国の被害者補償ドイツ(Staatliche Opferentschädigung in Deutschland 2008-2010)」白い環調べ。
連邦全体での統計は各州の統計を総計したものであり、出典には州ごとの統計もある。<https://www.weisser-ring.de/internet/medien/statistiken-zur-staatlichen-opferentschaedigung/index.html>

¹⁵⁰ 「国の被害者補償ドイツ(Staatliche Opferentschädigung in Deutschland 2008-2010)」

¹⁵¹ <http://www8.cao.go.jp/hanzai/report/h18of/index.html>

10. 求償権

- 国家は、第三者によって被害を受けた対象者への補償を行うことにより、この被害を惹起したことについて責任を有する者に対して法的な損害賠償請求（求償）ができる。
- 国家の求償権は、私法上の請求権であり、官庁特権を行使できず、民法の原則に基づいてのみ行うことができる。
- 請求できる範囲
 - ・ 診療・治療の補償は原則として求償可。
 - ・ OEG法における年金補償には一部のみ適用される。
- 具体的な求償手続きは以下のとおりである。
 - ・ 加害者に対し、その責任を認める書面を提出すること及び求償権として行使された債権の弁済を求める。
 - ・ 加害者が弁済しない場合、返答期限が告知されると共に、同人の経済状況が調査される。
 - ・ 加害者が応答しない場合、民事裁判手続きに移行する。
 - ・ 求償を認める判決がなされれば、強制執行が開始される。差押え執行官が委任され、給料差押等の措置が取られる。

11. 遡及適用

- 1949年5月23日から1976年5月15日までの期間の暴力行為によって負わされた被害であればよい。

12. 損害賠償との関係等

- 前述のとおり、被害者が得た損害賠償額は、OEG法による支給額算定にあたって考慮されない。
- 被害者に裁判訴訟手続のための資力がない場合は、手続費用を援助することができる。
- 損害賠償の立て替え払いは行われぬ。

13. 不服申立手続

- 申請者は、申請を拒否する旨の回答が到着してから一ヶ月以内に、決定をした援護庁に対し、書式にて不服申立手続を行なうことができる。

14. その他

- (1) 過激派による攻撃の被害者への給付(Härteleistungen für Opfer extremistischer Übergriffe)¹⁵²
- 国内での極右主義者(とりわけ、反ユダヤ主義的思想に基づき、暴力的志向が極めて強い集団を想定している)による攻撃(脅迫、誹謗中傷含む)の被害者救済のため、2001年会計年度予算から、ドイツ連邦議会が救済資源として計上しているもの。被害者に支給を請求する権利を認めているものではないが、被害者等と連帯し、かかる攻撃に対する明確な否定評価を示すための人道的な給付とされる。
 - 2010年の予算法から、同様の枠において、極右だけでなく、極左、イスラム原理主義等、他の過激思想に基づく攻撃による被害者も支給対象となった。
 - 支給対象となる被害
 - ・ 極右主義者の攻撃によるものとしては、1999年1月1日以降の攻撃から生じたものであること、それ以外の過激派によるものとしては、2010年1月1日以降の攻撃から生じた被害であることを要する。
 - ・ 傷害及び(誹謗中傷などによる)人格権侵害の損害。財産上の損害は含まれない。ただし、(身体的障害等による)機能障害に基づく収入減少等については考慮される。
 - 支給対象となる被害者
 - ・ ドイツ国内で、被害にあった者(国籍を問わない)、その遺族、第三者が攻撃(暴行)を受けているのを防ぐために負った被害
 - 申請
 - ・ 連邦法務オフィス(ボンに所在。Bundesamt für Justiz 又は Bundesjustizamt)へ書面による申請¹⁵³。

¹⁵² 連邦法務オフィスウェブサイト上の制度説明

http://www.bundesjustizamt.de/cln_115/nn_2037960/DE/Themen/Buergerdienste/Opferhilfe/extremistisch/extremistisch_node.html?_nnn=true

制度に関するリーフレット

http://www.bundesjustizamt.de/cln_115/DE/Themen/Buergerdienste/Opferhilfe/Merkblatt_Entschaedigungsleistung,templateId=raw,property=publicationFile.pdf/Merkblatt_Entschaedigungsleistung.pdf

¹⁵³ 申請書

http://www.bundesjustizamt.de/cln_115/DE/Themen/Buergerdienste/Opferhilfe/Entschaedigungsantrag,templateId=raw,property=publicationFile.pdf/Entschaedigungsantrag.pdf

- 支給
 - ・ 一時金支給
 - ・ 加害者に対する損害賠償請求権を国に譲渡することを求められる。また、加害者からの損害賠償を受けている場合には、不支給・減額事由となる。
 - ・ ドイツ国内テロ被害者への支給（下記）との運用における区別（特に2010年以降）については詳細不明。
- (2) テロ被害者のための過酷事件給付 (Härteleistungen für Opfer terroristischer Straftaten)¹⁵⁴
 - 2002年4月にドイツ人を含む多くの外国人死傷者を出したチュニジアでの自爆テロ事件に端を発し、同年に設立された。
 - 支給対象となる被害
 - ・ 身体的被害のみ。
 - ・ 2001年1月1日以降に発生したテロ行為による被害
 - 支給対象となる被害者
 - ・ ドイツ国内のテロ行為によって傷害を負った者（国籍を問わない）
 - ・ ドイツ国外のテロ行為によって傷害を負ったドイツ国民及び被害時にドイツに居住許可を得ていた外国人
 - ・ 上記被害者が死亡している場合の遺族
 - 申請
 - ・ 連邦法務オフィスへの書面による申請¹⁵⁵
 - ・ 申請に際しては、各地域において、国民保護及び災害救援オフィス (Bundesamts für Bevölkerungsschutz und Katastrophenhilfe) のNOAH (Nachsorge, Opfer- und Angehörigen-Hilfe, 被害者・家族フォローアップ支援) センターによる支援が受けられる。
 - 支給
 - ・ 一時金
 - ・ 労災補償との調整あり。

¹⁵⁴ 連邦法務オフィスウェブサイト上の制度説明

http://www.bundesjustizamt.de/nn_2037960/DE/Themen/Buergerdienste/Opferhilfe/terroristisch/terroristisch__node.html?__nnn=true

¹⁵⁵ 申請書

http://www.bundesjustizamt.de/cln_115/DE/Themen/Buergerdienste/Opferhilfe/Fragenkatalog__Terror__templateId=raw,property=publicationFile.pdf/Fragenkatalog__Terror.pdf

(3) 法制傷害保険（労災）

- 被害者が業務上，業務への途上，或いは帰路上において攻撃されたり，緊急時の救護者である時に攻撃されたりした場合，法制傷害保険（労災）の適用があり得る。前述のとおり，OEG法による補償額算定において併給調整の対象となる。

(4) 白い環(Weißer Ring)¹⁵⁶

- 1976年にドイツのマインツで誕生した非政党，非営利団体犯罪被害者支援組織であり，会員費（月額会員費は一口2.5ユーロより），寄付金，罰金による収益金などによって運営されている。
- 人的支援を中心に，以下のような支援を提供している。
 - ・ 各役所への届出の補助
 - ・ メンタル回復プログラムへの参加
 - ・ 弁護士から初回無料のコンサルタントを受けられるクーポンの支給
 - ・ 心理療法科療法のためのクーポン支給
 - ・ 裁判所出廷の付添
 - ・ その他支援団体への斡旋
 - ・ 犯罪被害により一時的に発生した費用の経済的支援
 - ・ 示談，損害賠償免責推進プログラムの支援
 - ・ 暴力・犯罪防止プログラムの支援

¹⁵⁶ 「白い環」ホームページ: <http://www.weisser-ring.de/internet/index.html>

犯罪被害者等が利用し得る制度（モデルケースを前提として）

1. 制度概要

- ドイツでは、階層（職業）毎に制度が分けられている社会保険を中心とする社会保障制度が採られている。
- 根拠法令は社会保障法典である。
- 財源は主に保険料であり、不足分は国庫負担で賄われる。
- 保険の負担割合は労使双方の折半負担で、給付は所得比例型である。

2. 構成

- 法定医療保険（Gesetzliche Krankenversicherung）：日本の健康保険に相当
- 法定障害保険（Gesetzliche Unfallversicherung）：日本の労災保険に相当
- 法定年金保険（Gesetzliche Rentenversicherung）：日本の公的年金に相当
- 法定介護保険（Gesetzliche Pflegeversicherung）：日本の介護保険に相当
- 失業保険（Arbeitslosenversicherung）：日本の雇用保険に相当

(1) 法定医療保険¹⁵⁷

- 医療保険制度は、日本のような皆保険制度ではないが、一定所得以下のものは強制加入となっている。
- 法的健康保険制度は、地域企業や職能団体などによって作られた疾病金庫によって運営されている。
- 給付については、医療給付、予防給付、医学的リハビリテーション給付、在宅看護給付などがあり、現物給付を原則としている。
 - ・ 一部負担は、外来は1四半期で10ユーロ、入院は1日10ユーロ（年間28日分が限度）、薬剤費は製品価格の10%（下限5ユーロ、上限10ユーロ）。
 - ・ 民間医療保険では健康リスクに応じた保険料が集められている。
 - ・ 心理カウンセリングについては、医師からの紹介状がある場合には保険を適用できる。
- 現金給付（疾病手当金 Krankengeld）もある。

¹⁵⁷ 社会法典第5巻（Fünftes Buch des Sozialgesetzbuches: SGB V）

(2) 年金保険

- 管轄省庁は連邦労働社会省である。
- 全国的に統一された制度ではなく、各階層（職業）毎に制度が分けられている。
- 加入対象者が最も多い一般年金制度（2005年に統合された職員年金保険と労働者年金保険の総称）の場合（モデルケースを前提とする）：
 - ・ 老齢年金，障害年金，遺族年金がある。
 - ・ 年金額の計算には、「報酬ポイント」と「年金種別係数」を使用する。
 - ・ 報酬ポイントとは，毎年被保険者個人の報酬を一般被用者年金の全被保険者の平均報酬で割ったもので，年金受給時にポイントを合計する。
 - ・ ポイントの合計に，受給する年金の種類に応じた年金種別係数（老齢年金が1，遺族年金が0.55，障害年金が0.5）を掛け，さらに1ポイント当たりの単価を掛けて1ヶ月当たりの年金額を計算する。

(3) 障害年金

- 雇用主が従業員のために加入する。
- 就業外での傷病については，十分な就労ができず収入が得られなくなった場合に，稼得能力減退に伴う年金（Rente wegen Erwerbsminderung）が，法定年金保険からカバーされる。つまり，障害を理由に給付を受けるのではなく，障害が原因となって就労できないという観点から給付を受ける。
- 管轄省庁は連邦労働社会省。なお，当保険は就業中の傷病についても適用される。
- 受給対象者：5年以上の年金加入者
- 就業可能時間に応じて2種類の年金があり，該当する方が支給される。
 - ・ 完全稼得不能年金(Rente wegen voller Erwerbsminderung)
 - 毎日3時間未満しか就業できない場合が該当し，算定年金受給額の100%が支給される。
 - ・ 部分稼得不能年金(Rente wegen teilweiser Erwerbsminderung)
 - 毎日3時間から6時間しか就業できない場合が該当し，算定年金受給額の50%が支給される。
- 老齢年金の算出方法に準じて算出される。

(4) 遺族年金

- 大寡婦（夫）／小寡婦（夫）年金（Gesetzliche Rentenversicherung/Renten wegen Todes/ Hinterbliebenenrenten, die Witwer- bzw. Witwenrente）
 - ・ 社会法典第6巻46条から49条（Sechstes Buch des Sozialgesetzbuches: SGB VI）
 - ・ OEG法40条による遺族年金（€月額391）とは調整されない。
 - ・ を根拠とし、その管轄は連邦労働者会省である。本制度の支給対象となる者は、死亡した年金加入者の妻、もしくは夫であり、下記の条件に一つでも該当するものである。
 - 45歳以上
 - 専業主婦若しくは扶養範囲内での収入
 - 扶養する子供が18歳未満
 - ・ 死亡者の年金の全掛金から計算される年金受給金のうちの55%を受け取る（大寡婦年金 große Witwer- bzw. Witwenrente）。夫の死後3ヶ月は夫の年金の全掛け金から算出される年金受給金額の100%を受給される。また、夫の死後から24ヶ月までは25%をうける。
 - ・ 支給は5年の待機期間(Wartezeit)を満たしてのみの支給となり、その支給期限は寡婦死亡時までである。
- 大寡婦年金の要件を満たさない場合は、小寡婦年金（25%）が支給される。（24ヵ月まで）

(5) 遺児年金（Gesetzliche Rentenversicherung/Renten wegen Todes/Hinterbliebenenrenten: die Waisenrente）

- 趣旨は、死亡者が果たせなくなった扶養義務を補填するためのものである。
- 社会法典を根拠とする。
- 管轄： 連邦労働社会省（Bundesministerium für Arbeit und Soziales）
- 支払対象者：年金受給資格者が死亡した場合の遺児、あるいは遺児の養育者。同世帯にて養育されていた限りにおいて、法的年金加入者である死亡者の継子養子、兄弟、孫も対象となる。
- 支給条件： 法的年金加入者である死亡者の遺児で18歳未満の者であること。
- 遺児が満18歳になるまで、親が受給すべき年金受給額のうち、片親死亡の場合で10%、両親が死亡の場合は20%が支払われる。ただし実際の受給開始は、親の死後5年が経過してからとなる。

- 遺児が職業訓練生や学生である場合または障害者である場合遺児が満27歳になるまで年金の支払いが行なわれる。

(6) 養育年金

- 養育年金は、他の遺族年金とは異なり、死亡した被保険者の加入関係から生じる年金ではなく、養育年金の受給対象者の加入関係に基づく。
- 受給対象者は、5年以上の加入期間を有していることが条件となる。
 - ・ 離婚した夫婦の一方が、以前の配偶者の死亡によって、再婚せずに自分の子供又は死亡した配偶者の子供を養育する場合に支給対象となる。

(7) 子供手当 (Kindergeld) / 子供所得税控除 (Erziehungsfreibetrag)

- 所得税法 (Einkommensteuergesetz: EStG 1条1項, 2項) 及び連邦子供手当法 (Bundeskindergeldgesetz: BKGG) に基づく。
- 管轄省庁: 連邦家族, 老人, 女性, 青年省 (Bundesministerium für Familien, Senioren, Frauen und Jugend)
- ドイツでは、親は子供手当もしくは子供に対する所得税控除により、子育て支援を受ける。子供を持つ親は、年間で最低184ユーロの子供所得税控除が得られる(控除率は所得額, 選択する所得税クラスによって異なる)¹⁵⁸。
- 子供手当と所得税控除のどちらを適用するかについては、暦年終了後、税務署で精査され、親にとって有利な方が選択される。
 - ・ 子供手当の支給内容は、第1子, 第2子まではそれぞれに月額€184, 第3子以降は月額€215を年金形式で支給する。(2010年時点。) 基本的には18歳になるまで支給され、就業状態にない子女の場合は21歳まで延長, 修学状態にある場合は25歳まで延長支給となる。
- 子供所得税控除 (Erziehungsfreibetrag)
 - ・ 本制度の支給対象者の条件は、ドイツに居住するか、通常滞在地であること, 孤児もしくは両親の所在が不明の子供や、他の者のもとでは被扶養者と見なされない子供を扶養していること等である。
 - ・ 適用を受ければ、一律額の所得税控除として、2010年時で1,320ユーロが所得分から差し引かれる。支給内容は、子供手当は2010年では第1子, 第2子まではそれぞれに月額€184, 第3子以降は月額€215を年金形式で支給する。

¹⁵⁸ 連邦政府が2年に一度発表している最新の子供控除分では控除額算定が€4272となっている。

- ・ 支給期間は、子供が18歳になるまでで、就業状態にない子女は21歳まで支給延長、学生など修学状態にある場合は25歳まで支給となる。

(8) 介護保険の概要

- 介護保険の被保険者は医療保険と原則同じであり、年齢による制限はない。
- 若年者が障害等で要介護状態になった場合にも、介護保険からの給付を受けることができる。
- 財源は保険料で、国庫補助は行われていない。2008年7月に引き上げが行われ、賃金の1.95%となっている。
- 要介護認定は、医療保険メディカルサービス（MDK、疾病金庫が各州に共同設置、医師、介護士等が参加）の審査を経て介護金庫が決定する。
- 要介護度はI～IIIの3段階であり、要介護IIIのうち特に重篤な場合は支給限度額が嵩上げされる。
- 法的年金が保障するリハビリテーションサービスもある。

3. 社会扶助制度 (Sozialhilfe)

- 社会扶助の管理運営は地方自治体単位で行われており、地方自治体の一般財源から支出される。
- 生活困窮者に対して必要不可欠な生計費等を保障する生活扶助と、障害・疾病・介護など、特別な状況にある者に対して行う各種扶助がある。
- 収入・資力調査が要件となり、仮に犯罪被害に遭ってOEG法や各種社会保険の適用を受ける場合は、当制度の併用適用は考えにくい。

(1) 生活扶助

- 衣食住等・児童の教材費等、必要不可欠な生計費を支給する。給付額は、手取り収入や他制度からの現金給付等を差し引いた額から算定される。親族等に対して事後に返還請求を行うことがある。

(2) 基礎保障

- 受給対象者は、65歳以上又は18歳以上の者で、高齢や稼得不能等により生活が困窮している者である。資力調査は、基本的に本人及び配偶者のみであり、親族等への返還請求は行われない。

V 韓国

犯罪被害者等を対象とした補償制度等

● 犯罪被害者救助金制度（管轄省庁：法務部，検察庁）

1. 根拠法令

大韓民国憲法（1948年公布，1987年全面改正）第30条（被害者救助）：他人の犯罪行為により生命・身体に対する被害を受けた国民は，法律が定めるところにより，国家から救助を受けることができる。

犯罪被害者保護法(범죄피해자보호법)

犯罪被害者保護法施行令(범죄피해자보호법 시행령)

犯罪被害者保護基金法(범죄피해자보호기금법)

犯罪被害者保護基金法施行令(범죄피해자보호기금법 시행령)

2. 理念・趣旨等

- 犯罪被害者の経済的自立（被害後の経済生活体制への移行）までの経済的支援¹⁵⁹
 - ・ 被害者の被害当時の月収×月数
 - ・ 脱・福祉モデル 犯罪被害者救助法
 - ・ 「生計維持困難」要件 2005年改正で削除
 - ・ 脱・見舞金 死亡と障害による固定額
- 2010年 犯罪被害者保護法 第1条（目的）「他人の犯罪行為により生命・身体に被害を受けた者を救助することにより犯罪被害者の福祉増進に寄与することを目的とする」現行法も同じ。
- 2005年 （旧）犯罪被害者保護法 第1条（目的）「犯罪被害者の損害回復，正当な権利行使及び福祉増進に寄与することを目的とする。」
- 2005年 （廃止）犯罪被害者救助法 第1条（目的）「人の生命又は身体を害する犯罪行為により死亡した者の遺族又は重障害を負った者を救助することを目的とする。」

¹⁵⁹ 犯罪被害者保護法第2条（基本理念）①犯罪被害者は，犯罪被害状況から速やかに脱し，人間の尊厳性を保障される権利を有する。②犯罪被害者の名誉と私生活の平穏は保護されなければならない。③犯罪被害者は，当該事件と関連し各種法的手続に参加する権利を有する。

3. 財源¹⁶⁰

- 罰金受納額の4%以上¹⁶¹
罰金収益は年間1兆5千億ウォンに達する。うち、4%以上で基金規模は650億ウォン。当初は「5%以上」だったが、企画財政部との協議で「4%以上」となった¹⁶²。
- 犯罪被害者保護法第21条第2項により代位して取得した求償金
求償して取得した求償金は全額犯罪被害者保護基金に納入しなければならない¹⁶³。
- 政府外の自家出捐または寄付する現金、物品、その他の財産
- 基金の運営により生じる収益金
基金に余裕資金がある場合には、国債・公債・通貨安定証券の売買、銀行・郵便局への預け入れ・短期貸出、公共資金管理基金への委託などで運用することができる。

4. 支給対象

- 対象被害
大韓民国の領域内で、または大韓民国の領域外にある大韓民国の船舶や航空機内で起きた、人の生命または身体を害する故意の罪に該当する行為により、死亡または障害または重傷害を負った場合。¹⁶⁴
- 対象被害者
 - ・ 被害者が被害の全部又は一部の賠償を受けることができない場合
 - ・ 自己又は他人の刑事事件の捜査又は裁判で、告訴・告発等捜査の端緒を提供し、又は陳述、証言若しくは資料提出をする中で救助被害者となった場合
 - ・ 外国人は相互保証の下で支給余地あり¹⁶⁵（見直しの検討中）
- 要件の改正経緯
 - ・ 「加害者の不明又は無資力」要件
2010年犯罪被害者保護法への統合時に廃止
 - ・ 「その生計維持が困難な事情があるとき」要件
1987年の立法当初からあったが、2005年12月の犯罪被害者救助法一部改正時に廃止。

¹⁶⁰ 犯罪被害者保護基金法(범죄피해자보호기금법)第4条(基金の助成)

¹⁶¹ 犯罪被害者保護基金法施行令(범죄피해자보호기금법 시행령)第2条(基金の調整) 第1項

¹⁶² 国会報 2011年9月号「法施行現場を行く」_「犯罪被害者を救助し支援す法」/「犯罪被害者保護基金法」
国会報サイト：<http://review.assembly.go.kr/>

¹⁶³ 犯罪被害者保護基金法施行令(범죄피해자보호기금법 시행령)第2条(基金の調整) 第2項

¹⁶⁴ 犯罪被害者保護法第3条(定義)第1項4号

¹⁶⁵ 犯罪被害者保護法第23条(外国人に対する救助)

- ・ 刑事手続協力者は1990年改正で追加
- 救助金の種類とその対象者
救助金は遺族救助金(유족구조금)・障害救助金(장해구조금)・重傷害救助金(중상해구조금)に区分される。¹⁶⁶
- 遺族救助金支給対象者
故意の犯罪行為により死亡した者の遺族で、次のいずれか一つに該当する者に支給される。¹⁶⁷
 - ① 配偶者(事実上の婚姻関係を含む)及び救助被害者の死亡当時救助被害者の収入で生計を維持している救助被害者の子女
 - ② 胎児は救助被害者が死亡するとき既に出生したものとみる
 - ③ 救助被害者の死亡当時救助被害者の収入で生計を維持している救助被害者の父母・孫・祖父母及び兄弟姉妹
 - ④ 上記①及び②に該当しない救助被害者の子女、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - ⑤ 遺族救助金を受ける遺族の順位は上記に列挙した順位とし、父母の場合には養父母を先順位とし実父母を後順位となる。
 - ⑥ 但し、順位が同じ遺族が2名以上の場合は等しく分けて支給する。
- 障害救助金支給対象者
 - ① 犯罪被害者保護法施行令に定める第1級から第10級までに該当する身体上の障害が残存した犯罪被害者本人に支給される¹⁶⁸。
 - ② 障害救助金の支給を受けた者が同じ犯罪被害により死亡したときは支給した障害救助金の額を差し引いた遺族救助金を支給する。重傷害救助金の支給を受けた者が、同じ犯罪行為により死亡したとき、又は障害が残ったときは、支給した重傷害救助金の額を差し引いた遺族救助金又は障害救助金を支給する。
- 重傷害救助金支給対象者
次のいずれかひとつに該当し、該当負傷や疾病を治療するのに必要な期間が2か月以上である場合に犯罪被害者本人に支給される。
 - ① 人の生命および機能と関連がある重要な臓器に損失が発生した場合
 - ② 身体の一部が切断または破裂し、重大に変形した場合

¹⁶⁶ 犯罪被害者保護法第17条(救助金の種類等)

¹⁶⁷ 犯罪被害者保護法第18条(遺族の範囲及び順位)第1項

¹⁶⁸ 犯罪被害者保護法施行令第2条(障害の基準)第1項

- ③ ①及び②で規定した事項以外に身体やその生理的機能が損傷され、1週以上入院治療が必要な場合で①または②に準ずる場合
- ④ 犯罪被害により重症な精神障害として①から③までに準ずる場合

5. 支給内容・支給形式

- 救助金は一時金で支給される。
- 緊急救助金(긴급구조금)¹⁶⁹：救助金の支給申請を受けたとき、救助被害者の障害または重傷害の程度が明確でなかったり、その他の事由により迅速な決定ができない事情があれば、緊急救助金支給決定時に予想される救助金額の3分の1に該当する金額の範囲で緊急救助金を支給する決定をすることができる。

- 遺族救助金の金額¹⁷⁰

$$\boxed{\text{被害当時の犯罪被害者の月収}} \times \boxed{\text{下記区分の月数}} \times \boxed{\text{下表15の倍数}}$$

- ・ 「月収」については後述。
- ・ 配偶者及び生計維持関係にある子女（法第18条第1項第1号）：30か月
- ・ 生計維持関係にある父母・孫・祖父母及び兄弟姉妹（同項第2号）：24か月
- ・ 上記①及び②以外の子女、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（同項第3号の遺族）：18か月

表 15 遺族救助金に対する倍数

| | 遺族が2人以上の場合 | 遺族が1人の場合 |
|-------------------------|------------|----------|
| 配偶者及び生計維持関係にある子女 | 6/6 | |
| 生計維持関係にある父母・孫・祖父母及び兄弟姉妹 | 6/6 | 5/6 |
| 上記以外の子女、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹 | 1/6 | |

出典：犯罪被害者保護法施行令 [別表4]遺族救助金に対する倍数(第22条関連)

- ・ 救助被害者の収入で生計を維持している救助被害者の子女、孫、兄弟姉妹はそれぞれ19歳未満である者に限定し、救助被害者の収入で生計を維持している救助被害者の父母、祖父母はそれぞれ60歳以上である者に限定する。
- ・ 「障害者福祉法」第32条により障害者として登録された者は第1号の年齢制限を受けない。
- ・ 遺族救助金額は平均賃金の36か月分を超過することができない。

¹⁶⁹ 犯罪被害者保護法第28条(緊急救助金の支給等)第1項、第4項及び第5項

¹⁷⁰ 犯罪被害者保護法施行令第22条(遺族救助金の金額)

○ 障害救助金の金額¹⁷¹

$$\text{被害当時の犯罪被害者の月収} \times \text{下記区分の月数} \times \text{下表16の倍数}$$

- ・ 「月収」については後述。
- ・ 月数
1級：30か月／2級：27か月／3級：24か月／4級：21か月／5級：18か月／6級：15か月／7級：12か月／8級：9か月／9級：6か月／10級：3か月
- ・ 倍数

表 16 障害救助金及び重傷害救助金に対する倍数

| 区分 | 倍数 |
|---|-----|
| 救助被害者またはその配偶者の収入で生計を維持している子女がいる場合 | 6/6 |
| 救助被害者またはその配偶者の収入で生計を維持している父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹がいる場合 | 5/6 |
| 上記以外の場合 | 3/6 |

出典：犯罪被害者保護法施行令

[別表 5]障害及び重傷害救助金に対する倍数(第 23 条及び第 24 条関連)

- ・ 「救助被害者またはその配偶者の収入で生計を維持している救助被害者の子女、孫、兄弟姉妹」の年齢制限等については遺族救助金と同様。
- ・ 障害救助金額は平均賃金の 30 か月分を超過することができない。

○ 重傷害救助金の金額¹⁷²

$$\text{被害当時の被害者の月収} \times \text{当該重傷害の治療に必要と認められる月数}^{\ast} \times \text{上表の倍数}$$

- ・ 治療に必要と認められる月数（医師の診断による）が 1 か月未満の場合は、1 か月を 30 日とした比率で計算
- ・ その他、被害者の年齢等については、障害救助金と同様。

○ 月収額¹⁷³

- ・ 算定しなければならない事由が発生した日以前 3 か月の間、当該救助被害者に支給された賃金または実収入額の月平均額。当該救助被害者が就業 3 か月未満である場合には、その期間の月平均額となる。
- ・ 救助金額を算定する場合に、月給額や月実収入額を証明することができない、または月給額や月実収入額が「平均賃金」に至らない場合には平

171 犯罪被害者保護法施行令第 23 条(障害救助金の金額)

172 犯罪被害者保護法施行令第 24 条(重傷害救助金の金額)

173 犯罪被害者保護法施行令第 20 条(月給額または月実収入額)

均賃金を基準に救助金額を定める。

- ・ 平均賃金
- ・ 毎年6回以上賃金統計を公表している賃金調査機関が調査した全国規模統計による日雇労働賃金（原則として建設労賃単価統計）による。
- ・ 2010年度下半期の平均賃金は1,550,934ウォン（約10万8,500円）。
- ・ 上限¹⁷⁴：救助被害者の月給額や月実収入額が平均賃金の2倍を超える場合には、平均賃金の2倍に該当する金額が救助被害者の月給額や月実収入額となる。

6. 不支給事由¹⁷⁵・減額事由

- 犯罪行為当時救助被害者（遺族給付金の場合には、最も順位の高い遺族についても考慮）と加害者の間に次の各号のいずれか一つに該当する親族関係がある場合には救助金を支給しない。
 - ・ 夫婦(事実上の婚姻関係を含む)
 - ・ 直系血族
 - ・ 四親等以内の親族,
 - ・ 同居親族
- 犯罪行為当時救助被害者と加害者の間に上記のいずれか一つに該当しない親族関係がある場合には救助金の一部を支給しない。
- 救助被害者が次のいずれか一つに該当する行為を行ったときには救助金を支給しない。
 - ・ 当該犯罪行為を教唆または幫助する行為
 - ・ 過度な暴行・脅迫または重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為
 - ・ 当該犯罪行為と関連し顕著に不正な行為
 - ・ 当該犯罪行為を容認する行為
 - ・ 集団的または常習的に不法行為を行う恐れがある組織に属する行為(但し、その組織に属していることが当該犯罪被害を受けたことと関連がないと認められる場合は除外する)
 - ・ 犯罪行為に対する報復として加害者またはその親族やその他加害者と密接な関係がある者の生命を害す、または身体を重大に侵害する行為
- 救助被害者が次の各号のいずれか一つに該当する行為をしたときには救助金の一部を支給しない。
 - ・ 暴行・脅迫または侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為
 - ・ 当該犯罪被害の発生または増大に加功した不注意な行為または不適切

¹⁷⁴ 犯罪被害者保護法第22条(救助金額)第4項

¹⁷⁵ 犯罪被害者保護法第19条(救助金を支給しないことがある場合)

な行為

- 救助被害者またはその遺族と加害者の間の関係、その他の事情を考慮し救助金の全部または一部を支給することが社会通念に違背すると認められるときには救助金の全部または一部を支給しないことがある。
- 上記の事情に該当する場合であっても、救助金を支給しないことが社会通念に違背すると認められるだけの特別な事情がある場合には救助金の一部を支給することができる。

7. 申請・裁定・給付手続

- 申請手続

【救助金支給申請一般】¹⁷⁶

- ・ 救助金を受けようとする者は法務部令で定めるところによりその住所地、居住地または犯罪発生地を管轄する犯罪被害救助審議会（以下、地区審議会という。）（各地方検察庁内）に申請する。
- ・ 申請は当該救助対象犯罪被害の発生を知った日から3年、又は当該救助対象犯罪被害が発生した日から10年を過ぎることができない。

【遺族救助金（またはその緊急救助金）の支給申請】¹⁷⁷

申請書に次の書類を添付し提出する。

- ・ 救助被害者の死亡診断書、死体検案書またはその他に救助被害者の死亡事実及び死亡日を証明することができる書類
- ・ 申請人の氏名、生年月日、登録基準地及び救助被害者との親族関係を証明することができる書類（家族関係証明書、基本証明書、住民登録票謄本及び住民登録票抄本で確認できない場合に限定する）
- ・ 申請人が救助被害者と婚姻申告をしなかったが、被害者の死亡当時事実上の婚姻関係にあった場合には、その事実を証明することができる書類
- ・ 申請人が法第18条第1項第1号に該当する者でない場合には、申請人より先順位である遺族がいない事実を証明することができる書類
- ・ 申請人が犯罪被害が発生した当時、救助被害者の収入により生計を維持していた事実を認定することができる書類（申請人が被害者の配偶者である場合は除外する）

【障害救助金・重傷害救助金（またはその緊急救助金）の支給申請】¹⁷⁸

申請書に次の書類を添付し提出する。

- ・ 身体上の障害・重傷害部位及び状態を証明することができる医師、歯科医師または韓医師の診断書、所見書等の書類

¹⁷⁶ 犯罪被害者保護法第25条(救助金の支給申請)

¹⁷⁷ 犯罪被害者保護法施行規則第6条(遺族救助金または緊急救助金の支給申請)

¹⁷⁸ 犯罪被害者保護法施行規則第7条(障害・重傷害救助金または緊急救助金の支給申請)

- ・ 申請人に犯罪被害発生以前に同一部位に対し既に身体障害があった場合にはその障害部位及び状態に関する医師，歯科医師または韓医師の診断書，所見書等の書類
 - ・ 重傷害救助金の場合には入院期間と治療期間を証明することができる入院・退院確認書等の書類
- 救助決定¹⁷⁹
- 犯罪被害救助審議会は救助金の支給申請を受けた場合，迅速に救助金を支給，または不支給の決定(支給するという決定をする場合にはその金額を定めることを含む)をする。
- 【犯罪被害救助審議会】¹⁸⁰
- ・ 救助金支給に関する事項を審議・決定するため，各地方検察庁に犯罪被害救助審議会が置かれている。
 - ・ 地区審議会は，委員長（地方検察庁の次席検事），委員4名（地方検察庁所属の公務員，判事，医師から法務部任命又は委嘱）で構成される。
 - ・ 犯罪被害救助審議会は，法務部長官の指揮・監督を受ける。
- 【決定のための調査等】¹⁸¹
- ・ 地区審議会は救助金支給に関する事項を審議するために，申請人やその他関係者を調査したり，医師の診断を受けるようにすることができ，行政機関，公共機関やそのほかの団体に照会し必要な事項を報告させることができる。
 - ・ 地区審議会は申請人が正当な理由なく調査に従わなかったり，医師の診断を拒否する場合，その申請を棄却することができる。
- 【救助決定書等】¹⁸²
- ・ 令第39条第1項による救助決定書は別紙第13号書式により，緊急救助決定書は別紙第14号書式による。
 - ・ 令第39条第3項による申請人に送付する決定通知書は別紙第15号書式による。
- 【法務部長官への報告】¹⁸³
- ・ 地区審議会は救助金支給申請に関連した犯罪事件の内容，または救助決定や救助金額等を考慮し，重要だと認められる事件については決定をする前に法務部長官に報告しなければならない。
 - ・ 地区審議会は，前月の申請受付及び処理状況を法務部長官に報告しな

¹⁷⁹ 犯罪被害者保護法第26条(救助決定)(구조결정)

¹⁸⁰ 犯罪被害者保護法第24条(犯罪被害救助審議会等)(범죄피해구조심의회 등)

¹⁸¹ 犯罪被害者保護法第29条(決定のための調査等)(결정을 위한 조사 등)

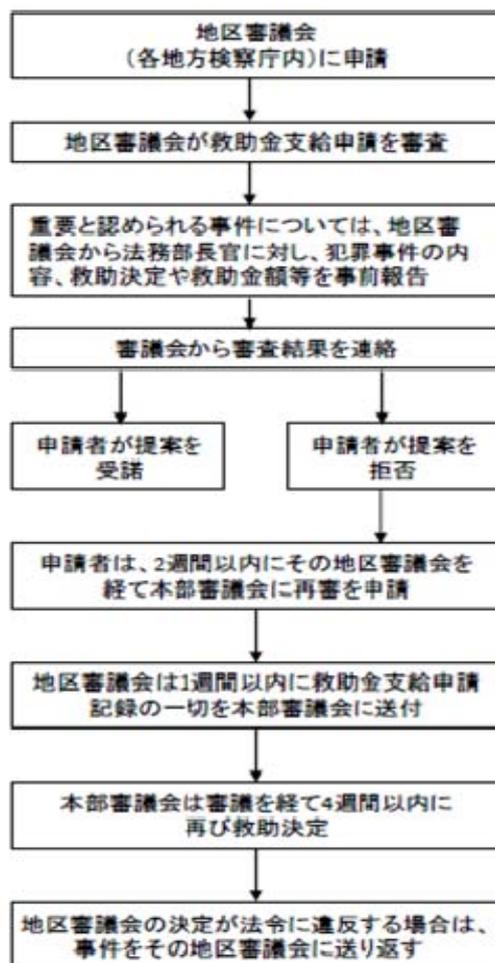
¹⁸² 犯罪被害者保護法施行規則第9条(救助決定書等)

¹⁸³ 犯罪被害者保護法施行令第10条(法務部長官への報告)

ればならない。

○ 給付手続¹⁸⁴

- ・ 被害者遺族救助金の場合、支給に対する法的根拠により申請者の口座に一括支給入金のみを原則としている。年金支給方式はない。ただし、中間支給の場合は、重傷害救助金のように、緊急救助制度で一定金額に限り支給される場合がある。
- ・ 受給者が成人でない場合は、民法で定めた法定代理人優先順位により法定代理人を選任した後支給をし、法定代理人が管理を行う。管理能力喪失者の場合は、未成年者と同一の方法で支給され、法定代理人が管理する。ただし、現在までこのような発生事例はない。
- ・ 別紙書式については、「国家法令情報センター(국가법령정보센터)」参照 (<http://www.law.go.kr/>)
- ・ 手続の流れ



¹⁸⁴ 大検察庁被害者人権課係長へのヒアリング結果 (2012年3月26日実施)

8. 支給状況

表 17 年度別犯罪被害救助金支給現況(연도별 범죄피해구조금 지급현황)

| | | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 |
|-----------|-----|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 合計 | 件数 | 74 | 118 | 117 | 169 | 155 | 205 | 209 |
| | 支給額 | 648,400 | 1,065,133 | 1,063,000 | 1,607,000 | 1,411,000 | 2,204,833 | 3,416,782 |
| 遺族 救助金 | 件数 | 65 | 102 | 103 | 157 | 141 | 196 | 196 |
| | 支給額 | 611,000 | 978,133 | 1,001,000 | 1,549,000 | 1,345,000 | 2,158,333 | 3,299,614 |
| 障害 救助金 | 件数 | 9 | 16 | 14 | 12 | 14 | 9 | 13 |
| | 支給額 | 37,400 | 87,000 | 62,000 | 58,000 | 66,000 | 46,500 | 117,168 |

[単位：件，千ウォン]

出典：検察統計システム(검찰통계시스템)

9. 併給調整¹⁸⁵

- 救助被害者や遺族が当該救助対象犯罪被害を原因とし「国家賠償法」やその他の法令による給与等を受けることができる場合には、救助金を支給しない。
- 救助被害者またはその遺族が次のいずれかひとつに該当する補償または給与等を受けることができるときには、その受ける金額の範囲で救助金を支給しない。¹⁸⁶
 - ・ 「国家賠償法(국가배상법)」第2条第1項による損害賠償給与
 - ・ 「産業災害補償保険法(산업재해보상보험법)」による障害給与・遺族給与・傷病補償年金
 - ・ 「自動車損害賠償補償法(자동차손해배상 보장법)」第30条による損害補償
 - ・ 「義死傷者等礼遇及び支援に関する法律(의사상자 등 예우 및 지원에 관한 법률)」第8条による補償金
 - ・ 「船員法(선원법)」第10条による災害補償
 - ・ 「漁船員及び漁船災害補償保険法(어선원 및 어선 재해보상보험법)」による傷病給与・障害給与・一時補償給与・遺族給与
 - ・ 「勤労基準法(근로기준법)」第8条による災害補償
 - ・ 「消防基本法(소방기본법)」第39条第2項による傷痕・死亡に対する補償
 - ・ 「国家公務員法(국가공무원법)」第77条, 「地方公務員法(지방공무원법)」第68条及び「公務員年金法(공무원연금법)」第42条第2号・第3号が

¹⁸⁵ 犯罪被害者保護法第20条(他の法令による給与等との関係)¹⁸⁶ 犯罪被害者保護法施行令第16条(他の法令による給与等との関係)

目(退職年金受給権者の死亡による遺族年金は除外する)及び事目,「軍人年金法(군인연금법)」第6条第6号・7号(退職年金受給権者の死亡による遺族年金は除外する)及び第13号による給与

- ① 「私立学校法(사립학교법)」第60条の2及び「私立学校教職員年金法(사립학교교직원 연금법)」第33条による給与

10. 求償権¹⁸⁷

- 救助金を支給することにより,加害者への損害賠償請求権(求償)を国が取得(代位)する。
 - ・ 救助金を支給したとき,地方検察庁の犯罪被害救助審議会(地区審議会)が,求償権を行使するか否かを直ちに決定しなければならない。
 - ・ 求償権を行使する決定を行った場合,地方検察庁検事正が,国家を当事者とする訴訟に関する法律による国家訴訟を提起しなければならない。
 - ・ 訴訟又は任意弁済等で求償金を取得した場合,犯罪被害者保護基金に組み入れる。
 - ・ 加害者である受刑者や保護監護対象者の作業奨励金又は勤労報償金から損害賠償金を受けることができる。地区審議会が作業奨励金又は勤労報償金に対し求償権を行使するか否かと,100分の50を超えない範囲で作業奨励金又は勤労報償金から差し引く比率を審議・決定する。
 - ・ 受刑者又は保護監護対象者の同意が必要。
 - ・ 国が求償権を積極的に行使する方針

11. 遡及適用

2010年に全面改正された犯罪被害者保護法は,同法改正後の犯罪被害にのみ適用され,遡及適用はなされない。

12. 損害賠償との関係等¹⁸⁸

- 被害者等が犯罪被害に対する損害賠償を受けた場合,その賠償額の範囲で救助金を支給しない。
 - ・ 被害者には損害賠償受領の申告義務がある。
- 被害者に救助金を支給した場合には,「10. 求償」で上記のとおり。

13. 不服申立手続

- 再審申請¹⁸⁹

¹⁸⁷ 犯罪被害者保護法施行令第19条(作業奨励金・勤労補償金の求償手順)

¹⁸⁸ 犯罪被害者保護法第21条(損害賠償との関係)

¹⁸⁹ 犯罪被害者保護法第27条(再審申請)

- ・ 地区審議会で救助金支給申請を棄却(一部棄却された場合を含む)または却下した場合、申請人は決定の正本が送達された日から2週間以内にその地区審議会を経て犯罪被害救助本部審議会(以下、本部審議会という。)本部審議会に再審を申請することができる。
- ・ 再審申請があれば、地区審議会は1週間以内に救助金支給申請記録の一切を本部審議会に送付する。
- ・ 本部審議会は再審の申請に対し、審議を経て4週間以内に再び救助決定をしなければならない。
- ・ 本部審議会は救助金支給申請を却下した地区審議会の決定が法令に違反する場合、事件をその地区審議会に送り返すことができる。
- ・ 本部審議会は救助金支給申請が却下された申請人が誤った部分を補正し再審申請をする場合、事件を該当地区審議会に送り返すことができる

14. その他

○ テロ犯罪

韓国では、テロリズムに特化した法律、テロ事件の予防や対応に関する体系的な制度や仕組みが構築されていない。しかし、テロ行為も全て犯罪行為であることから、テロ行為が韓国領域内で発生した場合は、犯罪被害者救助法に基づき、その被害者に対し救助金を支給することは可能である。

○ 犯罪被害者支援センターによる経済的支援(범죄피해자지원센터에 의한 경제적 지원)

- ・ 生活費支援(生活費や物品による支援)、奨学金支援、医療費支援などを行っている。
- ・ 生活費支援及び奨学金支援の財源は、法務部及び自治体からの補助金とセンターの自主財源で運営されている。
- ・ 医療費支援の財源については、法務部が全国犯罪被害者支援連合会に委託する形で、予算化されており、全額法務部の予算で賄われている。
- ・ 生活費支援については最大300万ウォン(分割支給)、奨学金支援については300~400万ウォン、医療費支援については自己負担分が支給される。
- ・ これらの各支援金の支給については、犯罪被害救助制度による救助金支給の有無を勘案し支給が決定される。
- ・ 制度詳細については、現地調査結果参照。

○ 女性家族部による経済的支援(여성가족부에 의한 경제적 지원)

- ・ 性犯罪被害者、家庭内暴力(DVや児童虐待等)被害者に対しては、女性家族部がワンストップ支援センターや女性暴力相談所を介しての医

療費支援を行っている。

- ・ 医療費支援については500万ウォンを上限として支給される。
 - ・ 精神治療支援に関して、女性家族部は専担医療機関を指定することができる。他に指定できる者は、特別自治道知事、市長・郡守・区庁長であり、指定対象は国立・公立病院、保健所または民間医療施設である。指定された専担医療機関は、被害者本人・家族・知人や緊急電話センター、相談所、保護施設または統合支援センターの長等が要請すれば、保健相談や指導、精神的治療を含めた医療支援を行うこととなる¹⁹⁰。
 - ・ 医療支援経費は、国又は地方自治体が全部又は一部を支援する¹⁹¹。
 - ・ 制度詳細については、現地調査結果参照
- 家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律¹⁹²(가정폭력방지 및 피해자보호 등에 관한 법률)
- 家庭暴力を原因として保護対象となる児童に対しては、転校等の就学支援、相談業務、保護施設の提供、精神的治療を含む治療が提供される。

¹⁹⁰ 性暴力防止及び被害者保護等に関する法律 第27条(性暴力専担医療機関の指定等)

¹⁹¹ 同法 第28条

¹⁹² 家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律 第4条, 6条, 7条, 18条

犯罪被害者等が利用し得る制度（モデルケースを前提として）

1. 制度概要

- 韓国では、日本の制度と同じく国民皆保険制度・年金制度をとっており、社会的安全網（Social Safety Net）の基本フレームを以下のとおり構築している¹⁹³。

表 18 韓国の社会的安全網

| | | |
|-------|------------|---|
| 一次安全網 | 社会保険 | 国民年金，健康保険，雇用保険，産業災害保険，高齢者長期療養保険（2008年7月1日施行）など |
| 二次安全網 | 公的扶助 | 基礎生活保障，基礎老齢年金，医療給付，障害者年金（2010年7月施行）など |
| | 社会福祉サービス制度 | 高齢者，児童，障害者，産婦などを対象とした各種サービス等 |
| | 関連福祉制度 | 勤労所得奨励税制，職業能力開発講座制等，就職後学士資金償還制度，教育福祉投資優先地域支援事業，国民賃貸住宅，永久賃貸住宅等 |
| 三次安全網 | 緊急支援制度 | 金銭及び現物等支援 |

2. 公的年金制度

- 1999年に国民皆年金制度が確立された。国民年金法(국민연금법)の下では、事業場加入者，地域加入者及び任意加入者に区分される。他には、公務員年金及び軍人年金等の公的年金がある。
- 給与の種類¹⁹⁴：老齢年金，障害年金，遺族年金，還付一時金（本稿では老齢年金について略）
- 年金保険料は保険加入者と雇用主が拠出しており，公的負担は無い。
- 所管：保険福祉部国民年金政策課(보건복지부 국민연금정책과)

【遺族年金(유족연금)】¹⁹⁵

- 加入者が死亡した場合，遺族には適用条件に応じて，遺族年金，還付一時金，死亡一時金のいずれかの年金が給付される。
- 遺族年金
受給要件は老齢年金受給権者の死亡であるが，加入期間1年未満の者は，加入中の疾病・負傷による死亡に限る。また，死亡者が老齢年金受給者，遺族年金受給者，障害2級以上の障害年金受給者である場合も，遺族に受

¹⁹³ 厚生労働省「2009～2010年 海外情勢報告・韓国」

¹⁹⁴ 国民年金法第49条（給与の種類）

¹⁹⁵ 国民年金法第4章給与第4節遺族年金(국민연금법 제4장 급여 제4절 유족연금)

給資格が発生する。給付水準は、加入期間に応じて試算される。還付一時金との併給はできない。

- ① 加入期間が10年未満：基本年金額の40%+加給年金額
- ② 10～19年の場合：基本年額の50%+加給年金額
- ③ 20年以上の場合：基本年額の60%+加給年金額

遺族年金の支給期間は、配偶者であれば3年間の受給後、55歳になるまで停止される。ただし、子供が18歳になるまでは継続支給される。(18歳未満の制限は、傷害がある場合を除く。)

(1) 基本年金額¹⁹⁶

国民年金の基本年金額は、加入年数の他に、加入者個々人の従前所得月額が反映される「所得比例部分」と、全加入者の平均所得月額が反映される「均等部分」を考慮したものとなっている。

(2) 扶養家族年金(부양가족연금)¹⁹⁷

扶養家族年金額は受給権者(遺族年金の場合には死亡した加入者または加入者であった者を言う)との関係別に基準額が大統領令で定められる。

- ① 配偶者：年227,270ウォン¹⁹⁸
- ② 18歳未満又は障害等級2級以上の子女：年151,490ウォン
- ③ 60歳以上または障害等級2級以上ある父母：年151,490ウォン

年金加入者の配偶者自身として年金に加入することは任意であるため、多くは加入せず、年金加入者に対する保障額に加給年金(扶養家族年金)が付加される形での保障を受けている(家族単位での保障)。

表 19 遺族年金予想月額表(유족연금 예상월액표) (一部抜粋)

| | 加入期間中 基準所得月 額平均額 (B 値) | 年金保険料 (9%) | 加入期間 | | |
|-----|---------------------------------|---------------|---------|---------------|---------|
| | | | 10年未満 | 10年~20年 未満 | 20年 |
| 1 4 | 570,000 | 51,300 | 116,110 | 177,050 | 226,900 |
| 1 5 | 620,000 | 55,800 | 118,530 | 180,630 | 231,240 |
| 1 6 | 670,000 | 60,300 | 120,960 | 184,200 | 235,570 |

国民年金サービスサイト¹⁹⁹

¹⁹⁶ 第51条(基本年金額)

¹⁹⁷ 第52条(扶養家族年金額)

¹⁹⁸ 2011年4月~2012年3月適用

¹⁹⁹ 国民年金サービスサイト「遺族年金」：遺族年金予想月額表

http://www.nps.or.kr/jsppage/info/easy/easy_04_04.jsp

○ 還付一時金(반환일시금)

加入者、または加入者であった者が死亡したが、遺族年金に該当しない場合に支給される。給付水準は、加入期間中に本人が納付した年金保険料に、加入期間の利子と支給事由発生日までの利子を足した額となる。このとき、利子率は加入期間中には3年満期定期預金利子率を適用し、喪失後から支給事由発生日までは1年満期定期預金利子率を適用する。

- ・ 2012年3年満期定期預金利子率：3.1%
- ・ 2012年1年満期定期預金利子率：2.8%

○ 死亡一時金(사망일시금)

加入者または加入者であった者が死亡し、遺族年金または還付一時金の支給対象となる遺族がいない場合に適用される。配偶者、子女、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、または死亡者により生計を維持していた4親等以内の傍系血族の順位のうち、最優先順位者に対し、葬祭補助的・補償的性格で支給される。支給される一時金は、還付一時金に相当する金額とされ、最終所得または加入中の平均所得の4倍を超過することができない。

【障害年金(장애연금)】²⁰⁰

- 受給対象者は、加入期間中の疾病・負傷が完治、あるいは2年が経過した時点で障害のある者である。障害年金を受給する場合は、老齢年金の受給対象外となる。

表20 障害年金額²⁰¹

| 障害等級 | 給与水準 |
|------|-------------------------|
| 1級 | 基本年金額 100% + 扶養家族年金額 |
| 2級 | 基本年金額 80% + 扶養家族年金額 |
| 3級 | 基本年金額 60% + 扶養家族年金額 |
| 4級 | 基本年金額 225% (一時補償金일시보상금) |

基本年金額、扶養家族年金額についての算定は遺族年金と同じ。

3. 医療制度(国民健康保険制度(국민건강보험제도))の概要²⁰²

- 国民健康保険の運営主体は、保険福祉家族部の傘下にある国民健康保険公団である。国民の疾病・負傷に対する予防・診断・治療・リハビリと、出産・死亡及び健康増進に対し保険給付を実施する。
- 保険料は、職場保険の場合は労使折半である。

²⁰⁰ 国民年金法第4章給与第3節障害年金(국민연금법 제4장 급여 제3절 장애연금)

²⁰¹ 第68条

²⁰² 国民健康保険公団サイト「国民健康保険」：本人負担金

<http://www.nhic.or.kr/portal/site/main/menuitem.eea53b1d7625d3b8a8d30b24a210101c>

- 給付項目としては医療給付、分娩給付、健康診断があるが、本稿では傷病時の医療給付について述べる。
- 療養給付(요양급여)²⁰³
 - ・ 自己負担率：
 - 入院の場合：全ての医療機関で 20%（がん等の重症疾患患者 5%、希少難治性疾患患者 10%）
 - 外来の場合：
 - 総合病院...60%
 - 一般病院...35～50%
 - 診療所...30%
 - 薬剤：
 - 薬局利用の場合...調材料及び薬代の 30%
 - 処方箋がない場合...40%
 - ・ 犯罪被害者の場合は、加害者が判明している犯罪被害者の場合は、原則国民健康保険は適用されない²⁰⁴。医療機関は医療給付後、国民健康保険公団に給与制限可否の照会を行う²⁰⁵。照会を受けた公団は、必要に応じて適用制限を判断する。加害者不明の犯行による傷害など、保険診療とした後に加害者が判明した場合は、公団から加害者に求償することができる²⁰⁶。
- 本人負担金補償金(본인부담보상금)
 - 加入者及び被扶養者を対象に、自己負担額が 30 日以内で 120 ウォンを超過した場合、超過金額の 50%の補償金が現金給付される。
- 障害者補填具(장애인보장구)
 - 障害者福祉法により登録した障害者である加入者及び被扶養者を対象に、補填具の種類に応じて現金支給される。

4. 公的扶助制度の概要²⁰⁷

- 国民基礎生活保障(국민기초생활부장)
 - ・ 従来 of 生活保護法に代わり、2000 年 10 月から国民基礎生活保障法(국민기초생활보장법)が施行された。
 - ・ 給付対象者： 扶養義務者がいない者、扶養義務者に扶養能力がない者、又は扶養を受けることができない者で、所得認定額が最低生計費以下の

²⁰³ 厚生労働省「2009～2010年 海外情勢報告・韓国」

²⁰⁴ 国民健康保険法(국민건강보험법)第48条第1項1号

²⁰⁵ 国民健康保険療養給与の基準に関する規則(국민건강보험요양급여의기준에관한규칙)第4条第1項。

²⁰⁶ 同法第53条

²⁰⁷ ソウル特別市 HP 「低所得層家庭生活支援」

<http://jpn.mcfamily.or.kr/publicinfo/publicinfo05.php>

者

- ・ 2012年における3人家族基準の最低生計費は月額121万8,873ウォン²⁰⁸。
- ・ 給付内容は、生計給付、住居給付、教育給付、出産給付、葬祭給付、自活給付、緊急生計給付等であり、補足性の原理に基づいて給付が行われる。医療給付については、健康保険と併せて全国民をカバーする体系となっている。

表 21 生計費の給付対象者及び給付内容

| 区分 | 内 容 |
|-----|---|
| 対象者 | 医療・教育・自活給付の特例者 エイズ保護施設居住者 ホームレス保護施設または韓国更生保護公団施設居住者 政府から生計を提供される者を除いたすべての受給者 ※ 保障施設受給者は別途の給与基準により支給 |
| 給与額 | 最低生計費中、最低住居は分離して住居給付として支給 住居給付は世帯別0ウォン～最低住居費まで定率給与で支給 ※ 現金給与基準は最低生計費から現物で支給される医療費・教育費及び他法支援額(住民税, TV受信料等)を差し引いた金額で、所得がない受給者が受け取ることができる最高額の現金給与水準 世帯別生計給与額＝現金給付基準額－世帯の所得認定額－住居給付額 |

出典：国民基礎生活補償制度²⁰⁹（국민시초생활보장제도）のサイト

住居給付については、以下の条件に当てはまる者は支給対象外となる。

- ・ 他法令等により住居提供を受けている者
- ・ 医療・教育・自活給与特例受給者及び保障施設に居住する受給者
- ・ その他住居給与の必要性が認められない者

持ち家世帯の受給者に対しては、住居環境の修繕費等として給付があり、現物給付額を差し引いた住居現金給付が支給される。

²⁰⁸ 韓国大手紙「朝鮮日報」2012年2月5日記事より。当日の為替レートでは、日本円にして8万3,707.9円となる。

²⁰⁹ 国民基礎生活補償制度（국민시초생활보장제도）<http://team.mohw.go.kr/welfare/index.jsp>

表 22 2012 年度 最低生計費及び給与基準 (単位: ウォン)

| 区分 | 1人世帯 | 2人世帯 | 3人世帯 | 4人世帯 | 5人世帯 | 6人世帯 | 7人世帯 |
|-------------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 最低生計 費基準 | 553,354 | 942,197 | 1,218,873 | 1,495,550 | 1,772,227 | 2,048,904 | 2,325,580 |
| 現金 給付 | 453,049 | 771,408 | 997,932 | 1,224,457 | 1,450,982 | 1,677,506 | 1,904,031 |
| 住居 給付 | 87,656 | 149,252 | 193,079 | 236,908 | 280,736 | 324,563 | 368,392 |
| 現物 給付 | 26,000 | 45,000 | 58,000 | 71,000 | 84,000 | 84,000 | 110,000 |

出典: 同上

表 23 その他の給付

| 区分 | 対象者 | 給付内容 |
|------|---------------------------------|--|
| 教育給与 | 小学生 | 副教材費: 1人当たり 36千ウォン 学用品費: 1人当たり 49.5千ウォン |
| | 高校生 | 入学金・授業料・教科書代: 1人当たり 119.2千ウォン 学用品費: 1人当たり 49.5千ウォン |
| 出産給付 | 出産及び 出産予定者 | 1人当たり 50万ウォン |
| 葬祭給付 | 死亡者の遺族 | 1世帯当たり 50万ウォン |
| 自活給付 | 年齢, 就労能力, 扶養者, 健康状態, 職歴等から審査 | 金品の支給又は貸与, 自活に必要な機能習得 の支援, 就職斡旋等情報の提供, 公共勤労等 自活のため勤労機会の提供, 自活に必要な施 設及び装備の対与 |
| 医療給付 | 生計の維持能力がなく, 健 康保険が適用されない者 | 現物給付 |

出典: 同上

5. 緊急福祉支援制度²¹⁰ (긴급복지지원제도)

2006年に制定された緊急福祉支援法(긴급복지지원법)に基づく。

上記基礎生活保障制度では適用対象とならない低所得者を対象に、以下の「危機状況」のいずれか一つに該当し、生計維持等が難しくなった場合に、本制度が適用される²¹¹。

- ① 主所得者が死亡、家出、行方不明、拘禁施設に收容される等の事由で所得を喪失し、家庭所得が最低生計費以下である場合
- ② 重い疾病または負傷を負った場合
- ③ 家族構成員から放任または遺棄されたり、虐待等を受けた場合
- ④ 家庭暴力を受け、家族構成員と共に円満な家庭生活を送ることが困難であったり、家族構成員から性暴力を受けた場合
- ⑤ 火災等により居住する住宅または建物で生活することが困難になった場合
- ⑥ その他に保険福祉部長官が定め、告示する事由が発生した場合

「適正性可否判断基準」

所得が最低生計費の150%以下で、財産が保険福祉部長官の定める金額(大都市 9,500万ウォン, 中小都市 7,750万ウォン, 農漁村 7,250万ウォン)以下、金融財産が120万ウォン以下の場合に適用される²¹²。

²¹⁰ サイバー警察庁 HP 「緊急支援内容及び期間」

http://www.police.go.kr/infodata/if_victim_system_11.jsp

²¹¹ 出典：サイバー警察庁「適正性可否判断基準」(사이버경찰청 적정성 여부 판단기준)

http://www.police.go.kr/infodata/if_victim_system_09.jsp

²¹² 同上

表 24 支給内容一覧

| 種類 | 支援内容 | 支援期間 |
|---|--|------------|
| 金 銭 ・ 現 物 支 援 | 生計支援 ○食料品費，衣服費等生計維持費支援 ○最低生計費の60%*水準 *4人家族基準1,265,848万ウォン(食料品費，交通通信費，被服靴代等) | 1ヶ月 |
| | 医療支援 ○各種検査，治療等医療サービス支援 ○300万ウォン以内(本人負担金及び非給与項目支援) | 1回 |
| | 住居支援 ○臨時住居提供 地域特性考慮 ・金銭支援時，地域別最低住居費支給 *大都市4人家族基準470,258ウォン | 1ヶ月 |
| | 社会福祉施設 利用支援 ○社会福祉施設への入所または利用サービスの提供 | |
| その他の支援 ○冬季(10~3月)暖房費:6万ウォンの範囲内で現物支援 ○出産費及び葬儀代:各50万ウォン | | |
| 民間機関・団体連携 支援等 | ○社会福祉共同募金会または大韓赤十字社等，民間の緊急支援プログラムと連携 | 回数制限 なし |
| | ○相談等その他支援 | |

出典：サイバー警察庁「緊急支援内容及び期間²¹³」

²¹³ サイバー警察庁 HP 「緊急支援内容及び期間」

http://www.police.go.kr/infodata/if_victim_system_11.jsp

第3章 現地調査結果

I アメリカ

【期間】2012年1月30日（月）～2月1日（水）

【訪問先機関】

- 司法省犯罪被害者支援室(Department of Justice, Office for Victims of Crime)
- 全米犯罪被害者補償委員会協会(National Association of Crime Victim Compensation Boards)
- ニューヨーク州被害者支援局(New York State Office of Victim Services)
- Safe Horizon

【実施者】

慶應義塾大学太田達也教授、内閣府職員により実施。

1. 理念

- 被害者補償制度は全て「最後の拠り所たる支払手段」として機能する。連邦法の1984年犯罪被害者法では、被害者が利用できる他の「併存的な資金源」の適用を受けない費用または損失があることを要件としている。
- 被害者補償制度は通常、犯罪被害の直後に被害者を支援するための一種のセーフティネットである。被害者の一生を通じてすべての困難を全額補償し続けるためのものではなく、被害者が身体的・精神的に立ち直るのを助けるための、当座の自己負担金に焦点を当てたものである。
- 被害者補償制度の補償金は被害者が犯罪捜査に協力することを支給要件としているが、被害者補償制度は犯罪防止の手段とはみなされていない。一般に、犯罪被害者補償制度は犯罪捜査とほとんど接点がない。被害者補償制度はただ、被害者が被害届を提出し（通報）、警察や検察官の捜査に協力しているかどうかを、法執行機関に確認するだけである。
- 被害者補償に関する州法の中には、目的規定や「前文」を設けているものもある。ただし一般的に、法律に関連し、理念や趣旨についての議論はほとんど行われておらず、たとえ行われたとしても、被害者による自己負担金の支払を支援することに主眼を置いた、かなり単純なものである。

(カリフォルニア州の例)

議会は、カリフォルニア州民が犯罪行為の直接的な結果として被った金銭的損失の補償を受けるのを支援することが、公益にかなっていると判断し、その旨を宣言する。

(デラウェア州の例)

議会は、州内で発生した犯罪の被害者またはデラウェアにおけるテロ行為で被害を受けた人に補償することが州の目的にかなっており、かつ州の利益にもなることをここに宣言する。したがって、特定の犯罪の罪もない被害者や、その家族や扶養家族に課された余分な困難に対処するための手段を確立することによって公共の福祉を増進するのが、本章の宣言された目的である。

2. 財源

(1) 犯罪被害者基金

- 1982年12月の大統領特別委員会による報告において、犯罪被害者の処遇改善のために挙げた68件の提言の中に、連邦犯罪被害者支援基金の創設が含まれていた。犯罪被害者支援基金は(1)各州における犯罪被害者補償制度に財政援助を提供し、(2)連邦・州・各地方の被害者/証人援助制度を支援することを主目的としていた。税収に依存しない財源を求めた結果、特別委員会は当時、連邦政府の一般財源に繰り入れられていた罰金、刑事制裁金および没収資産を財源とする基金の創設を提言した。特別委員会のメンバーは、犯罪行為の結果として集められた金銭は被害者を助けるために使われるのが適切であると考え、同時にこの資金調達手段により、税収から資金提供を受ける必要のない、行政上も効率が良い自給自足の制度を実現できると考えた。
- 犯罪被害者基金は、犯罪者が支払う金銭を財源とすることで、預託金は年によって変動するものの、財源として安定している。
- 連邦レベルでは、薬物犯罪、個人犯罪などよりも企業犯罪の行為者が納付する数億ドルという罰金等が大きな財源となっている。
- 地方の草の根運動的な被害者支援団体は今も犯罪被害者基金を支持し、制度の維持を擁護している。
- 2010会計年度に、犯罪被害者基金から被害者補償制度のために州に交付した補助金の総額は198,043,000ドルである。

(2) 州の犯罪被害者補償制度の財源

- 約40の州が犯罪者から徴収する罰金や特別賦課金等の金銭を主な財源としている一方、犯罪者から得る収入よりも、立法に基づく一般税収からの予算割当に依存している州が約10州ある。そうした州の被害者補償制度は、州の予算全体が縮小した場合に生じる予算問題の影響を受けやすい。

- 大幅な資金不足に陥ることのある州もいくつか見られる（年によって異なるが、おおむね5 - 7州）。
- 被害者補償制度を有する州の大多数が、受理した請求に対し支払を行えるだけの十分な資金を備えているが、資金調達が依然として限られているので、給付金を増額し、あるいは新しい給付金（DV被害者のための転居費用など）を増やそうとすることには非常に慎重である。
- 一般財源による予算に依存している州の中には、ウィスコンシン州のように、犯罪者が納付する金銭による財源を被害者補償制度には使わずにDVシェルターやカウンセリングプログラムなどに使っている州や、ノースカロライナ州のように、州法によって犯罪者が支払った金銭については教育に使わなければならないことになっている州がある。
- 一部の州の被害者補償制度は、犯罪者への損害賠償命令から財源の5-10%を得ている。これらの犯罪者は、被害者に被害者補償金を支給したのと同一金額を補償制度に支払うことが求められる。

(ニューヨーク州)

- ニューヨーク州の犯罪被害者補償制度の1年度の予算（2010-2011）は、36,473,000ドル（うち州の財源が23,500,000ドル、被害者基金から12,973,000ドル）。
- ニューヨーク州被害者支援局（New York State Office of Victim Services :OVS）は、刑事司法改善基金（Criminal Justice Improvement Account : CJIA）から犯罪被害者補償制度の予算を得ている。犯罪者が納付する罰金(fine)、賦課金(surcharge)、犯罪被害者支援費(Crime Victim Assistance Fee)など（車両交通法のものを含む）はCJIAに組み入れられている。
- CJIAを財源とすることにより、特に不況時などに、OVSはそれより安定しない一般予算からの予算割当に依存せずとも済む。少なくとも、現在まで、有罪判決を受けた犯罪者により支払われる資金は安定した資源である。批判の一つとしては、「政府」は一般予算により犯罪被害者を支援する責任を担うべきであり、そうしないことは、被害者の正義に対する責任の欠如を表していると感じている人々がいるという点が挙げられる。
- 負担者と受益者の対応関係については、連邦政府については、ホワイトカラー犯罪や金融犯罪の有罪確定者が納付する罰金が、身体犯の被害者に対する支払の大半を支えているというズレが認められるかもしれないが、ニューヨーク州のCJIAには当てはまらないとされている。しかしCJIAはその資金のかなりの部分を車両交通法違反による犯罪被害者支援費等から得

ている。

3. 支給対象

- 各州の被害者補償制度は独自の法律、規則、方針および手順に則って運営されており、すべての制度が連邦法の犯罪被害者法が求める受給資格要件に沿った内容となっているものの、各州の相違や、要件を解釈する際の重点の置き方の違いがある場合もある。

(ニューヨーク州)

- 通常身体的傷害を要件とするが、18歳未満の若年者、60歳以上の高齢者、障害者については、窃盗など財産犯の被害に対する補償が認められている。人身取引被害についても身体的被害があったのと同様の扱いをする。
- 被害者補償は、他の州同様、犯人検挙や起訴が要件とはされていない。
- 被害者補償の対象となる犯罪に限定がかかっていないため、死亡または傷害を惹起した車両関連過失致死傷の被害者も、犯罪被害者補償の受給資格がある（但し、この場合も他の給付を受けない場合に限られる）。
- 合法的な在留者である外国人犯罪被害者、短期滞在の外国人も支給対象となる。

(1) 不支給事由・減額事由

- 連邦犯罪被害者法（VOCA）は、被害者補償制度によって被害者に対して法執行機関の合理的な要求への協力を促すよう定めているが、VOCA ガイドラインには「各州の被害者補償制度は、法執行機関の合理的な要求に対する被害者の協力に関し、独自の基準を設ける権限および裁量権を保持する」と定めている。
- 多くの州が7日以内又は72時間以内の通報という要件を設けているが、性犯罪やDVや児童虐待などの例外規定があるほか、それ以外の場合でも裁定機関に裁量権があるので、ある程度弾力的且つ合理的に運用されている。また、性犯罪被害者などは、警察への通報の代わりに、病院での検査（法医学的検査）でも受給要件を満たす州もある。
また、通報要件はあるが、期間の制限のない州もある。

(2) 被害者・加害者に一定の親族関係がある場合の不支給事由

(ニューヨーク州)

- 加害者と被害者に親族関係がある場合（domestic violenceを含む）でも、被害者が被害者補償の対象となる。ただし、請求の根拠となっている犯

罪について有責である者またはその者の共犯者は、かかる犯罪に関する補償の受給資格を持たない。

- 請求の根拠となっている犯罪について有責である者が補償から経済的利益を得、または不当な利益を得る場合は、補償の対象とならない。

(3) 国外犯被害

- およそ半数の州が独自の補償法により、海外で犯罪の犠牲となった住民に対しても補償を行っている。手続および支給要件は州内で発生した犯罪の場合と同様である。

(ニューヨーク州)

- 国外犯については、極めて限定的な状況として、連邦の定義によるテロリズムの被害にあったときのみ補償制度の対象となる。

(4) 遡及効の有無

- 通常、制度が申請の受付を開始した時点をもってその制度の発効日としている。米国の補償制度の大半は少なくとも40年の歴史を持ち、最も新しい制度でも運営開始から30年が経過しているので、遡及適用の有無はもはや被害者補償の問題とはなっていない。

4. 支給額算定方法

(ニューヨーク州)

- OVSは最後の拠り所となる支払手段であるから、OVSによる補償の検討より先に、利用できるあらゆる形態の補償（私的保険、社会保障、労災補償、メディケア、メディケイドなど。）を考慮に入れなければならない。
- OVSは他の給付でカバーされない犯罪関連の一時払い費用を補償することができる。
- 5,000ドルを超える補償は、生活困窮の状態が認定される場合にのみ認められる。

【医療費】

- 一般的に、給付を受けるには身体的傷害を要するが、（犯罪の種類や被害者に応じて）身体的傷害がない精神的被害に対してもカウンセリングその他に対する補償を認める。但し、精神的被害については、治療やカウンセリングが犯罪被害と因果関係を有する症状に対して行われていると判断

される（医師又はCSW/MSWが提出する精神保健治療報告書により確認）範囲で補償の対象となりうる。

- ニューヨーク州は、制度化当初より、医療費に上限を設けておらず、中には20年以上支給を受けている人もいるが、長期間医療費を補償するケースはごく稀である。

【逸失賃金・扶養の喪失の補償】

- 毎週上限600ドルが（例えば400ドルの収入があった場合には、400ドル、1000ドルの収入があった場合には上限の600ドル）、30,000ドルに達するまで支給される。しかしニューヨーク州の障害・労災補償を考慮しなければならない。この補償額を先に控除する。OVSは損失が発生してからでなければ逸失賃金を補償できない（将来の得べかりし利益に対する補償はない）。
- 被害者死亡の場合には、被害者が犯罪の時点で就労していたことが必要である。遺族の各々が受領する社会保障を差し引いた上で、30,000ドルに達するまで家族に長期的補償を行うことができる（30,000ドルに達するまで毎月小切手が発行される）。
- 死亡した被害者の子に支給する場合、限度額の30,000ドルに達する前に子が成人になっても、限度額に達するまで支払う。
- 夫婦で、夫が死亡して、妻が補償を受けてきたが、限度額の30,000ドルに達する前に状況が変わって（例えば再婚して）死んだ夫に代わって新たな夫による収入ができればこの時点で、支給が終わる。こうした状況の変化について1年ごとに確認をする。
- 死亡した夫から扶養を受けていた分として考えるので、妻の就労の有無や所得の多寡は関係がない。
- 遺族が別の社会保障（遺族年金）を受給した場合などには、その時点から社会保障の受給分を減額するようになる。

【犯罪被害によって破損したりした生活必需品の修理や交換の費用】

- 生活必需品たる財産の逸失や損壊に対する補償が認められている。
- 対象は、18歳以下か60歳以上、障害者などの弱者である。
- 現金の上限を100ドルとし、他の財產品目と合わせて合計500ドルまで。

【カウンセリング】

- カウンセリング実施者はPhD、MD、CSW/MSWなどの開業資格を有していなければならない。OVSはカウンセリング提供者に直接支払う場合の料金表

を持っている。CSW/MSWは100ドル、PhDは125ドル、MDは150ドルである。例えば資格のない牧師がカウンセリングをしても支払いはできない。カウンセリング実施者の働いている機関（病院か個人事務所かなど）は問わない。

- 被害者がすでにカウンセリングを受けて自分で費用を払ってしまっている場合には、被害者が負担した額を直接被害者に補償する。

【法医学的レイプ検査】（これは被害者補償制度とは別のプログラム）

- 病院で法医学的検査を受けた性犯罪被害者は、保険による支払いか、OVSによる支払いかなどを選び、OVSを選んだ場合には、OVSが直接病院に800ドルまで支払う。

【緊急資金援助】（これも被害者補償制度とは別のプログラム。Advocacy Programとして行われているもの）

- 当面の資金に困窮している被害者に対して、捜査にあたった刑事に連絡をとって確認をとるなどした上で、即日資金援助を行っている。対象となるのは、葬儀、エイズ予防治療、移転、安全確保、逸失利益・扶養の喪失、救急医療装置の費用などで、上限は2,500ドルである。緊急に支給した分については、その費用について後で補償制度で給付を受ける場合には控除される。

5. 支給状況

- ニューヨーク州の状況は次のとおり。

請求種別に応じた給付額（2010会計年度）

| 請求の種類 | 補償が支払われた請求の数 | 補償額 |
|----------------|--------------|--------------|
| 個人の負傷 | 7,947件 | 21,782,617ドル |
| 死亡 | 912件 | 4,849,719ドル |
| 基本的な個人財産 | 2,200件 | 517,389ドル |
| 法医学的レイプ検査の直接補償 | 5,923件 | 4,535,885ドル |
| 合計 | 16,982件 | 31,685,610ドル |

6. 求償

- 現地では、債権代位と称していた。
- 州は、被害者に補償金を支給した場合、その範囲内で、刑事有罪判決の一部たる損害賠償命令を宣告された犯罪者からの賠償を受けることが可能で

ある。しかし、損害賠償命令判決が出されても、検察官が執行官事務所で
手続を行い（ニューヨーク州の場合）、損害賠償命令を執行させるようにす
るのは大変な作業であり、また、多くの犯罪者は、損害賠償命令を完遂で
きるだけの資産を持たない。

- 最も効果をあげている被害者補償制度は、逮捕され有罪判決を受けた犯罪
者からの損害の賠償状況を追跡する専任のスタッフを置いている。被害者
補償制度は通常、損害賠償命令の執行や犯罪者からの返還金の回収を検察
官や矯正当局に頼っているが、いくつかの被害者補償制度は直接犯罪者と
接触して支払を求めている。
- 犯罪者が賠償を支払う能力を持ち、被害者が、被害者補償制度によって支
払われた金額より多い経費の全額につき賠償を受けられる場合、被害者補
償制度は、犯罪者が被害者補償制度の支払った金額を州に支払うことを求
める。

（ニューヨーク州）

- 法律上、ニューヨーク州被害者支援局（OVS）は判決時に損害賠償命令に名
前を記載される当事者である。刑事裁判においては、犯罪者に、被害者に対
して支払われた補償額の範囲で OVS に支払いを行うよう損害賠償命令が命
じられる。これは、犯罪者から OVS として求償を得るための主要な方法であ
るが、命令に名前を記載されたからと言って必ずしも支払を受けられるとは
限らない。
- 被害者が補償制度から給付を受けた場合には、被害者が被告から民事の損
害賠償で得たものについて OVS は先取特権を取得する。より積極的に、申
請者（被害者）や弁護士に関わり、OVS が民事の和解金などについて先取特
権を有することを継続的に知らせることで、損害賠償命令からの回収より
も少し多く回収することに成功している。
- 被害者は補償制度に申請する段階で、民事訴訟で賠償金や和解金が得られ
た場合の補償金の返還に同意する。民事訴訟を起こした際には知らせても
らい、OVS から弁護士に連絡をとり、解決したら知らせてもらうよう依頼し、
補償制度で実際に補償した額から OVS が一定の方式によって減額した分を
支払ってもらうことを要求する。

7. 損害賠償金（刑事裁判及び民事裁判によるもの）の立替払い制度、損害賠償の履行を加害者に強制もしくは、その履行を担保する制度ないし方策

- 被害者補償は、民事の「損害賠償」的性質のものではない。州の被害者補償制度は、犯罪者が起訴され、有罪判決を受け、賠償を支払う手続とは関係なく、被害者の負担した医療費等を被害者に補償している。
- 被害者には、加害者から損害賠償を得たら補償金を返還する旨を補償制度の申請の際に同意することが求められている。被害者補償制度からの補償を受けた被害者に、加害者が損害賠償を支払った場合、被害者に支払われた被害者補償制度からの補償金は、返金されなければならない。
- ニューヨーク州では、1977年に制定されたサムの息子法として知られる法律について、2001年、犯罪に関連した出版などによって得られた利益だけでなく、特定の犯罪について有罪判決を受けた者が得た相続財産、宝くじなどから得られたあらゆる資産に広げた。OVSの役割はただ、資産を凍結するだけであり、被害者は自分から民事裁判を起こさなければならない。

8. その他

- 司法省犯罪被害者支援室(OVC)は、被害者および受給資格を有する被害者家族に特定の経費（医療費、精神保健費、物的損害費用、葬儀埋葬費およびその他雑費を含む）の払戻を行う「国際テロリズム被害者費用償還制度」を運営している。この制度による支給は州を介さずに被害者に対して行われる。
- またOVCは反テロリズム緊急支援プログラムも運営しており、テロ事件や集団暴力を経験した所管区域に支援を行なっている。

II イギリス

【期 間】2012年2月20日（月）～21日（火）

【訪問先機関】

- 法務省 (Ministry of Justice)
- 犯罪被害補償審査会 (Criminal Injuries Compensation Authority; CICA)
- Victim Support 本部 (VS)

【実施者】

同志社大学大学院司法研究科奥村正雄教授、中央大学法科大学院小木曾綾教授、内閣府職員により実施。

1. 理念

- 1964年に導入されて以来、歴代政権は、国家は他者の行為により人々が被る損害に責任を負わないとの見解をとり続けている。同時に、民衆が暴力犯罪における落ち度のない被害者に対する同情心を持ち、これを社会の名の下に金銭的な補償の形で実体として表現すべきであるとの感覚を有している点も認識しており、これは現在に至るまで続いている。

2. 財源

- 一般財源である。刑罰賦課金については被害者支援活動に特化した使い方を考えており、将来的にこれを犯罪被害補償制度の財源とすることは考えていない。また、刑罰賦課金は、被害者補償ではなくもっと有効に使うべきであり、感情的な面からも、被害者に刑罰賦課金を原資とした補償金を渡すことが被害回復につながるとは限らないし、被害者支援に使った方が有効であると法務省としては考えている。

3. 支給対象

犯罪被害補償審査会 (CICA) は暴力犯罪における落ち度のない被害者を対象とし、法制の犯罪被害補償スキーム (CICS) を掌理している。

犯罪被害補償制度及び海外テロ被害補償制度以外に英国政府が提供する公的資金に基づく支援スキームは存在しない。

(1) 不支給事由・減額事由

- CICAにおける支払拒否の割合は、約40%。
- スキーム条項別の、拒否された申請の件数

(一部の申請では拒否の理由が一つ以上存在し、合計数は却下された実際の件数より多い)

| スキーム 条項 | 判定基準 | 却下件数 |
|------------|---------------------------------|--------|
| 6 | 1964年8月1日以前に蒙った傷害 | 6 |
| 7A | 同一傷害について以前に申請を受理 | 506 |
| 7B | 1979年10月1日以前に家庭内で蒙った傷害 | 81 |
| 8A | 対象傷害が暴力犯罪以外を主因とする | 3,548 |
| 9 | 申請が条項の制限事項に該当せず | 373 |
| 11 | 交通事故傷害：車輛が傷害を引き起こす意図で用いられていない事例 | 299 |
| 12 | 法の執行過程で偶発的に蒙った傷害：リスクが正当化されえない事例 | 122 |
| 13A | 報告が遅滞なく提示されていない事例 | 1,734 |
| 13B | 警察が加害者を逮捕する際に協力を怠った事例 | 4,922 |
| 13C | 当局への協力を怠った事例 | 2,667 |
| 13D | 事件の前後の行動 | 3,242 |
| 13E | 申請者の犯罪歴／性向 | 4,639 |
| 16A | 加害者が給付により利得を得たであろう事例 | 98 |
| 16B | 給付が未成年者の利益に反している事例 | 4 |
| 17A | 加害者が家族の一員で暴行／虐待が起訴されていない事例 | 2 |
| 17B | 暴行が同一家族内の成人間で行なわれた事例 | 63 |
| 18 | 申請が事件発生後二年以内に行われていない事例 | 1,193 |
| 25 | 傷害が最低給付額£1,000に相当するほど重篤ではなかった事例 | 9,426 |
| 26 | 先在する医学的状態 | 587 |
| | 合計 | 33,512 |

- CICAでは、警察に事件の概要を聞いて減額について調査し判断している。
- 減額については、前歴により判断される。
- 前科のある父親が殺害された場合、その子供は補償を受けられないか
CICAではたとえ申請者が死亡者の子供であっても、申請者と死亡者双方の品行および性向を検討するよう定められており、CICAは補償の可否を検討

するに当たって被害者の犯歴を考慮するよう定められている。CICAが調査の対象とするのは、有罪判決により一定の刑を言い渡され所定の更生期間を経たとみなされない場合（刑の種別による更生期間は1974年犯罪者更生法（The Rehabilitation of Offenders Act 1974）が定める。2年6月以上の拘禁刑の場合は常に執行済みとみなされない。）に限られる。被害者が死亡した場合、CICAは被害者と申請者（遺族）のいずれかについて、有罪判決により一定の刑を言い渡され所定の更生期間を経たとみなされない場合に調査の対象とする。新スキームでは、例外として極めて重大な公序良俗に反するものは除き、それ以外の場合は子供に被害者補償を支払うことを提案している。

英国政府は、あらゆる事例で可能な限り未成年者の権利保護に努めるのを重要と考えており、現在進めているスキームならびに刑事司法制度内における被害者および証人の権利の改正に関する協議でも考慮しつつある。

(2) 被害者・加害者に一定の親族関係がある場合の不支給事由

○1979年10月1日以降の事案で、被害者と加害者が同一所帯であった場合でも、加害者が訴追され（相当な不訴追の場合を含む）、同居の可能性がないと判断されれば支給対象になる。他の全ての事案と同様に、被害者はスキームの規定する適格性基準を満たしている必要がある。

(3) 国外犯（テロリズムの被害）

○任意の見舞金スキーム（2012年4月から発足予定）と法制に基づくスキーム（議会に上程予定）がある。任意のスキームの対象者は、その適用の時点で身体的な傷害が継続している被害者に限られ、遺族は被害補償の対象とならない。補償は、現行の国内補償スキームと同一基準とし、逸失利益及び特別支出についての追加補償は含まれない。両スキームは、海外で発生した指定のテロリスト攻撃事件のUK（イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランド）国籍の被害者および事件直前に最低三年にわたりUKに居住していたEU・EEA籍の被害者を対象者とする。改正後の国内スキームに基づき、受給資格が被害者遺族にまで拡張され、逸失利益及び特別支出についても追加補償の対象となる。

(4) 遡及効の有無

○遡及適用は行われない。被害者補償制度は、犯罪被害時ではなく、申請が行われた時点のスキームが適用されるものである。

(1964年8月1日以前に蒙った傷害、1979年10月1日以前に家庭内で蒙った傷害、事件発生後2年以内に申請が行われていない場合には、給付拒否となる。)

4. 支給額算定方法

○補償額の査定

同等の重篤度の傷害に対する給付基準を根拠として行なわれる。給付レベル(範囲)は£1,000から£250,000まで25のレベルに分かれている。補償総額は£500,000を上限とする。

○併給調整

CICAでは、各種の社会保障給付等を含めて調整を行って支給額を算定するためのカリキュラムシステムを使用している。障害等級表(タリフスキーム)に基づく補償については、社会保障給付の影響を受けず併給調整の対象とならない。実際の算定手続きでは、考慮に入れる必要のある社会保障給付について、個別のケースごとに雇用主や社会保障の担当省庁に確認を行う必要があることから大仕事となっており、新スキームではシンプルなものにするよう提案されている。

○併給調整(被害者からの回収)

スキームの第48項に規定した状況のいずれかにおいて、申請者が同一の傷害について爾後そのほかの補償(損害補償、和解金、一切の民事的な補償も含む)として別途支払を受けた場合、法務省はこれをスキーム下での補償を回収する権利を有すると解釈している。申請者は給付された補償の全額か、民事的に獲得した賠償のいずれか、より低い方の額を上限とする返済を求められる。2010暦年の場合、CICAは£959,300を回収している。

○逸失利益

逸失利益の補償については、社会保障給付や将来の給付分も含めて算定される。余命が限られている人の場合はそれも考慮する。

学生については、親の職業を見て見積もることとなる。親が無収入の場合は最低賃金で見積もる。(ただし、現在検討されている新スキームでは一律にすることを提案している。)

○生計維持関係のある遺族が経済的に独立するまでの期間

18才未満以下の子供であれば18才になるまで、一度も仕事をしたことがない専業主婦の配偶者には、死亡した被害者が退職する年齢までの死亡時点の給与の75%(子どもが独立した後は66%)を逸失利益として支払い、遺族給付等と併せて最高50万ポンドまで支給する。

○心理カウンセリング

原則として国民医療サービスでカバーされる。国民医療サービスで受けられるまで待っている期間に受けたものは、犯罪被害補償制度の対象となる。国民医療サービス対象外のカウンセリングが犯罪被害補償制度の対象となるかどうかは、ケースバイケースで判断される。申請時に、プライベートのカウンセリングが必要な理由を明確にする必要がある。

○特別経費

ケースバイケースで判断される。例えば、精神障害の場合早く職場復帰すれば逸失利益を払わなくてすむので、国民医療サービス（NHS）を受けるまでの費用を支給する。

5. 支給状況

○申請から支給までの平均的な期間

約7.7か月である。逸失利益及び特別経費を考慮するものはもっと長く、障害等級表（タリフスキーム）のみのものについてはもっと短い。VS（ヴィクティム・サポート）で申請の補助を行っているが、手続から裁定までには2年間位かかることが多く、すぐにお金が必要な被害者にとって問題となっている。

○暴力犯罪の落ち度のない被害者に対して犯罪被害補償スキームが支出した補償金総額

| 年度 | 補償額（£100万） |
|---------|------------|
| 2007～08 | 235 |
| 2008～09 | 266 |
| 2009～10 | 244 |
| 2010～11 | 281 |
| 2011～12 | 200 |

○給付基準適用請求件数

08～09年 = 57,753件

09～10年 = 65,445件

10～11年 = 61,292件

11～12年予測 = 61,000件（予測上限値）

6. 求償

○犯罪被害補償法1995（2004年、7条の後に挿入）に法務大臣の加害者への求償権が定められているが施行されていない。新スキームでは、国家が加害者から求償することを規定する規則を制定し、CICS賠償請求担当官が求償

通達を発出し、支払われない場合、民事裁判所を介して負債求償訴訟を起こせるようにすることを提案している。

7. 損害賠償金（刑事裁判及び民事裁判によるもの）の立替払い制度、損害賠償の履行を加害者に強制もしくは、その履行を担保する制度ないし方策

- 犯罪被害補償スキーム以外に犯罪被害者が補償を受ける手段として、主に三つの方法が存在する。
 - ①加害者が人的傷害、死亡もしくは被害を伴う犯罪について有罪とされた場合、裁判所は被害者への損害賠償命令を下すか、それを却下する場合はしかるべき根拠を示す必要がある。ただし、この場合に言い渡される賠償額は必ずしも被害者の損失を完全に賄うに足る額とはならない。
 - ②刑事訴訟手続きの結果に係らず、被害者は民事法廷で任意に加害者に賠償を請求できる。被害者には同一の事項について複数回の補償は獲得できないため、加害者が損害賠償命令によってすでに幾分かの原状回復を行なっている場合、言い渡される賠償額からは控除されることになる。
 - ③被害者は締結している火災・家財保険あるいは個人傷害保険等の任意の民間保険契約に基づく補償を獲得できる。
- 損害賠償金について、第三者が支払う制度は存在しない。裁判所は加害者の支払い能力を考慮して賠償金を決定するが、被害者は全てを貰えるわけでない。加害者が支払うのには長期間を要するが、国が支払って加害者に求償することになれば、裁判官はより大きな金額を支払うよう命令し、もっとコストがかかるようになる。
- V Sとしては、損害賠償命令は支払能力によって金額が定められ、国家の福祉を受けている加害者には損害賠償を命令しない傾向があり、例えば毎週支払うという命令が出た場合、被害者は被害について覚え続けていなければならない点が問題であると考えている。また、損害賠償命令が出ても支払わない加害者がいることは問題であり、国による立替払い制度をV Sではずっと要求し続けている。

8. その他

○不服申立手続

弁護士等が被害者に補償金の請求をさせ金儲けを企む等、犯罪被害補償スキームを悪用する者が産業化し、犯罪被害が存在したかどうかについて再審査が重要になったため、第三者機関としての第1段階審査会（審判所）による再審査制度を設けた。

○CICAの体制は約360人(500人体制であったが縮小された)。申請の地区ごとに警察と連携している。

【法改正の予定】

イギリスでは財政的理由によって新しいスキームを作る時期に来ており、今夏には制度改正を行う予定である。政策の方針は次のとおり。

- 医療制度は充実しているので、軽傷の被害者には被害者補償を支払わないこととし、重傷の被害者に手厚くする。
- 手続き面を見直す。新しいスキームでは、将来的な所得の喪失(逸失利益)については一定額を定めて支払うこと及び特別経費についても一括で支払うことを提案している。
- コストを下げるためには支給額を下げる必要があるが、犯罪被害者には低所得者が多く、必ずしもコスト削減にはつながらないという指摘もある。
- 犯罪被害補償スキームには年間£2億以上の費用が費やされているにもかかわらず、2010～11年に判決で言い渡された損害賠償命令として犯人が支払った額は£3000万にすぎず、こうした現状は許容しがたい。

【2008年スキームの改正予定】

Getting it Right for Victims and Witnesses (Ministry of Justice, 2012)
@財政負担の軽減(年間£2億以上のコスト～下限の5段階の等級の廃止で£3500万から£4500万削減可能)

- (1) 犯罪被害補償制度から損害賠償へのシフト～犯人による損害回復努力の重視

↓

損害賠償命令(Compensation Order)の強化

例; 治安判事裁判所での言渡し上限£5000を外す, 差押命令による犯人の資産の取立て

- (2) 犯罪被害補償制度の改正

①等級及び補償額の改正

○重傷の被害者には充実した手厚い補償・軽傷の被害者は補償対象外(NHSの対象)

第1等級£1000～第5等級£2000←廃止(2010年度で等級表による裁定の49.37%)

第6等級£2500→£1000(40%), 第7等級£3300→£1500(45%)

第8等級£3800→£1800(47%), 第9等級£4400→£2400(55%)

第10等級 £5500→£3500 (64%), 第11等級 £6600→£4600 (70%)

第12等級 £8200→£6200 (76%)

第13等級 £11000 (100%) ⇔ 第25等級 £250000 (100%)

○傷付きやすい被害者グループ（性暴力、家庭内暴力の被害者等）の被害への関心

傷害が明白でない場合や数量化しにくい場合があっても、被害の事実の理解

○代替規定（他の国による給付金）の考慮

○よりシンプルで利用しやすいスキームへ

②場所的適用範囲←UKとの結び付き重視

現行制度：グレート・ブリテンにおいて暴力犯罪により傷害を被った者

改正案：申請者は、事件発生時にUKに最低6か月間合法的に在住していること（a. EU及びEEAの国民、b. 暴力犯罪被害補償に関するヨーロッパ協定を批准した前項以外の国の国民、EU指令に係る人身売買の被害者は、6か月要件なし）→EU等以外の国の国民、旅行者は補償対象外

③事件の通報と協力～事件後相当程度迅速に警察に事件通報せず、または犯人を司法による裁きの対象とすることにつき相当程度迅速に協力しない場合→不支給の対象

④過去の犯罪歴

*申請者（被害者）に前科がある場合

*被害者死亡の場合における被害者及び申請者（遺族）に前科がある場合

現行制度；減額・不支給の対象（上掲1974年犯罪者更生法所定の更生期間の基準を用いる）

改正案；死亡被害者の前科は、原則問わない

（理由）あらゆる事案につき、前科を問うことは、被害者に経済的依存関係にある落ち度のない遺族に不利益になる。

ただし、死亡被害者の前科となる犯罪が極めて重大であるため（終身刑を宣告されている場合や児童に対する重大な性的虐待の場合など、更生期間の基準が適用されない場合）、例外的に、補償裁定が不適當と思われるような場合についての対応として、下記のような提案が出されている。

選択肢A（法務省意見）；過去、被害者が言い渡された刑について1974年法所定の更生期間を経たとみなされない場合は、例外的事情がない限りすべて補償裁定の対象外

選択肢 B; 暴力・性犯罪等のように裁定の対象となりうる犯罪により過去、被害者が言い渡された刑について 1974 年法所定の更生期間を経たとみなされない者場合は、すべて補償裁定の対象外であるが、その他の罪で被害者が言い渡された刑について 1974 年法所定の更生期間を経たとみなされない場合は、裁量により、補償裁定の不支給・減額の対象

⑤逸失利益の改正の原則

- ・支給～28 週間後の逸失利益は各年単位で支給
- ・逸失利益の支給～就労能力の喪失など犯罪被害により重傷害を負わされた者に限定
- ・逸失利益の支給～事件当時に就労履歴のある者に限定

*逸失利益の支給～就労能力を失ったかなり限定した申請者に限定

選択肢 A：年間の正味の逸失利益の上限を £ 12600 にし、申請者に他の収入がある場合は、これを調整対象とする。

選択肢 B 1；申請者全てに法定の疾病給付と一律に同額を支給し、申請者のその他の収入がある場合にこれを調整対象にしない。

選択肢 B 2：選択肢 1 と同様であるが、申請者が £ 12600 を超える雇用基金からの給付による収入を得た年には支給を行わない。

⑥求償権の行使～被害者に支給した額を CICS の申請係官が犯人から求償できる権限

【刑罰賦課金 (Victim Surcharge) の改正】

@政府：犯罪被害者支援対策に年間 £ 6600 万←刑罰賦課金は £ 1000 万

現行制度：罰金刑の言渡しに賦課して一律 £ 15 を科す。

改正案：罰金刑に限定せず、成人と少年の場合を区別し、増額

①18 歳以上の場合

条件付き免責～一律 £ 15

罰金刑～罰金額の 10% (下限 £ 20～上限 £ 120)

社会奉仕命令～一律 £ 60

秩序違反行為に対する反則金通知 (Penalty Notice for Disorder)

～ £ 10～90

拘禁刑 (執行猶予も含む) ～6 月以下；£ 80, 6 月以上 2 年以下；£ 100,
2 年以上 £ 120

②18歳未満の場合（16歳未満は親権者）

条件付き免責～一律£10

社会奉仕命令；一律£15

拘禁刑：一律£20

【Victim Support の反応】

犯罪被害補償制度について

- 申請から裁定までに時間がかかり過ぎている点（1年以上32%，2年以上14%）は問題があるが，重傷害の被害者とともに，性犯罪や虐待の被害者に対する補償を重視する改正の方向性は妥当
- 事件当時において被害者のUK滞在6か月ルールは申請要件とすべきではない
- 事件の通報と協力～事件通報や犯人逮捕等に相当程度迅速に協力しない場合に不支給の対象にするとの提案について，児童虐待や性的虐待の被害者については事件後迅速な通報が困難なことを，また被害者がトラウマに陥ったり，犯人から脅されていたりして協力困難な場合があるが，これらを理由に差別的取り扱いをすべきでない。
- 前科に関する選択肢Aに反対，Bに賛成～犯罪被害者が，自ら被った犯罪被害とは無関係の犯罪につき刑の執行済みではないことを理由に補償に関して差別されるべきではない。
- 等級及び補償額の改正～等級1ないし5の補償を廃止することに反対
- 逸失利益の支給の上限を£12600に限定することに反対。この限定は，被った傷害のために就労能力を喪失した高額所得者にとり著しく不利益となる
- 求償権の行使～反対。犯罪被害者に支給された裁定額が犯人も知るところとなることが被害者にもわかれば，申請をためらうおそれがある。このことは，被害者の最善の利益とならず，そのプライバシーも侵すおそれがある。

Ⅲ フランス

【期 間】2012年2月23日（木）～24日（金）

【訪問先機関】

- 司法省 (Ministère de la Justice)
- 大審裁判所犯罪被害者補償委員会 (Commission d'indemnisation des victimes d'infractions : CIVI)
- テロ及び犯罪被害者補償基金 (Fonds de garantie victimes des actes de terrorisme : FGTI)
- 全国被害者支援調停協会 (Institut national d'aide aux victimes et de médiation : INAVEM)

【実施者】

同志社大学大学院司法研究科奥村正雄教授，中央大学法科大学院小木曾綾教授，内閣府職員により実施。

1. 理念

- 「第2章 犯罪被害者等に対する経済的支援に関わる制度等の概要」参照
- 社会の連帯，相互扶助の精神に基づくもの。

2. 財源

- 被害者補償の財源とするため，全ての損害保険について1つの損害保険につき3.3ユーロを被害者への補償を行う補償基金 (FGTI) に組み入れることとしている。FGTI に対し，国家はいかなる資金拠出も行っていない。
- 税金ではなく損害保険契約が被害者補償の財源とされたのは，所得税は一定の収入がないと徴収できないが，収入が課税対象とならない低所得者も損害保険契約は行っているケースが多く，損害保険契約からの方が徴収しやすいと考えられることによる。
- 国が徴収に関与しないが損害保険に義務的に課せられるという意味で，俗にパラフィiscal (para-fiscal) と呼ばれる。
- 徴収は，保険契約数に3.30ユーロを乗じた額を基金から各保険会社に請求し，保険会社がこれを振り込む方法で，保険会社には特に手数料等は支払われない。

3. 支給対象

- 「第2章 犯罪被害者等に対する経済的支援に関わる制度等の概要」参照
- 財政上の理由により、軽身体犯及び財産犯並びに車両への放火の被害者に対する補償額には上限が設けられ、重身体犯の被害者に対する補償額には上限額が設けられていない。

(1) 不支給事由・減額事由

- 法律上は、申請期間を過ぎた場合以外は不支給の条件は決まっていない。ケースバイケースで判断する。
- 国家補償は、刑事裁判の有無にかかわらず受けることができる。また、被害の認定のために、警察への被害届は必要ない。
- 客観的に犯罪被害が存在したこと、それが被害者の身体・精神に重大な結果をもたらしたことの証明は必要。被害の認定には証人の証言が必要である。必ずしも証人出廷の必要はないが、警察への届出がなければ証明が難しくなるといったことはあり得る。
- 補償委員会 (CIVI) の陪席には INAVEM など民間人が入っている。
- 減額事由となる犯罪被害者等の過失とは、例えば、麻薬取引での紛争、
- 被害者が自ら進んで他人の喧嘩に関与したような場合である。
- 被害者の過失による減額については、刑事の一件書類を検察官に請求してケースバイケースで判断する。減額基準はない。減額の判断は、補償委員会 (CIVI) で行うことが多い。

(2) 被害者・加害者に一定の親族関係がある場合の不支給事由

- もっぱら加害者と被害者が家族であることをもって補償が不支給となった事例はない。

(3) 国外犯

- 国外でフランス国籍保有者が犯罪被害に遭った場合も国家補償の対象となる。

(4) 遡及効の有無

- 遡及適用はない。犯罪（被害）日に施行されていた法律による。国家補償制度が適用される。

4. 支給額算定方法

- 「第2章 犯罪被害者等に対する経済的支援に関わる制度等の概要」参照

- 補償額の裁定（補償基金による補償額提示（判定）のための具体的な裁定基準について）

死亡時の補償の基準表

（被害者死亡時における近親者の精神的苦痛に対する補償）

精神的苦痛とは、直接被害者の死亡により近親者がこうむる精神面での損害である。

最も近い近親者に対する補償を類型的にするとすれば、その近親者が被害者と同居していた場合は、損害がもっとも大きいとみなすべきである。この同居生活の実態があれば、血族関係がない近しい者に対する補償も可能になる。

(€)

| | |
|--------------------------|-----------------|
| 配偶者（または内縁関係の相手）の死亡に対する補償 | 20,000 ～ 30,000 |
| 父親または母親が死亡した場合に子が受ける損害補償 | |
| - 未成年の子 | 20,000 ～ 30,000 |
| - すでに片親を亡くしている未成年の子 | 40% ～ 60%の加算 |
| - 親と同居の成人した子 | 15,000 ～ 20,000 |
| - 親と別居の成人した子 | 11,000 ～ 15,000 |
| 子が死亡した場合に親が受ける損害補償 | |
| - 子と同居していた場合 | 20,000 ～ 30,000 |
| - 子と別居していた場合 | 15,000 ～ 20,000 |
| 兄弟・姉妹が死亡した際の損害補償 | |
| - 同居していた兄弟・姉妹 | 9,000 ～ 12,000 |
| - 別居していた兄弟・姉妹 | 6,000 ～ 9,000 |
| 孫が死亡した場合の祖父母への損害補償 | |
| - 同居していた孫 | 11,000 ～ 14,000 |
| - 別居していた孫 | 7,000 ～ 10,000 |
| 祖父母が死亡した場合の孫への損害補償 | |
| - 同居していた祖父母 | 11,000 ～ 14,000 |
| - 別居していた祖父母 | 7,000 ～ 10,000 |

上記以外の被害者の親族・近親者は、補償の裏付けとなる個別の精神的な結びつきを証明しなければならない。このときの補償の上限額は、例外的な場合でなければ5千ユーロを超えない。

恒久障害の場合の補償額の基準表

「身体的な損害補償の算定基準」

REFERENTIEL INDICATIF REGIONAL DE L' INDEMNISATION
DU PREJUDICE CORPOREL

| 2012 | 0～10歳 | 11～20歳 | 21～30歳 | 31～40歳 | 41～50歳 | 51～60歳 | 61～70歳 | 71～80歳 | 81歳以上 |
|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 1～5% | 1,500 | 1,400 | 1,300 | 1,200 | 1,100 | 1,000 | 900 | 800 | 700 |
| 6～10% | 1,700 | 1,590 | 1,480 | 1,370 | 1,250 | 1,125 | 1,000 | 875 | 750 |
| 11～15% | 1,900 | 1,780 | 1,660 | 1,540 | 1,400 | 1,250 | 1,100 | 950 | 800 |
| 16～20% | 2,100 | 1,970 | 1,840 | 1,710 | 1,550 | 1,375 | 1,200 | 1,025 | 850 |
| 21～25% | 2,300 | 2,160 | 2,020 | 1,880 | 1,700 | 1,500 | 1,300 | 1,100 | 900 |
| 26～30% | 2,500 | 2,350 | 2,200 | 2,050 | 1,850 | 1,625 | 1,400 | 1,175 | 950 |
| 31～35% | 2,700 | 2,540 | 2,380 | 2,220 | 2,000 | 1,750 | 1,500 | 1,250 | 1,000 |
| 36～40% | 2,900 | 2,730 | 2,560 | 2,390 | 2,150 | 1,875 | 1,600 | 1,325 | 1,050 |
| 41～45% | 3,100 | 2,920 | 2,740 | 2,560 | 2,300 | 2,000 | 1,700 | 1,400 | 1,100 |
| 46～50% | 3,300 | 3,110 | 2,920 | 2,730 | 2,450 | 2,125 | 1,800 | 1,475 | 1,150 |
| 51～55% | 3,500 | 3,300 | 3,100 | 2,900 | 2,600 | 2,250 | 1,900 | 1,550 | 1,200 |
| 56～60% | 3,700 | 3,490 | 3,280 | 3,070 | 2,750 | 2,375 | 2,000 | 1,625 | 1,250 |
| 61～65% | 3,900 | 3,680 | 3,460 | 3,240 | 2,900 | 2,500 | 2,100 | 1,700 | 1,300 |
| 66～70% | 4,100 | 3,870 | 3,640 | 3,410 | 3,050 | 2,625 | 2,200 | 1,775 | 1,350 |
| 71～75% | 4,300 | 4,060 | 3,820 | 3,580 | 3,200 | 2,750 | 2,300 | 1,850 | 1,400 |
| 76～80% | 4,500 | 4,250 | 4,000 | 3,750 | 3,350 | 2,875 | 2,400 | 1,925 | 1,450 |
| 81～85% | 4,700 | 4,540 | 4,180 | 3,920 | 3,500 | 3,000 | 2,500 | 2,000 | 1,500 |
| 86～90% | 4,900 | 4,630 | 4,360 | 4,090 | 3,650 | 3,125 | 2,600 | 2,075 | 1,550 |
| 91～95% | 5,100 | 4,820 | 4,540 | 4,260 | 3,800 | 3,250 | 2,700 | 2,150 | 1,600 |
| 96%以上 | 5,300 | 5,010 | 4,720 | 4,430 | 3,950 | 3,375 | 2,800 | 2,225 | 1,650 |

慰謝料

- ・ 慰謝料とは、外傷疾患が続く間、症状固定日までに被害者が受ける全ての身体的及び精神的な苦痛に対する補償を指す。
- ・ 症状固定日以降は、苦痛は恒常的なものとして、恒久機能障害への補償に組み込まれる。
- ・ 医療と法律の面から割り出した相場にしたがって、苦痛に対する慰謝料の補償額は以下の通りである。

| | | |
|-------|-------|-------------------|
| 1 / 7 | ごく軽度 | 最大 1,500 € |
| 2 / 7 | 軽度 | 1,500 ~ 3,000 € |
| 3 / 7 | 軽中度 | 3,000 ~ 6,000 € |
| 4 / 7 | 中程度 | 6,000 ~ 10,000 € |
| 5 / 7 | 重度に近い | 10,000 ~ 22,000 € |
| 6 / 7 | 重度 | 22,000 ~ 35,000 € |
| 7 / 7 | 特に重度 | 35,000 €以上 |

- 併給調整（社会保障等の給付との調整に関する算定方法について）
 - ・ 損害補償の性格を有する給付（失業補償、医療費、民間保険、障害年金、遺族年金等）については調整の対象となり、これを差し引いた被害補償金を支払う。一方、損害補償の性格を有しない給付（住宅手当、家族手当、最低賃金補償、新入学・児童手当等）は調整の対象とならない。
 - ・ 障害年金及び遺族年金については、将来支払われる分も平均額を算出して調整する。また、補償金を支払った後に年金等が支払われた場合には、返還請求できる（まれなケースとのこと）。
- 心理カウンセリング
 - ・ 病院で実施される心理カウンセリングの費用は、医療費として医療保険の対象となる。個人による心理カウンセリングの費用は医療保険の対象とならず、被害補償制度により補償される。具体的には、専門の医師による診断によりカウンセリングの必要性が証明された場合に補償の対象となる。

5. 支給状況

- 申請から支給までの平均的な期間
 - ・ FGTI が提示した額で被害者が納得した場合は3～4か月。
 - ・ FGTI の提示額に被害者が納得せず裁判になると事実を調査しなければならなくなるため、長期にわたることもある。
- 一人あたりの平均的な補償額 (Montant Moyen d' Indemnisation)
(2001年～2011年)

| | 重障害 | 軽障害 | 財産の被害 |
|------|-----------|----------|----------|
| | 額 | 額 | 額 |
| 2001 | 15,842,35 | 2,098,83 | 1,660,02 |
| 2002 | 15,977,91 | 2,312,75 | 1,658,14 |
| 2003 | 16,362,81 | 2,273,55 | 1,765,50 |
| 2004 | 16,346,60 | 2,364,83 | 1,818,06 |
| 2005 | 16,457,31 | 2,334,63 | 1,930,66 |
| 2006 | 16,327,47 | 2,606,37 | 1,897,99 |
| 2007 | 18,633,99 | 2,576,60 | 1,951,92 |
| 2008 | 19,338,13 | 2,811,86 | 1,871,59 |
| 2009 | 20,744,55 | 2,863,91 | 1,757,90 |
| 2010 | 20,376,40 | 2,435,35 | 1,742,51 |
| 2011 | 20,282,50 | 2,541,13 | 1,984,30 |

6. 求償

- 求償の手続きについては、和解が優先される。加害者とFGTIが支払い可能な金額について話し合う。FGTIは、求償を行うための権限（銀行口座情報や受刑者のデータベースへのアクセス権）を付与されるとともに、債権者である加害者の給料等の差押えを行うことができるが、他の債権者よりも優先されているわけではない。

○ 求償の額と割合 (Montant des Encaissements par Année d' Affectation)
(2001年～2011年)

| | 重障害 | | 軽障害 | | 財産犯 | |
|------|------------|-------|---------|-------|---------|-------|
| | 額 | 割合 | 額 | 割合 | 額 | 割合 |
| 2001 | 41,317,785 | 21.8% | 213,244 | 37.0% | 193,879 | 29.5% |
| 2002 | 35,332,411 | 21.2% | 332,731 | 33.7% | 212,187 | 24.3% |
| 2003 | 39,181,947 | 20.0% | 346,982 | 34.7% | 234,417 | 24.5% |
| 2004 | 49,743,779 | 22.8% | 414,436 | 36.8% | 269,776 | 25.8% |
| 2005 | 41,526,360 | 19.6% | 455,004 | 35.0% | 290,589 | 24.5% |
| 2006 | 37,601,987 | 17.9% | 481,384 | 34.1% | 308,005 | 25.0% |
| 2007 | 34,334,438 | 16.1% | 375,509 | 27.4% | 249,485 | 21.1% |
| 2008 | 28,212,586 | 13.8% | 372,901 | 24.4% | 235,162 | 20.4% |
| 2009 | 23,918,215 | 14.3% | 380,398 | 24.0% | 206,221 | 15.9% |
| 2010 | 15,795,607 | 10.1% | 186,083 | 15.7% | 127,590 | 10.5% |
| 2011 | 8,397,816 | 5.9% | 95,855 | 8.1% | 49,225 | 4.4% |

7. 損害賠償金 (刑事裁判及び民事裁判によるもの) の立替払い制度, 損害賠償の履行を加害者に強制若しくはその履行を担保する制度ないし方策

- 損害賠償の立替払い制度
 - ・ 軽犯罪 (軽い傷害や暴行等) は, 数が多く, 証明が難しいことから補償も難しいため, 2008年から立替払い制度, FGTIによる損害賠償の回収支援サービス (=SARVI) が始まった。
 - ・ 立替払いは, 裁判所の賠償命令を執行するものであり, 民事裁判ないし刑事裁判における付帯私訴が要件であり, 裁判所で債務名義を受ける必要がある。
 - ・ 補償委員会 (CIVI) に国家補償の申請ができる被害者には SARVI の適用はない。
- 差額請求
 - ・ FGTI が犯罪被害者等に補償金を支払った後, 私訴又は通常の民事の裁判によりそれよりも高い額の損害賠償が命じられた場合, 犯罪被害者等は

その差額を FGTI に請求することができ、FGTI がその差額を犯罪被害者等に支払うこととなっているため、実質的に FGTI が加害者の損害賠償債務を立替払いする機能を果たしている。

- ・ 実際には刑事裁判が先に言い渡されることが普通なので、件数は非常に少ない。

8. その他

- テロ及び大規模事故（航空機事故，列車事故，大型客船の沈没事故等）により多くの犠牲者が生じた場合，海外での被害の場合も含めて，国家として司法省は被害者をすぐに救済する。
 - ・ 大規模事故への司法省の対応方針は，次の3つである。
 - ① 大規模事故の被害者を支援する。
 - ② 被害者へ情報提供を行う。
 - ③ 和解での補償を優先して支援する。
 - ・ 大規模事故の被害者支援について，被害者へのサービスは無料であり，被害者救済のためのアソシエーションが入り，受入れ，相談，カウンセリング，法的支援，医療のサービスを提供する。
 - ・ 大規模事故の場合の補償は，民事訴訟による方法と和解による方法があるが，裁判は非常に長くかかることから，和解を希望する被害者には協約を結べるよう，司法省がコーディネートする。協約には保険会社や弁護士等が入っており，仮払い金が短期間に支払われることが可能である。
 - ・ 司法省は，HIV，アスベスト，大規模事故などの被害者数の多いデリケートな案件について介入しており，民事訴訟のための旅費やカウンセリングのための費用を支出している。
- 被害後，補償を受ける前に死亡した犯罪被害者等の補償請求権は相続人に相続される。これは，被害者補償の権利性が強まっていることを意味する。
- FGTI の体制 …約 300 人

IV ドイツ

【期 間】2012年2月27日（月）～29日（水）

【訪問先機関】

- 連邦労働社会省 (Bundesministerium für Arbeit und Soziales)
- ラインラント地方連合 (Landschaftsverband Rheinland (LVR))
- ヴァイサーリング協会 (白い輪) 連邦本部 (Weißer Ring e. V.)²¹⁴

【実施者】

同志社大学大学院司法研究科奥村正雄教授, 中央大学法科大学院小木曾綾教授, 専修大学法科大学院滝沢誠准教授, 内閣府職員により実施。

1. 理念

- 警察や国家の構成要素たる住民を含め, 国家には犯罪を防止しなければならない義務があり, 犯罪被害者補償制度はそれを防止できなかったことに対する不履行という側面がある。そのため犯罪被害者に対して国家が保障すべきことが法定されている。
- 1949年にドイツ連邦共和国が成立した際に死刑が廃止されており, 犯罪被害者補償は死刑廃止とまったく関係ない。また, 刑法とも直接は関係がない。
- ドイツにおいて, 1976年に「犯罪被害者補償法²¹⁵」(以下, OEG法)が成立した際, 30万人ほど戦争犠牲者が存在し, 州における管理事務も行政負担がかかっていた中で, 1977年に「戦争犠牲者への支給に関する法律²¹⁶」(以下, BVG法)を準用する形で犯罪被害者行政を始動させた。
- 2012年現在, 戦争被害者は25万人になっており, 当然これに要するコストや給付額も減っている。年数が経つに連れて, 戦争被害者に関する法の準用ではなく, 犯罪被害者固有の法制度として再編成すべきではないかということを経済省内部で検討している。

2. 財源

- 税による一般財源
- 連邦及び州の負担

²¹⁴ 「第2章 犯罪被害者等に対する経済的支援に関わる制度等の概要」参照。

²¹⁵ Gesetz über die Entschädigung für Opfer von Gewalttaten (Opferentschädigungsgesetz - OEG) vom 11. Mai 1976, BGBl. I, S. 1181.

²¹⁶ Gesetz über die Versorgung der Opfer des Kriegs (Bundesversorgungsgesetz -BVG) vom 22. Januar 1982, BGBl. I, S. 21.

3. 支給対象

(1) 不支給事由・減額事由

- 例えば、被害者が加害者を挑発して行われた犯罪である場合には却下される。また、被害者がテログループやギャングと関係している場合も却下される。
- 被害者補償の裁定は州の援護庁が行い、不服申立ても援護庁に対して行う。さらに、社会裁判所、高等社会裁判所へ上訴することができる。
- 申請は書面で行い、暴力犯罪の被害を受け、それにより健康被害及び経済的被害を受けたことが証明される必要がある(OEG法1条1項・10項)。援護庁において被害が暴力行為によるものか検証する。検察庁にデータ照会したり、証人から聴取したりするが、証人の場合は被害者からも聴取する。
- 犯罪行為の存在は証明されなければならないが、犯人の検挙や有罪判決の確定までは要しない。
- 被害者には、原則として警察に届出を出す義務(OEG法2条2項)がある。
 - ・ 他方、被害者が未成年である場合や性犯罪被害者である場合(特に家族内の場合)において警察に届け出たがらないというのは共通。実務上、届け出ないことについて被害者に合理的理由が認められる場合、警察による犯罪認知がなくとも補償が行われることがある。
- 被害者補償としての年金のうち、調整年金及び職業損害調整の支給条件として、犯罪被害者にはリハビリテーションを受け、受けた障害をできるだけ小さく、維持することが義務化されている。また、リハビリテーションが終了した或いはもはや成功する見込みがない場合にのみ、調整年金及び職業損害調整支給が支払可能となる。

(2) 被害者・加害者に一定の親族関係がある場合の不支給事由

- 1976年にOEG法が成立した際は、家族内に犯人がいる場合の補償は認められなかったが、現在は改正され、犯人が家族であっても給付対象とされている。
 - ・ 夫が妻を殺し、子どもが孤児年金の請求をすべき場合であって、父親が子への扶養権を失わない場合に金銭が父親に支給されてしまうという問題がある。以前はそのような場合には補償しなかったが、給付対象となって以降、孤児年金は特別な口座に入れ、父親が手をつけることができないようにしている。

(3) 国外犯

- 2009年にOEG法の適用範囲が拡大される以前は、ドイツ政府には、国内における犯罪抑止義務は認められるものの、海外において犯罪を防止する義務は無いのではないかとし、暴力行為がドイツ国内で行われた場合のみ補償対象とされていた。
- 外国においてドイツ人への犯罪が多く発生するようになり、チュニジアに属するジャルバ島でのテロ事件被害に遭ったドイツ人に犯罪被害者としての補償請求権がなかったことが問題となり、新規定により、ドイツ人及びドイツに居住する外国人を対象とした犯罪が海外で行われた場合も補償対象とされた。

(4) 遡及効の有無

- 適用される。対象となる犯罪行為はドイツ連邦共和国成立（1949年5月23日）以降のものであれば足りる
- 立法者の判断により申請権の消滅時効はない。
- 過去に遡及した場合も、支援は最新の規定によるものが適用される。
- 発生から長期間経過した犯罪行為について申請されることもあるが、その証明は難しい（犯罪被害者が立証しなければならないが、LVRも支援する）。

4. 支給額算定方法

(1) 年金の形式での被害者補償

- OEG法は、被害者への補償として支払われる年金を以下3つに区分する。
 - (ア) 基礎年金 (Grundrente) : OEG法第31条に基づき、以前の収入と関係なく一定額で支払われる。
 - (イ) 調整年金 (Ausgleichsrente) : 金銭的に困窮すること及び稼得能力低下割合が50%以上であることが条件である。
 - ・ 調稼得能力低下割合に比例した年金額が定められている。それに現在の収入状態（現に困窮している者が得ている賃金、所有財産、利息収入、賃貸収入等各種収入）を加味する。
 - ・ 犯罪被害者の税引き前収入が1500ユーロ以上ある者に対して調整年金は支払われない。
 - (ウ) 職業損失補償 (Berufsschadeausgleich) : 障害がなければ得られたであろう逸失利益を補填するものである。具体的には、暴力行為によって以前の仕事ができなくなったり、以前と同等の働きができなくなったりした場合の調整である。

- ・ 被害者の資格等と照らし合わせた職業グループと収入の基準がある。これに照らし合わせて、犯罪被害後の収入を算出し、職業調整の額が決定される。
 - (エ) これらの年金額はBVG法に規定されているが、毎年改定されている²¹⁷。
- 年金の申請手続きについて
- ・ 犯罪被害者が警察か白い輪に連絡を取り、これらの機関が被害者の申請提出に向けてのアドバイスを行う。
 - ・ 警察は、犯罪被害者に給付申請を行うことができることを教示しなければならない旨が行政機関の義務として法定されているが、警察を通さなければならないわけではなく、医療側から情報がもたらされることもある。
 - ・ 犯罪被害者補償の手続きのために必要なのは、誰かが身体上の攻撃（PTSDなどの精神的な危害も含まれる。）を受けたということであり、これが要件となる。この攻撃は証明できるものでなければならない。
- 稼得能力の喪失の程度等の判断について
- ・ 医師が稼得能力の低下割合といった犯罪被害者の状態を測定して％で評価しており、これが年金額等の給付の内容に影響する。
 - ・ OEG法はBVG法による補償制度を準用しているが、その沿革から身体的な傷害度合に基づく評価が中心であったところ、近年は精神的な傷害に対する評価がより求められるに至っており、順次改正することで対処している。
 - ・ LVR(ケルン)には、7人の医師がおり、外部医師の協力も得ている。
- 認定手続
- ・ 暴力行為があったかどうかを審査し、その後医師による診断が行われる。
 - ・ その後決定通知を書面により行うが、そこには暴力行為がどのようなものであったか、健康上どのような制限・障害を受けたかについて、LVRが所見として確定した事項を記載する。
 - ・ これを度合(％)として評価し、これに基づく年金額を算定した上で、その結果を通知している。

²¹⁷ Siebzente Verordnung zur Anpassung des Bemessungsbetrages und von Geldleistungen nach dem Bundesversorgungsgesetz (Siebzente KOV-Anpassungsverordnung 2011 – 17. KOV-AnpV2011), BR-Drucks. 262/11.

- ・ 年金の対象となるのは、稼得能力の低下割合が30%以上の場合であり、例えば犯罪行為により鼻が折れただけといった場合には対象外となる。
- ・ 年金による被害者補償の対象となるのは、全補償申請数のうち約10%程度である。
- 元の所得と稼得能力、支払われる年金額、支給期間との関係について
 - ・ 支払期間は被害者が生存している限り死亡までである。
 - ・ 時間の経過とともに稼得能力が低くなっていくことが考えられるが、その場合には、その減少割合に沿って判断する。医師が診断の上、鑑定書を作成するが、稼得能力が悪くなると記載した場合、症状悪化の申請（根拠規定：社会法典第10編第48条）をすることになる。
 - ・ 稼得能力の減少度合いが現在50%と判断されるところ、事後的に70%になる可能性がある場合には、先に50%支払い、事後に再度判断するという方法がとられる。稼得能力減少度合いが後に悪化した場合に、ドイツの犯罪被害者補償制度は確実に対処できる。
 - ・ 給料がその後減った場合も、稼得能力減少の枠組みで判断される。
- 年金制度のデメリットとしては、月々確実に金銭を受給できるので、犯罪被害者が自身の健康状態を改善しようとしにくいことである。
- 併給調整
 - ・ 他の給付制度との併給調整はない。犯罪被害者補償制度が他の給付制度から独立している理由は、戦争による犠牲者の補償に端を発して発展してきているためである。ただし、業務中に犯罪被害を負った場合に支払われる災害保険給付（Unfallversicherung）は、併給調整されることがある。
 - ・ 本来担当すべきでない行政機関が何らかの理由により費用を負担した場合に、事後的に本来担当すべき行政機関から費用を負担した行政機関に支払うなどの調整がなされることはある。

(2)年金以外の被害者補償

- 個々の被害者への支援に係る給付（治療費、治療に用いられる医療品、装具、義歯、眼鏡などの費用、リハビリテーション費用、心理カウンセリング費用等）として、包帯類の支給、自宅に住めなくなった人に対する施設への入居費用、住宅改築費用の支援、介護の実施等がある。これらの支援に係る給付費は、犯罪被害者補償全体の約30%で、増加傾向にある。
- 治療費について
 - ・ 軽傷の場合、稼得能力の低下割合が30%未満の場合は医療保険のみとなる。

- ・ 公的医療保険では全額まかなわれない場合（例えば、歯が欠けた場合の歯科治療等）、LVRがその差額を補填している。
 - ・ 病院での治療費については、事後的に費用負担者を関係機関間で協議する。
- 心理カウンセリングの公費負担について
- ・ 心理カウンセリングの公費負担に関して、精神的トラウマについては5回診察（特殊な事情が認められればさらに10回、合計15回）を受けて良いことになっている。費用は州が支払うが、財源は連邦及び州が分担している。この受診回数を超えると医療保険からの支払いになる。
 - ・ 犯罪被害者の80%は、15回受診すればPTSDの症状が残るということはない。15回の受診により治癒しない20%の者は、ほとんどが性犯罪被害者である。
 - ・ 公的医療保険では、肉体的な傷害についてはすぐに対応し得るが、PTSD等精神的なものについては精神療養士が不足しているため、LVRが特定の病院と契約しこれら指定病院で1週間以内に受診させるという形で関与して、早期受診を可能とする仕組みをとっている。
 - ・ 指定病院で受診した場合、5回（又は15回まで）の費用はLVRが支払い、加害者に求償する。指定病院以外で受診した場合は、LVRからの費用負担はない。指定病院以外で心理カウンセリングを受診した場合、全て公的医療保険の対象となり、まず医療保険が費用を支払い、その上で犯人に求償することとなる。
 - ・ OEG法に基づきLVRが負担すべき費用を医療保険が既に支払っている場合には、LVRから医療保険側に支払う。
 - ・ 現在、このような心理カウンセリングに係る支援の方式をとっているのは、ノルトライン・ヴェストファーレン州、ニーダー・ザクセン州及びバイエルン州の3つである。現在、連邦政府においてこのシステムを法律化しようとする内部検討が行われている。
- ドイツにおいては精神療養士が非常に少なく、犯罪被害者が治療までに長い時間待たなければならぬことがあることから、精神的ケアに係る支援体制の充実及び体制が整うまでの間、犯罪被害者を優先的に治療するよう交渉を当局が精神科医側と行わなければならないのが課題である。

5. 支給状況

(1) 支給時期・期間

- 基礎年金は申請に応じて支給されるが、調整年金及び職業損害調整はリハビリテーション終了をもって支払い対象となる。
- ラインラント地方連合での2010年における補償申請から基礎年金支給までの平均期間は、(申請を受けたLVRが書面審査し、医師の診断・見解をとり、支払決定通知をするまで)平均9か月である。
- 調整年金及び職業損失補償は、個々のケースにより異なる(リハビリテーション終了まで数年かかる。)
- 改善すべき点としては、現在、犯罪被害者が当局に申請してから給付までに何か月もかかっていることから、迅速に支援することが改善点である。
- 被害者において、より迅速にリハビリテーションに行ってもらい、健康状態を迅速に回復してもらうことが重要である。

(2) 犯罪被害者補償のための最近の給付総額

- 別表「OEG法に基づく連邦援護法による給付額」参照
- 2010年における給付総額は約21,600万ユーロ(約224億6,400万円²¹⁸)
 - ・ うち、連邦政府は約4,200万ユーロ(約43億6,800万円)、州(16州全体)は約17,400万ユーロ(約180億9,600万円)の費用負担
 - ・ 年金給付のため、負担額は毎年約1,000万～約2,000万ユーロ(約10億4,000万円から約20億8,000万円)の増加
 - ・ この増加は国家の義務的経費とする

6. 求償

- 犯罪被害者がOEG法に基づき国から補償を受けることにより、犯人に対する損害賠償請求権が犯罪被害者から国に譲渡される(求償権行使は州当局)。
- 実際は、犯人に資力がない場合がほとんどであり、ある州において犯人への取り立てを担当する職員2人の給料総額の方が、実際に取り立てられた額より高かったというほど経済的には非効率である。公平の原理から、犯人から取り立てなければならないものの、行政コスト面からは費用対効果が非常に薄い。
- OEG法がカバーしない損害補填については(例えば、慰謝料)、補償の実施にかかわらず、民事訴訟を提起することができる。
- ごくまれに犯人に資力があり、州が金銭を回収できた場合、州は連邦に一部払い戻す制度もある。

²¹⁸ 平成23年12月7日現在の1ユーロ=104円のレートで換算している。以下、同じ。

- 実効的に求償するための方策については、存在しない。
- 家族内での犯罪被害等、警察へ被害届を出していない場合、加害者は刑法上の責任が問われていないにもかかわらず、OEG 法上の求償請求を受けることとなる。この場合、被害者が被害を他人に話していたことを知らなかった加害者が、被害者に対してさらに危害を加えることも多い。

7. 損害賠償金（刑事裁判及び民事裁判によるもの）の立替払い制度、損害賠償の履行を加害者に強制もしくは、その履行を担保する制度ないし方策）

- 犯人が支払うべき損害賠償に係る国家の立替払い制度はない。

8. その他

- OEG 法による支払事務は州の専管であり、どのような体制で行うかについては、州が決めるものである。
- 州によっては、戦争被害・犯罪被害の補償については独自の行政管理を敷いているところもあれば、ノルトライン・ヴェストファーレン州のように障害者福祉等他の行政業務と併せて多様な事務の一環としてしているところもある。一般に、犯罪被害者補償のみを担当する職員はほとんどいない。
- 被害者補償制度のさらなる拡充（ストーカー、住居侵入、パワーハラスメント等の OEG 法の対象犯罪への盛込み等）を目指す立法気運がある（白い環は拡充を求めている）。連邦政府は今のドイツの犯罪被害者補償制度は相当なものと考えており、このことから常に議論になっているところである。

第3章 現地調査結果

IV ドイツ

別表 OEG法に基づく連邦援護法による給付額（給付単位：ユーロ）

| 年 | 連邦 | バーデン・ ヴュルテンベルク | バイエルン | ベルリン | ブランデン ブルグ | ブレーメン | ハンブルク | ヘッセン | メクレンブルク・ フォアポンメルン |
|------|-------------|-------------------|-------------|-------------|--------------|------------|------------|-------------|----------------------|
| 1976 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 511 | 0 | 0 |
| 1977 | 56,792 | 28,735 | 23,130 | 8,714 | 0 | 1,462 | 16,873 | 8,079 | 0 |
| 1978 | 359,891 | 218,782 | 182,684 | 96,712 | 0 | 10,107 | 128,334 | 81,745 | 0 |
| 1979 | 622,533 | 230,593 | 259,154 | 282,442 | 0 | 18,252 | 156,967 | 158,414 | 0 |
| 1980 | 976,425 | 266,873 | 476,030 | 316,761 | 0 | 9,794 | 202,583 | 222,760 | 0 |
| 1981 | 1,499,162 | 463,930 | 1,222,806 | 430,115 | 0 | 21,713 | 365,500 | 247,986 | 0 |
| 1982 | 2,133,487 | 543,431 | 853,812 | 642,280 | 0 | 53,750 | 500,873 | 423,867 | 0 |
| 1983 | 2,119,972 | 618,887 | 774,194 | 462,902 | 0 | 117,452 | 682,146 | 408,756 | 0 |
| 1984 | 2,235,807 | 724,560 | 827,347 | 621,096 | 0 | 238,934 | 707,794 | 564,284 | 0 |
| 1985 | 2,979,680 | 880,836 | 1,130,112 | 838,054 | 0 | 155,042 | 849,520 | 606,886 | 0 |
| 1986 | 3,504,843 | 1,088,866 | 1,491,906 | 825,572 | 0 | 147,736 | 791,296 | 742,154 | 0 |
| 1987 | 3,822,600 | 1,375,036 | 1,762,883 | 1,004,179 | 0 | 177,076 | 879,598 | 955,855 | 0 |
| 1988 | 4,389,812 | 1,463,534 | 1,700,931 | 946,723 | 0 | 132,628 | 1,184,737 | 1,354,342 | 0 |
| 1989 | 5,098,899 | 1,570,059 | 1,797,013 | 1,087,760 | 0 | 296,509 | 1,169,116 | 1,368,513 | 0 |
| 1990 | 5,582,817 | 1,954,057 | 1,822,624 | 1,076,846 | 0 | 173,857 | 1,164,239 | 1,409,077 | 0 |
| 1991 | 6,033,898 | 1,868,278 | 2,318,748 | 1,313,533 | 0 | 219,520 | 1,378,515 | 1,772,562 | 0 |
| 1992 | 7,075,322 | 1,938,562 | 2,980,596 | 1,603,144 | 2,715 | 284,235 | 1,660,153 | 1,983,738 | 57,696 |
| 1993 | 7,870,690 | 2,321,166 | 3,839,337 | 1,731,831 | 153,620 | 336,346 | 1,783,626 | 2,645,719 | 114,049 |
| 1994 | 8,708,242 | 3,319,904 | 3,772,093 | 2,240,400 | 412,683 | 260,099 | 1,993,561 | 2,391,880 | 230,274 |
| 1995 | 10,326,925 | 3,771,470 | 4,811,945 | 3,501,469 | 478,218 | 266,398 | 1,616,636 | 3,184,996 | 464,286 |
| 1996 | 11,770,186 | 4,221,891 | 5,238,517 | 3,745,780 | 1,016,453 | 415,966 | 2,145,321 | 3,456,748 | 609,145 |
| 1997 | 16,050,980 | 5,223,392 | 6,767,239 | 3,519,665 | 2,051,553 | 565,962 | 2,127,689 | 3,027,780 | 1,567,319 |
| 1998 | 17,155,834 | 7,127,544 | 9,895,309 | 5,921,862 | 3,544,404 | 982,986 | 3,755,385 | 4,783,005 | 2,995,068 |
| 1999 | 20,301,382 | 8,189,298 | 8,101,112 | 5,903,147 | 5,096,469 | 1,197,268 | 3,934,865 | 5,612,750 | 2,270,131 |
| 2000 | 16,287,158 | 7,487,710 | 9,025,272 | 5,683,159 | 3,824,479 | 998,761 | 4,248,638 | 5,559,568 | 1,824,763 |
| 2001 | 17,058,001 | 7,360,768 | 9,334,017 | 5,642,777 | 3,500,204 | 882,871 | 3,734,476 | 5,529,502 | 1,777,626 |
| 2002 | 25,217,533 | 7,542,490 | 9,600,574 | 5,827,393 | 3,501,453 | 909,617 | 3,810,549 | 5,164,600 | 2,090,531 |
| 2003 | 27,214,516 | 9,059,772 | 11,559,043 | 6,523,767 | 3,488,896 | 1,128,881 | 4,157,671 | 6,051,544 | 2,189,964 |
| 2004 | 30,192,695 | 10,236,154 | 11,600,688 | 6,942,991 | 4,154,823 | 1,315,084 | 3,029,062 | 6,411,610 | 1,741,221 |
| 2005 | 31,807,234 | 10,789,220 | 12,504,850 | 7,356,473 | 4,950,628 | 1,376,570 | 3,414,013 | 7,721,475 | 2,030,559 |
| 2006 | 31,522,393 | 11,235,762 | 14,458,385 | 9,258,024 | 5,285,544 | 1,499,627 | 3,432,005 | 10,213,980 | 2,340,789 |
| 2007 | 32,242,817 | 11,777,915 | 16,659,555 | 9,810,662 | 5,540,383 | 1,681,805 | 3,357,991 | 10,626,401 | 2,957,322 |
| 2008 | 34,089,569 | 12,589,591 | 15,728,072 | 10,974,966 | 5,890,076 | 1,678,466 | 3,166,264 | 11,782,232 | 2,888,425 |
| 2009 | 35,941,235 | 14,693,678 | 17,212,483 | 11,375,284 | 6,565,286 | 2,170,598 | 4,597,399 | 10,318,518 | 3,320,671 |
| 2010 | 42,102,152 | 15,243,585 | 21,876,543 | 11,470,588 | 6,310,344 | 2,165,014 | 3,879,330 | 11,587,157 | 3,414,266 |
| 合計 | 464,351,480 | 167,426,329 | 211,609,002 | 128,987,072 | 65,768,231 | 21,890,385 | 70,023,233 | 128,378,481 | 34,884,107 |

第3章 現地調査結果

IV ドイツ

| ニーダー ザクセン | ノルトライン・ ヴェストファーレン | ラインラント・ プファルツ | ザールラント | ザクセン | ザクセン・ アンハルト | シュレースヴィヒ ・ホルシュタイン | テューリンゲン | 合計 |
|--------------------|----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|----------------------|-------------------|----------------------|
| 0 | 0 | 540 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,051 |
| 631 | 9,795 | 12,819 | 169 | 0 | 0 | 57,548 | 0 | 224,747 |
| 72,422 | 188,973 | 39,114 | 2,959 | 0 | 0 | 119,028 | 0 | 1,500,751 |
| 116,561 | 614,270 | 106,739 | 56,275 | 0 | 0 | 115,351 | 0 | 2,737,551 |
| 276,141 | 813,133 | 163,136 | 37,577 | 0 | 0 | 145,452 | 0 | 3,906,665 |
| 616,349 | 1,104,588 | 313,217 | 48,347 | 0 | 0 | 224,668 | 0 | 6,558,380 |
| 422,852 | 2,223,734 | 486,390 | 121,159 | 0 | 0 | 271,034 | 0 | 8,676,668 |
| 490,444 | 2,811,185 | 578,015 | 100,048 | 0 | 0 | 211,125 | 0 | 9,375,125 |
| 782,731 | 2,678,054 | 601,508 | 167,581 | 0 | 0 | 259,572 | 0 | 10,409,269 |
| 792,314 | 3,826,231 | 689,968 | 306,154 | 0 | 0 | 203,828 | 0 | 13,258,625 |
| 969,205 | 3,912,206 | 751,897 | 237,780 | 0 | 0 | 369,319 | 0 | 14,832,781 |
| 995,760 | 4,379,436 | 856,149 | 180,620 | 0 | 0 | 323,358 | 0 | 16,712,550 |
| 1,384,201 | 5,046,141 | 983,491 | 203,803 | 0 | 0 | 611,817 | 0 | 19,402,160 |
| 1,291,358 | 5,571,551 | 1,079,905 | 188,445 | 0 | 0 | 581,028 | 0 | 21,100,155 |
| 1,358,193 | 5,175,495 | 1,294,164 | 237,000 | 0 | 0 | 477,391 | 0 | 21,725,757 |
| 1,657,209 | 6,675,179 | 1,230,579 | 329,525 | 3,190 | 0 | 472,898 | 0 | 25,273,635 |
| 2,656,953 | 7,111,666 | 1,623,815 | 277,797 | 49,973 | 4,447 | 1,047,780 | 44,687 | 30,403,278 |
| 3,669,036 | 7,414,212 | 2,450,807 | 401,832 | 128,865 | 37,123 | 838,702 | 115,921 | 35,852,881 |
| 4,047,303 | 8,909,854 | 1,964,355 | 476,014 | 481,663 | 139,112 | 829,813 | 142,632 | 40,319,880 |
| 4,320,679 | 10,807,173 | 2,573,975 | 631,494 | 784,293 | 605,532 | 1,018,886 | 358,844 | 49,523,220 |
| 5,626,059 | 12,115,872 | 2,509,442 | 557,857 | 1,006,130 | 672,891 | 1,164,254 | 597,199 | 56,869,710 |
| 5,280,366 | 12,480,559 | 2,534,220 | 472,472 | 1,063,300 | 1,559,038 | 852,566 | 745,895 | 65,889,995 |
| 8,916,841 | 19,887,659 | 3,286,056 | 1,120,117 | 2,817,095 | 2,384,226 | 1,752,402 | 990,413 | 97,316,207 |
| 8,984,199 | 23,968,911 | 3,353,081 | 951,437 | 3,156,104 | 2,171,582 | 2,113,169 | 1,388,741 | 106,693,647 |
| 9,214,210 | 20,698,982 | 3,563,223 | 814,372 | 2,470,969 | 2,552,573 | 1,920,975 | 1,287,787 | 97,462,598 |
| 9,868,882 | 23,129,121 | 3,721,484 | 775,429 | 2,786,700 | 2,630,138 | 1,761,500 | 1,474,290 | 100,967,786 |
| 10,555,889 | 24,039,555 | 4,104,514 | 701,239 | 2,949,300 | 2,988,007 | 1,895,545 | 1,454,863 | 112,353,652 |
| 12,336,520 | 28,296,385 | 5,346,974 | 840,700 | 2,828,200 | 3,521,641 | 2,287,102 | 1,768,568 | 128,600,144 |
| 13,919,622 | 28,747,882 | 4,985,999 | 872,453 | 3,399,000 | 3,899,278 | 2,423,662 | 2,184,942 | 136,057,166 |
| 15,538,704 | 35,387,332 | 5,653,303 | 1,125,746 | 4,251,500 | 4,355,366 | 3,154,815 | 2,623,092 | 154,040,880 |
| 17,041,867 | 44,696,801 | 5,770,200 | 1,111,147 | 4,284,500 | 4,573,543 | 3,437,465 | 3,149,623 | 173,311,655 |
| 17,039,437 | 41,699,247 | 6,123,593 | 1,112,143 | 4,751,400 | 4,368,271 | 3,347,365 | 3,610,618 | 176,706,925 |
| 17,827,464 | 40,159,592 | 6,753,063 | 1,160,334 | 4,468,600 | 4,715,869 | 4,269,157 | 3,523,208 | 181,664,946 |
| 19,242,221 | 46,391,366 | 6,375,628 | 1,488,156 | 4,749,200 | 4,723,100 | 4,087,737 | 3,732,440 | 196,985,000 |
| 23,298,037 | 46,818,913 | 7,974,683 | 1,807,404 | 5,213,600 | 4,210,669 | 4,565,897 | 4,302,325 | 216,240,507 |
| 220,610,658 | 527,791,053 | 89,856,047 | 18,915,586 | 51,643,583 | 50,112,405 | 47,212,209 | 33,496,089 | 2,332,955,949 |

V 韓国

【期 間】2012年3月5日（月）～7日（水）

【訪問先機関】

- 法務部人権局人権救助課
- 大検察庁強力部被害者人権課
- スマイルセンター
- ソウル東部犯罪被害者支援センター
- スマイル花園
- 女性家族部権益増進局権益支援課
- 性暴力相談所
- ポラメ ONE-STOP 支援センター

【実施者】

慶應義塾大学太田達也教授，内閣府職員

1. 理念

- 詳細は、「第2章 犯罪被害者等に対する経済的支援に関わる制度等の概要」参照。
- 犯罪被害者の経済的自立（被害後の経済生活体制への移行）までの経済的支援
- 支給金額は，被害時の月収を根拠とする算定方法をとる（ただし，被害時月収の算定にあたり範囲は限定されている。）
- 仮に高収入の被害者遺族や被害者の場合でも，要件を充足すれば支給されるが，限度額が設定されている。

2. 財源

- 詳細は、「第2章 犯罪被害者等に対する経済的支援に関わる制度等の概要」参照。
- 法務部（日本の法務省に相当）や被害者支援を行う一定の官庁（女性家族部等）の犯罪被害者支援関連予算は犯罪被害者保護基金を財源としている。同基金は，2011年1月1日に施行された犯罪被害者保護基金法に基

づき設置されたもので、同法第14条により罰金等を当該基金の財源としている。なお、犯罪被害者保護支援を除く法務部の予算については一般会計で賄われている。

- 基金の安定財源とするため、各省庁の被害者支援事業等にかかる費用を推算し、企画財政部（日本の財務省に相当）との議論を経て、基金に組み入れられる罰金徴収額割合の最下限が4%となった。ただ、罰金徴収額が毎年異なる上、新規事業の立ち上げ・実行にかかる費用の増額が必要になることから、罰金徴収額の割合については同法施行令に定められている。
- 米国型「被害者追加罰金(victim fine surcharge)」の導入は、立法時、検討されず、現在も検討されていない。
- 罰金を基金の財源とするにあたっての反対論
 - ・（本来一般会計予算に組み入れられていた罰金を使用することから）国家財政に負担がかかる
 - ・ 罰金が科せられる犯罪類型と犯罪被害救助金の支給を受ける被害者の類型にズレがある。
- 反対論への反論
 - ・ 犯罪被害救助金の観点からは、支給対象である身体犯の犯罪者から徴収された罰金額が、2007年時点で罰金総額の21%に達しており、基金財源となる4%をはるかに上回っている。
 - ・ 重大事犯の犯罪被害者を中心に支給される犯罪被害者救助金は、政府の犯罪被害者支援事業の一部に過ぎず、その他の被害者についても支援事業が行われている。
- 罰金を基金の財源とすることのメリット
 - ・ 一定額の安定した財源が確保されること
 - ・ 法務部における被害者支援のための新規事業の立ち上げや実行などで予算審査などの手続きを経ることが不要になり、財源調達が容易になること
 - ・ 事業主体（法務部など官庁や民間団体）により基金運用の在り方をめぐり議論が行われ、事業に対する理解向上、財源の効率的運用などプラス効果が期待されること
- 今後、女性家族部等の被害者支援政策予算を引き続き同基金から支出する現在の方式は、同部（省）の事業運営と予算獲得の自由度が低いとの不満

があり、女性家族部などの他省庁の事業予算を一般会計から支出することが検討されている。

3. 支給対象

(1) 不支給事由・減額事由

- 詳細は、「第2章 犯罪被害者等に対する経済的支援に関わる制度等の概要」参照。
- 遺族・障害・重傷害救助金の減額の算定方法について特段の定めはない。
- 犯罪による被害者であることが認められれば、事件が不起訴・未解決であっても不支給事由とはならない。
- 捜査機関への未届けや捜査機関への不協力などは不支給事由とはなっていない。ただし、裁定機関には、社会通念上に照らして不支給としたり、支給額の減額等を決める裁量権が与えられている。
- 減額事由にかかる事実認定（犯罪誘発行為等）は、警察における捜査資料に基づく。
- 不支給事由に該当するとしても、制度を説明の上、申請を控えさせることはあっても、原則として申請は可能。

(2) 被害者・加害者に一定の親族関係がある場合の不支給事由同

- 親族間犯罪か否か（「第2章 犯罪被害者等に対する経済的支援に関わる制度等の概要」参照）。近親者・同居親族は不支給事由（あるいは、親族関係として遠い場合は減額事由）に該当。
- 不支給事由の約8割が親族間犯罪である。
- ただし、親族間犯罪であったとしても「救助金を支給しないことが社会通念上違背すると認められるだけの特別な事情がある場合」として支給が認められた事例：夫が妻を殺害し、その後夫も自殺した事件について、生計能力のない子供による救助金の支給申請（春川(チュンチョン)地検管轄の事件)

(3) 国外犯

- 救助金については、国内犯を前提。
- ただし、海外で犯罪被害に遭った被害者に対する経済的支援の制度として、犯罪被害者支援センターによる各種支援（後述）は受けられると考えられる。
- テロ被害に特化した経済的支援制度は設けられていない。

(4) 遡及効の有無

なし（2009年改正法施行後に発生した犯罪に対して適用される）

4. 支給額算定方法

- 「第2章 犯罪被害者等に対する経済的支援に関わる制度等の概要」参照。
- 被害発生前の「所得」の算定方法
 - ・ 被害発生前の所得が証明された場合：
 - ・ 被害発生直前の3ヶ月間(3ヶ月未満の場合，その期間中)の平均所得が基準となる（都市部労働者の平均賃金の2倍を上限とする）。
 - ・ 被害発生前の所得が証明されない場合
 - ・ 年2回，大韓建設協会から公表される都市部労働者の平均賃金を基準として算定
 - ・ 2010年度下半期時点の都市部労働者の平均賃金は1,55万934ウォン(1日当たり平均賃金額7万497ウォン×大法院(日本の最高裁判所に相当)の判例に基づく月平均労働日数22日)。
 - ・ 支給額は，遺族救助金について平均賃金の36ヶ月分，障害救助金と重傷害救助金，について30ヶ月分を上限とする。
- 遺族救助金の算定（犯罪被害者保護法第18条，施行令第22条，別表4）

| | 遺族(申請者)の認定範囲 及びその順位 | 算定方法 |
|---|---|-------------------------|
| 1 | 配偶者(事実上婚姻関係を含む)及び被害者の収入に依存する19歳未満の子(犯罪被害者保護法第18条第1項第1号) | 月給×30ヶ月×6/6 |
| 2 | 被害者の収入に依存する被害者の父母，祖父母，孫，兄弟姉妹(犯罪被害者保護法第18条第1項第2号) | 1人の遺族： 月給×24ヶ月×5/6 |
| | | 2人以上の遺族： 月給×24ヶ月×6/6 |
| 3 | その他家族(被害者の収入に依存しない青年の子，父母，孫，兄弟姉妹など)(犯罪被害者保護法第18条第1項第3号) | 月給×18ヶ月×1/6 |

- ・ 生計維持関係の有無により支給額算定月数に差があるが，これは，被害者とその遺族の関係，遺族が受ける経済的打撃などに応じて救助金の支給額に差をつけるため。
- ・ 2010年改正によって，遺族が被害者の被扶養者でない場合，改正前に比較して支給額が引き下げられている。
- ・ しかし，支給要件の緩和，支給対象の拡大，支給額の上限引き上げなどにより，支給総額は大幅に増加している。

- 被害者と遺族が親子である場合には、国民感情を考慮し、金額を増額することが検討されている。

○ 障害救助金の算定（同法第18条、施行令第23条、別表5）

| | 遺族(申請者)の認定範囲 及びその順位 | 算定方法 |
|---|---|----------------------|
| 1 | 配偶者(事実上婚姻関係を含む)及び被害者の収入に依存する19歳未満の子(犯罪被害者保護法第18条第1項第1号) | 月給×障害等級による月数 ×6/6 |
| 2 | 被害者の収入に依存する被害者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹(犯罪被害者保護法第18条第1項第2号) | 月給×障害等級による月数 ×5/6 |
| 3 | 1, 2号に該当しない遺族(犯罪被害者保護法第18条第1項第3号) | 月給×障害等級による月数 ×3/6 |

| 障害等級 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
|------|----|----|----|----|----|----|----|---|---|----|
| 月数 | 30 | 27 | 24 | 21 | 18 | 15 | 12 | 9 | 9 | 3 |

※障害等級による月数(犯罪被害者保護法施行令第23条)

○ 重傷害救助金の算定（同法第18条、施行令第24条、別表5）

| | 遺族(申請者)の認定範囲 及びその順位 | 算定方法 |
|---|---|--------------------|
| 1 | 配偶者(事実上婚姻関係を含む)及び被害者の収入に依存する19歳未満の子(犯罪被害者保護法第18条第1項第1号) | 月給×重傷害治療月数× 6/6 |
| 2 | 被害者の収入に依存する被害者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹(犯罪被害者保護法第18条第1項第2号) | 月給×重傷害治療月数× 5/6 |
| 3 | 1, 2号に該当しない遺族(犯罪被害者保護法第18条第1項第3号) | 月給×重傷害治療月数× 3/6 |

- 重傷救助金の支給要件については、犯罪被害者保護法施行令第3条に定められた重傷害認定基準（以下参照）に適合する場合には支給の対象となる。
- 次のいずれかひとつに該当し、該当負傷や疾病を治療するのに必要な期間が2ヶ月以上である場合に犯罪被害者本人に支給される。
 - ① 人の生命および機能と関連がある重要な臓器に損失が発生した場合
 - ② 身体の一部が切断または破裂し、重大に変形した場合
 - ③ 1及び2以外に身体やその生理的機能が損傷され、1週間以上入院治療が必要な場合で1又は2に準ずる場合
 - ④ 犯罪被害による重症な精神障害として1から3までに準ずる場合
- 重傷害救助金は傷害の程度に応じて支給額が算定されるもので、医療金額やほかの医療費支援を受けたかどうかは算定の判断材料になっていない（従って、被害者が負担した医療保険の自己負担分を補填する日本

の重傷病給付金とは性格が異なる。)。なお、韓国の国民健康保険では診療費の60%が国により補助されている。

- ・ 重傷害救助金は、治療を要する期間が長くなるほど支給金額も高まる仕組みとなっている。
- ・ 重傷救助金は、2ヶ月以上の加療を要件としており、治療に必要な月数（要医師の診断）を倍数として算定されるが、2ヶ月として算定していたところ、仮に1ヶ月で治療を終えたとしても問題とはされない。国から被害者に対する支援と考えられているため、差額を返還させるという考えはない。ただし、運用例を見ると、当初治療に必要と見込んだ月数を下回る例はない。
- ・ 2011年から医療費支給制度（民間犯罪被害者支援団体を介しての支援）が新たに導入され、救助金制度と補完し合うことになっている。
- ・ 精神疾患も、極めて重大な場合に限り、重傷害救助金の支給対象になる。2010年8月の重傷害救助金の新設後、現在まで精神疾患に対して支給された例はない。
- ・ 重傷害救助金は、実際に受けた治療や療法にかかった費用を補填する給付金ではないので、一定の療法（心理カウンセリング等）に限定してその費用を公費負担する制度は救助金にはない。

○ 併給調整

一般に、責任保険制度（自動車損害賠償保障法第30条による損害賠償、勤労基準法第8条による災害補償等）による補償額と併給調整

5. 支給状況

| 区分 年度 | 受付件数・金額 | 支給件数・金額 | 採択率(%) |
|----------|--------------------------|-------------------------|-----------|
| 2007 | 260件 24億4900万ウォン | 169件 16億700万ウォン | 80.5/81.5 |
| 2008 | 237件 22億2500万ウォン | 152件 14億500万0000ウォン | 82.6/82.3 |
| 2009 | 295件 36億1166万7,000ウォン | 205件 22億483万3000ウォン | 69.5/61.1 |
| 2010 | 343件 66億3193万4000ウォン | 209件 34億1678万2000ウォン | 60.9/51.5 |
| 2011 | 431件 99億7399万7000ウォン | 271件 55億1867万ウォン | 81.1/76.3 |

- ・ 犯罪被害救助金の支給対象になる犯罪の認知件数、被害者数、救助金の支給期間(平均)、犯罪被害を受けてから救助金支給が行われるまでの期間(平均)などの統計データについては保有しておらず不明。

- ・ 2010年度の支給最高額・支給最低額については以下のとおり。
 - 遺族給付金支給最高額 約5,400万ウォン（約378万円）
 - 遺族給付金支給最低額 約460万ウォン（約32.2万円）
 - 障害救助金支給最高額 約1,500万ウォン（約105万円）
 - 障害救助金最低額 約300万ウォン（約21万円）

6. 求償

- 犯罪被害者保護法の全面改正(2010年8月15日)により、犯罪被害救助金の支給要件が緩和（加害者不明及び無資力要件が削除）された。その改正により、加害者が不明か否か又は無資力か否かにかかわらず、加害者が犯罪被害者に対し被害の全部又は一部の賠償をしていない場合、国が犯罪被害者に対し救助金の支給を行うことになった。これを受け、この場合においても、国から、加害者に対する求償権の行使が認められるようになった。
- 求償権の行使は同法施行後の犯罪がその対象となり、2011年12月末時点で2件の行使実績がある。
- 求償権の積極的な行使のために、原則として加害者が無資力である場合も行使する方針となっており、今後その行使実績は増加すると見込まれる。
- 国から被害者に対し救助金が支給された後に、加害者から損害賠償が行われた場合、被害者は国からの救助金支給額を返納しなければならないが、まだその事例はない。

7. 損害賠償金との関係

- 加害者から損害賠償がなされる場合には、その額の範囲において救助金は支給されない。
- どれくらいの事件で損害賠償がなされているかの統計はとっていないため、把握していない。また、民事裁判において損害賠償判決が確定しても、その履行を促進するような制度はない。

8. その他

(1) 犯罪被害者へのその他の経済的支援

○ 法務部所管：治療費支援

- ・ 法務部では、犯罪被害救助制度のほか、全国犯罪被害者支援連合会に業務を委託する形で、治療費支援を行っている。
- ・ 全国犯罪被害者支援連合会に対し、領収証を添付した上治療費支援を申し込むと、同連合会で支援必要性を判断するための審議会を経て最大500万ウォンまで支給される。
- ・ 2011年の支給件数・支給総額は、約1,800件・約17億ウォンとなる。
- ・ 運用例： ソウル東部犯罪被害者支援センター（後述）

○ 女性家族部所管：DV・児童虐待等被害者への経済的支援

- ・ 根拠法令：家庭内暴力防止及び被害者保護等に関する法律
- ・ 家庭内暴力の予防、家庭内暴力被害者の保護・支援が目的
- ・ DVや児童虐待被害者だけでなく、高齢者虐待事案等も支援の対象としている。
- ・ 家庭内暴力相談所や、家庭内暴力保護施設を介して運営されている。
- ・ 家庭内暴力被害者であることが認められれば500万ウォンを上限に治療費が支給される。警察への被害届は必要条件ではなく、仮に1年以上前の被害であっても被害事実を証明できれば支援の対象となる。過去に制度を利用している者でも、その都度500万ウォンを上限とした治療費が支給される。
- ・ 医療費の自己負担分全額が支給され、現物給付、償還払いのいずれの方法でも支給が受けられる。健康保険制度を利用せずに、医療費の自己負担分が10割となった場合には、上限の範囲内で、その全額を対象とする。
- ・ 家庭内暴力被害者が治療費支援を請求した場合、国又は地方自治体は、加害者に代わって必要な治療費を医療機関に払わなければならないとされ、その場合、国又は地方自治体は加害者に当該治療費を求償する権利を取得するとされている（家庭内暴力防止及び被害者保護等に関する法律第18条）
- ・ 法務部が所管する救助金との調整はなされない。
- ・ 2011年度支給実績： 4500件 約2億1000万ウォン

- ・ その他の支援：
 - ① 上記保護施設に6ヶ月以上入居した被害者を対象とした、保護施設退去後の賃貸住宅優先入居及び賃貸住宅入居保証金の補助（1戸あたり600万ウォン）
 - ② 家庭内暴力被害者となった女性及び19歳未満の児童青少年に対する無料法律相談の提供
- 女性家族部所管：性犯罪被害者に対する経済的支援
 - ・ 根拠法令：性暴力防止及び被害者保護などに関する法律
 - ・ 性暴力の予防、性暴力被害者の保護・支援が目的
 - ・ 性暴力相談所や、ワンストップ支援センター等を通じて運営されている。
 - ・ 性犯罪被害者であることが認められれば500万ウォンを上限に治療費が支給される。警察への被害届は必要条件ではなく、仮に1年以上前の被害であっても被害事実を証明できれば支援の対象となる。
 - ・ カウンセリング費用も対象となる（1回のカウンセリングの費用として8万ウォン）。
 - ・ 医療費の自己負担分全額が支給され、現物給付、償還払いのいずれの方法でも支給が受けられる。健康保険制度を利用せずに、医療費の自己負担分が10割となった場合には、上限の範囲内で、その全額を対象とする。
 - ・ 法務部が所管する救助金との調整はなされない。
 - ・ 2011年度支給実績：9,764件 約20億ウォン（警察による性犯罪認知件数の45%）
 - ・ その他の支援：性暴力被害者となった女性及び19歳未満の児童青少年に対する無料法律相談の提供
- 犯罪被害者に対する住居支援
 - ・ 被害者に対し国営(国土海洋部)賃貸住宅の優先入居・分譲・チョンセ(韓国独自の制度)各種制度に被害者を含めることで、住居を提供する形で運用
 - ・ 住宅を保有していない世帯主を申込人とし、当該世帯の平均月収が前年度の都市部労働者の平均月収の50%を下回る場合、その支援対象になる。
 - ・ 最終的に支援対象に認められた被害者は、国営住宅への入居に当たって

家賃2年分の約5%を負担することになる。

- ・ 2010年末に同制度が導入されて以来、現在に至るまで約30件の支援実績がある。

○ 全国被害者支援連合による生活費・治療費支給

- ・ 社会公益目的で寄託された公益寄付金の財源を用い、治療費、生活費、学資金を支給（2012年に既に2回支給されているが、2012年は治療費と生活費のみ）。
- ・ 連合会の公益寄付金審議委員会で審議し、決定する。隔月に開催するのを原則とするが、2011年は7回開催されている。
- ・ 連合会から被害者に対する治療費の支援としては、法務部からの補助金に基づくものと、公益寄付金を財源とするものの2種類がある。前者は、治療を行った病院へ直接支給することを原則とするが、後者は被害者に支給する。
- ・ 生活費支援300万ウォン以下（分割支給）とされており、2回、4回、必要に応じ6回まで受給者口座に分割支給するものとされているが、支給額は毎回異なっているようである。
- ・ 治療費支援も500万ウォン以下とされているが、これも支給額が毎回異なっている。
- ・ 2012年度第1次公益寄付金審議委員会では治療費支援21名に対し4,200万ウォン、生計費20名の対象者に対し2,200万ウォンの支給を決定。
- ・ 2012年度第2次委員会では、治療費支援30名に7,650万ウォン、生計費31名に1,860万ウォンの支給を決定。

(2) スマイルセンターによる各種サービス支援

○ 設置、運営

法務部から全国犯罪被害者支援連合会に業務を委託する形で、2010年7月に設立され、運用が開始された。

○ 運営資金

同部からの補助金（年間予算4億8,000万ウォン）。

○ 職員

臨床心理士 2 名，相談員 1 名，社会福祉士 1 名，看護師 1 名，行政職員 1 名，居住施設管理者 1 名の合計 7 名

○ カウンセリング支援

1 年間に約 450 人が施設を利用しカウンセリングを受けている。被害者は、その状態によって約 2 週間から 20 週間まで長期にわたり、非常勤の医師（週 1 回）と臨床心理士等による診断，心理療法などを受けている。また，投薬などは提携する病院で受けることができ，その場合の費用もセンターが負担している。必要な場合，センター内の宿舎（生活館）で宿泊することもできる。

○ 心理カウンセリング実施者への報酬：

精神科医： 治療 1 回につき 30 万ウォン(4 時間基準)

臨床心理士： 正社員として年収 2,800 万ウォン（月 240 万ウォン）

○ 一時的な居住施設への入居支援

犯罪による衝撃を忘れるために犯罪現場から離れて精神的な安定を図る必要がある場合や，犯罪現場の清掃など犯罪痕跡の除去・整理のために一時的な居住施設への入居が必要な場合は，一定要件を満たす者に対し入居支援を行っている。費用は原則無料であり，利用期間は 15 日間であるが，1 回のみ延長が認められ，最長 30 日間の入居が可能である。

○ 犯罪被害により教育の機会を失った生徒への補充教育

犯罪被害者又は犯罪被害者の家族に学生がいる場合はその被害状況を考慮し，奨学金の支給又は生活指導の相談などを行っており，学校との協力により授業や学校生活を送る上で支障の出ないよう支援している。

○ 職を失った犯罪被害者へのリハビリ教育

(3) 女性家族部所管： 統合支援センター

○ ワンストップ支援センター 16 施設

- ・ 対象： 性暴力・家庭内暴力・性売買(売春)・校内暴力による被害者
- ・ 主な取り組み：
 - 相談支援：被害者やその家族の相談，被害者への治療・回復に向けた取り組み，関係機関との連携・協力

- 医療支援：応急治療の実施，被害者への診療実施・診断書の発行
 - 法律的支援：捜査手続・裁判手続に関する情報提供
 - 捜査支援 性暴力応急キットを用いた証拠採取，供述録音録画・速記
 - ・ 予算額： 34 億 5,900 万ウォン(1 箇所当たり 2 億 1,600 万ウォン，うち国費補助が 50~70%)。なお，治療費予算は女性家族部により別途計上(上述)しているため，ここには含まれていない。
 - ・ 2006 年 8 月に最初のワンストップ支援センター(警察病院内)が設置。現在，国公立病院，大学病院，民間医療法人などに併設されている。特別な設置要件は設けられていないが，300 床以上の大型病院に併設されている。
 - ・ 2011 年度支援実績： 13,576 人・82,963 件
 - ・ 例： ポラメ ONE-STOP 支援センター(後述)
- ひまわり児童センター 9 施設
- ・ 対象：性暴力の被害者となった 19 歳未満の児童・青少年と知的障害者
 - ・ 主な取り組み：
 - 相談支援：被害者家族への相談や精神科医による治療，被害児童への心理カウンセリングの実施
 - 医療支援：被害者への緊急処置や外傷治療(被害程度の診断や証拠採取を含む)
 - 捜査・法律的支援：捜査段階での陳述内容などの録音・録画，法律相談及び告訴・告発状の作成サポート
 - ・ 予算額： 40 億 5,800 万ウォン(1 箇所当たり 4 億 5,100 万ウォン，うち国費補助が 100%)
 - ・ 2011 年度支援実績： ひまわり児童センター：2,251 人・29,412 件
- ひまわり女性・児童センター 6 施設
- ・ 対象： 性暴力・校内暴力による被害を受けた女性・児童
 - ・ 主な取り組み：
 - 従来のワンストップ支援センターとひまわり児童センターの業務を並行して実施
 - 両センターの特徴を最大限に活かし，に対し 24 時間体制で支援活動

を展開するとともに、児童・知的障害者に特化した心理カウンセリング(臨床心理士が常駐)を捜査支援(女性警察が常駐)を行う。

- ・ 予算額： 32億900万ウォン(1箇所当たり5億3,500万ウォン，うち国費補助が100%)
- ・ 2011年度支援実績： 3,212人・22,903件

○ 性暴力相談所

- ・ 設立の目的は性暴力被害者の自立支援
- ・ 施設は全国に21箇所
- ・ 主な支援活動(ソウルの例)
 - 電話相談：責任相談員5名，パートタイム相談員5名で相談に応じている。麻浦区性暴力相談所では20年間で6万7,000件の相談を受理
 - 面接相談：被害者が被害を受けたことに直面・対応できる力を養うことに重点が置かれており，一定の経験を積んだ支援者が対応にあたっている。
 - 無料法律相談(女性家族部の補助金により運営)：週1回，弁護士10名による法律相談が行われている。
 - 刑事司法手続きへの支援：電話相談や面談相談実施後，必要と認められた場合には告訴状作成のサポート，捜査機関への同行，裁判期日の同行などが行われている。
 - 生存キット(性暴力被害者自らが立ち上げ・実行に携わる基金)の構築・運営
 - シェルターの運営
 - 心理治療プログラムの実施
 - 就学支援，就労支援
- ・ 治療プログラムの概要及び実施者
 - 女性家族部からの補助金による支援活動として，カウンセリング(心理治療や美術治療など治療プログラム)と精神科医，産婦人科医による医療が並行して行われている。
 - カウンセリングは臨床心理士が行う40回を1タームとするプログラムであるが，1回で済む被害者もいれば，2～3年続けても改善せず，止めてしまう被害者もいる。

- 1人1回当たりの費用は8万ウォン。1人当たり支援上限額は原則として300万ウォンである。300万ウォンを超え500万ウォンまで支給することができるが、その場合は、別途審査がある。(全額女性家族部からの補助)
- 2011年の支援者数・支援総額は66人、3,800万ウォン。
- ・ シェルター
 - シェルターは性暴力相談所とは別棟となっており非公開
 - 定員は10人。基本は6ヶ月、最長で2年を保護期間としている。
 - 2年以上入居していた被害者に対しては退所時に自立支援金(500万ウォン)を支給。それ以外の者に対する後援金の制度もある。
 - 年間予算は約5億ウォン(うち女性家族部からの補助金が約1億1千万ウォン、その他は寄附金等)

(4) ソウル東部犯罪被害者支援センター

○ 生活費，奨学金，医療費支援等

- ・ 生活費支援の年間支援総額：93世帯・100,132,512ウォン(約700万円)
 - 事件現場の清掃・整理3,513,000ウォン，奨学金支援1,200,000ウォンを含む。
 - 一回の支援あたり最大300万ウォンを2回から6回に分けて分割支給される。
 - 原則として殺人，放火，性犯罪等の強力犯罪の被害者で，加害者からの補償がない者が対象となる。
 - 再申請も可能であるが，当該支援金に依存度が強くなり，被害者の自立を妨げるような状況があれば，支援を打ち切ることとなる。
 - 受刑者の作業報奨金からの寄付金に基づく生活費の支援も実施している(会計的には別立てのよう)。
- ・ 奨学金については大学生が対象であり，1学期分として300万ウォンから400万ウォン支給される。(委員からの寄付金で運営)
- ・ 治療費支援：84件・70,870,803ウォン(法務部からの補助金で運営)
- ・ 各支援金の申請時には，犯罪被害救助金申請状況等に関する記載欄が設けられており，同救助金支給の有無についても支援金支給の判断要素とされる。

- ・ 経済的支援の財源
 - 生活費支援及び奨学金支援の財源は、法務部及び自治体からの補助金とセンターの自主財源で運営されている。
 - 生活費支援の財源に限って、受刑者からの寄付の一部も財源となっている。
 - 医療費支援の財源については、法務部所管の治療費支援制度（上述）
 - 犯罪被害者の経済的自立のための支援活動
 - ・ 職業紹介や就職あっ旋を行っているほか、経済的支援の財源確保のために、大手スーパーのマイレージによる募金や自治体のチャリティーバザールでの募金などを行っている。
 - ・ スマイル花園
ソウル東部犯罪被害者支援センター理事会の出資金で設立された、生花の配達を業務とする、ソウル市社会的企業
 - センターの運営
 - ・ センターの収入財源： 政府補助金が 2,600 万ウォン，地方団体（4 団体）補助金が約 1 億ウォン，センターの委員からの寄付である犯罪被害者支援委員会費は約 1 億ウォンとなっている。
 - ・ センターの体制：
 - 常勤職員は今年から 2 人（昨年まで 3 人）
 - ボランティア登録者数は現在 175 人であり，今後，30 人が新規登録される予定。
- (5) ポラメ ONE-STOP 支援センター
- ・ ソウル市銅雀区に所在するポラメ病院（ソウル市がソウル大学に委託して運営する病院）内 2 階に所在する。
 - ・ 予算：ポラメワンストップ支援センターの年間予算額 2 億 1600 万ウォン（1580 万円）は女性家族部とソウル市が 50%ずつ負担（常駐している警察官の人件費は警察庁で負担）。治療費については，女性家族部所管の性犯罪被害者に対する治療費支援で別途賄われているため含まれていない。
 - ・ 職員構成： センター長以外は全て女性であり，交代制勤務員は 24 時間体制で対応にあたっている

- センター長 1 名（非常勤医師・ポラメ病院応急医学課長）
 - 警察官 4 名（交代制）
 - 相談員（社会福祉士資格を有し関連教育 100 時間を受講している者）4 名（交代制）
 - 行政職員 1 名（毎日勤制）
 - 看護師 1 名
 - 児童・障害性暴力被害者事情聴取専門家（事情聴取のモニタリングを行う者）1 名（9 時～18 時勤務）。なお、児童と障害者の聴取は昼間行うこととなっている。
- ・ 支援対象
設立当初は、性暴力被害者のほか、学校内暴力被害者、家庭内暴力を被害者対象としていたが、現在は教育庁所管の学校内暴力専門機関（Wee センター）が設立されているため、専ら性犯罪被害者を対象としており、学校内暴力については、専門機関との連携を図るにとどまっている。
 - ・ 来院から支援までの流れ
 - 被害者来院時は、相談員と面接を行い、相談員が治療の必要性を判断する。
 - 治療が必要と判断された場合、婦人科に関する治療や感染症検査、緊急避妊薬の投与などについては、医師がセンター内の設備を用いて行うとともに、看護師を立会人として性暴力応急キットを用いた証拠採取を行う。（証拠採取時の警察官の立ち会いなし）
 - 外傷などほかの治療行為については、ポラメ病院内で行われる。
 - 医療的な支援は、女性家族部が作成している「被害者のための性暴力医療業務マニュアル」に基づき行われている。
 - 一般に、被害者は、警察に通報又は被害届を出した後、警察経由でセンターに来院する場合が殆どである。
 - 被害者の事情聴取も、従って、通常は警察署で行われているが、事情聴取の様子を録音録画する必要がある場合、センターで事情聴取が行われる。
 - その後、被害者が警察への届け出を希望する場合には、常駐警察官がセンター内で事情聴取を行う。
 - 下着を含む衣服を証拠として提出してもらう必要がある場合には、

代替衣類が提供される。

- カウンセリング等の長期にわたる支援は行っておらず，そうした長期にわたる支援が必要なケースでは，被害者支援センターや性暴力相談所など関係機関への引き継ぎが行われる。
- 支援は無料
- ・ 実績等： 2011年，同センターの来訪者は750人（9割が性暴力被害者）。なお，警察からセンターに案内されるケースが7割程度を占める。

第4章 モデルケースによる調査結果

犯罪被害者等に対する経済的支援の状況について、関連する社会保障制度等を含めた全体的な経済的支援の状況を可能な限り具体的に把握するため、「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」での議論及び有識者との検討を踏まえて、4つのモデルケースを設定し、文献等や現地でのヒアリングによる調査を行った。

設定した4つのモデルケースは次のとおり。

| | |
|------|--|
| ケース1 | 死亡したケース 所得のある夫、専業主婦の妻、子2人の世帯で、夫が犯罪被害により死亡したケース |
| モデルA | 年齢：40歳 性別：男性 職業：会社員 年収：550万円 家族構成：妻（38歳・専業主婦） ：長男（11歳） ：長女（9歳） |

| | |
|------|--|
| ケース2 | 重度障害が残存したケース 犯罪被害により、6か月間の入院加療を要する傷害を負った。 1年間の通院の後、随時介護を要する状態（障害等級1級相当）となった。 |
| モデルA | 年齢：40歳 性別：男性 職業：会社員 年収：550万円 家族構成：妻（38歳・専業主婦） ：長男（11歳） ：長女（9歳） |

| | |
|------|--|
| ケース3 | （重傷病（精神疾患）を負ったケース） 強姦致傷被害を受け、PTSDを発症し、1年にわたりカウンセリングを受けた。 |
| モデルB | 年齢：25歳 性別：女性 職業：会社員 年収：250万円 家族構成：独身・両親と別居 ：父（50歳） ：母（48歳） |

| | |
|----------|--|
| ケース 4 | (夫が妻を殺害したケース(親族間犯罪・DV)) 被害者及び子に対する経済的支援により、加害者が利益を得る可能性がない場合で、 未成年の子が残されたケース |
| モデル C | 年 齢：40歳 性 別：女性 職 業：専業主婦 年 収：なし 家族構成：長男(14歳) : 長女(11歳) : 夫(43歳・加害者) |

- ※ 現地でのヒアリングにあたって、外国通貨については、平成23年12月7日現在のレートをもとに、€1=104円、£1=121円、\$1=78円、¥1=0.07円として換算した。
- ※ モデルケースについては、詳細な条件を設定しておらず、調査結果として得られた給付額はあくまで概算又は推定であり、各制度の適用の有無についても条件により変わり得る。
- ※ 被害者が死亡したケース(ケース1及び4)については、死亡前の治療状況について条件を設定していないため、医療費についての検討は除外している。
- ※ 社会保障・福祉関連の制度については、各モデルケースで適用の可能性が推定されるものを挙げているが、実際に適用し得る制度すべてを網羅的に示しているものではない。

I アメリカ

〈主なヒアリング先：ニューヨーク州被害者支援局〉

【モデルケース1】

| | |
|------|--|
| ケース1 | 死亡したケース 所得のある夫、専業主婦の妻、子2人の世帯で、夫が犯罪被害により死亡したケース |
| モデルA | 年齢：40歳 性別：男性 職業：会社員 年収：70,513ドル（550万円） 家族構成：妻（38歳・専業主婦） :長男（11歳） :長女（9歳） |

1 犯罪被害者等を対象とした補償制度等（ニューヨーク州被害者補償制度）

被害者補償制度は最後の支払手段であり、他の利用可能な給付源を使いきらなければならない。被害者補償制度では、他の給付源でカバーされない犯罪に関連した自己負担費用を補償する。

- 家族への扶養の喪失分（週の上限\$600。\$30,000に達するまで給付。）
- 葬儀費用（上限\$6,000）
- 妻、子どものカウンセリング費用（上限なし）

など（他にも、例えば裁判所までの交通費や犯罪現場の清掃費用などの自己負担費用も補償の対象となり得る。）

※いずれも自己負担費用を補償するため、支給額の算定は困難。

2 その他犯罪被害者等が利用し得る制度

（いずれも被害者補償制度による給付から控除される）

① 社会保障遺族年金（Social Security Survivor Benefit）

被害者本人が加入していたことが必要。社会保障制度の加入者が死亡した場合に家族（配偶者・18歳未満の子供）に支払われる。

支払額は加入者の加入年数などによって変動するが、社会保障局のウェブページによる支払額計算によれば（2012年2月27日にアクセスし、生年月日

(1971年10月1日生まれであると仮定)と年収(70,513ドル)を入力)、ケース1の年収・年齢で家族に支払われるであろう推定額は\$3,386.90(月額)となる(家族一人につき\$1,451.00であるが、家族の合計額の上限が\$3,386.90となっている)。また、同一生計にあった配偶者あるいは扶養されていた子に対して、\$255の死亡一時金(葬祭費目的)が支給される。

3 残された遺族3人に支給される総額は

(総額については、被害者補償制度では自己負担費用を補償するため算定困難)

- 家族への扶養の喪失分(週の上限\$600。\$30,000に達するまで給付。)
- 葬儀費用(上限\$6,000)
- 妻、子どもへのカウンセリング費用(上限なし)
など
- + その他利用し得る制度による給付

【モデルケース2】

| | |
|------|--|
| ケース2 | 重度障害が残存したケース 犯罪被害により、6か月間の入院加療を要する傷害を負った。 1年間の通院の後、随時介護を要する状態（障害等級1級相当）となった。 |
| モデルA | 年齢：40歳 性別：男性 職業：会社員 年収：70,513ドル（550万円） 家族構成：妻（38歳・専業主婦） ：長男（11歳） ：長女（9歳） |

1 犯罪被害者等を対象とした補償制度等（ニューヨーク州被害者補償制度）

被害者補償制度は最後の支払手段であり、他の利用可能な給付源を使いきらなければならない。被害者補償制度では、他の給付源でカバーされない犯罪に関連した自己負担費用を補償する。

- 収入の損失分（週の上限 \$ 600。\$ 30,000 に達するまで給付。）
 - 被害者、妻、子どものカウンセリング費用（上限なし）
 - 医療費（上限なし）
 - 医療のための交通費（上限なし）
- など（他にも、例えば裁判所までの交通費や犯罪現場の清掃費用などの自己負担費用も補償の対象となり得る。）

※いずれも自己負担費用を補償するため、支給額の算定は困難。

2 その他犯罪被害者等が利用し得る制度

（いずれも被害者補償制度による給付から控除される）

① 社会保障障害年金（Social Security Disability Benefit）

被害者本人が加入していたことが必要。また、妻（原則62歳以上が適用だが、子を養育する場合はそれ以下でも適用となる）、18歳未満（中高生は19歳まで）の子、あるいは障害を有する子がある場合等においては、家族給付が支給される。給付額は、主受給者の給付額の50%、主受給者を除く家族全体での上限は主受給者の給付額の150%である。

支払額は加入者の加入年数などによって変動するが、社会保障局のウェブ

ページによる支払額計算によれば（2012年2月27日にアクセスし、生年月日（1971年10月1日生まれであると仮定）と年収（70,513ドル）を入力）、ケース2の年収・年齢で被害者に支払われるであろう推定額は\$1,918（月額）となる。これに家族給付として配偶者に\$959、子ども2人で\$1,918（子ども1人につき\$1,918の50%の\$959）が給付されるとすると、合計で\$4,795の給付額になると考えられる。

② ニューヨーク州障害保険（New York State Disability Benefits）

受給資格のある被雇用者が、労務以外で傷病を負った場合、及び妊娠により8日以上稼働できなくなった場合、週単位で一時的な現金給付が行われる。最大26週にわたり金銭（週給の50%、最大\$170）が給付される。

モデルケース2の収入では、週給が約\$1,356となり、週の上限\$170を超えるため、 $\$170 \times 26 \text{ 週} = \4420 が支払われると考えられる。

③ その他

医療費に関しては、民間保険の果たす役割が大きいですが、障害により就労できなくなって社会保障障害年金を受給するようになれば、年金受給者本人向け公的健康保険であるメディケア（Medicare）への加入資格が発生すると考えられる。また、家族に対する医療給付としては、低所得者向けの公的健康保険であるメディケイド（Medicaid）への加入資格が発生することも考えられる。

3 被害者世帯に支給される総額は

（総額については、被害者補償制度では自己負担費用を補償するため算定困難）

- 収入の損失分（週の上限\$600。\$30,000に達するまで給付。）
- 被害者、配偶者、子どもへのカウンセリング費用（上限なし）
- 被害者の医療費（上限なし。被害者補償制度では保険でカバーされない分を補償。）
- 医療のための交通費（上限なし）
など
- + その他利用し得る制度による給付

【モデルケース3】

| | |
|------|--|
| ケース3 | (重傷病(精神疾患)を負ったケース) 強姦致傷被害を受け、PTSDを発症し、1年にわたりカウンセリングを受けた。 |
| モデルB | 年齢：25歳 性別：女性 職業：会社員 年収：32,051ドル(250万円) 家族構成：独身・両親と別居 ：父(50歳) ：母(48歳) |

1 犯罪被害者等を対象とした補償制度等 (ニューヨーク州被害者補償制度)

被害者補償制度は最後の支払手段であり、他の利用可能な給付源を使いきらなければならない。被害者補償制度では、他の給付源でカバーされない犯罪に関連した自己負担費用を補償する。

- 収入の損失分 (週の上限 \$ 600。\$ 30,000 に達するまで給付。)
 - 医療費・カウンセリング費用 (上限なし)
 - 引越し費用 (上限 \$ 2500)
 - 医療のための交通費 (上限なし)
- など (他にも、例えば裁判所までの交通費や犯罪現場の清掃費用などの自己負担費用も補償の対象となり得る。)

※いずれも自己負担費用を補償するため、支給額の算定は困難。

2 その他犯罪被害者等が利用し得る制度

(いずれも被害者補償制度による給付から控除される)

- ① ニューヨーク州障害保険 (New York State Disability Benefits)
- 受給資格のある被雇用者が、労務以外で傷病を負った場合、及び妊娠により8日以上稼働できなくなった場合、週単位で一時的な現金給付が行われる。最大26週にわたり金銭(週給の50%、最大\$170)が給付される。
- モデルケース3の収入では、週給が約\$616となり、週の上限\$170を超えるため、 $\$170 \times 26 \text{ 週} = \4420 が支払われると考えられる。(その間稼働できないという前提。)

② その他

医療費に関しては、民間保険の果たす役割が大きいですが、低所得者向けの公的健康保険であるメディケイド(Medicaid)への加入資格が発生することも考えられる。

なお、ケース3では具体的就労状況などが判明しないが、PTSDにより12ヶ月以上就労できなくなったという場合には、被害者が社会保障障害年金に加入していれば、同年金の支給対象となる可能性もある(障害年金が定める障害の種類には、PTSD等の精神疾患も含まれている。)

3 被害者に支給される総額は

(総額については、被害者補償制度では自己負担費用を補償するため算定困難)

- 収入の損失分(週の上限\$600。\$30,000に達するまで給付。)
 - 医療費・カウンセリング費用(上限なし。被害者補償制度では保険でカバーされない分を補償。)
 - 引越し費用(上限\$2500)
 - 医療のための交通費(上限なし)
など
- +その他利用し得る制度による給付

【モデルケース4】

| | |
|------|--|
| ケース4 | (夫が妻を殺害したケース(親族間犯罪・DV)) 被害者及び子に対する経済的支援により、加害者が利益を得る可能性がない場合で、未成年の子が残されたケース |
| モデルC | 年齢：40歳 性別：女性 職業：専業主婦 年収：なし 家族構成：長男(14歳) : 長女(11歳) : 夫(43歳・加害者) |

1 犯罪被害者等を対象とした補償制度等(ニューヨーク州被害者補償制度)

被害者補償制度は最後の支払手段であり、他の利用可能な給付源を使いきらなければならない。被害者補償制度では、他の給付源でカバーされない犯罪に関連した自己負担費用を補償する。

- 葬儀費用(上限\$6,000)
- 子どものカウンセリング費用(上限なし)
- など(他にも、例えば裁判所までの交通費や犯罪現場の清掃費用などの自己負担費用も補償の対象となり得る。)

※いずれも自己負担費用を補償するため、支給額の算定は困難。

※加害者である夫はいかなる給付も受けない。

2 その他犯罪被害者等が利用し得る制度

(いずれも被害者補償制度による給付から控除される)

社会保障遺族年金については、妻が専業主婦であったことから、加害者である夫のみが加入していたとすれば、子どもへの遺族年金及び死亡一時金の支給は原則ない。

3 残された遺族(子ども2人)に支給される総額は

(総額については、被害者補償制度では自己負担費用を補償するため算定困難)

- 葬儀費用の自己負担額(上限\$6,000)
- 子どものカウンセリング費用(上限なし)
- など

II イギリス

＜主なヒアリング先：法務省、犯罪被害補償審査会＞

【モデルケース1】

| | |
|------|---|
| ケース1 | 死亡したケース 所得のある夫、専業主婦の妻、子2人の世帯で、夫が犯罪被害により死亡したケース |
| モデルA | 年齢：40歳 性別：男性 職業：会社員 年収：45,455ポンド（550万円） 家族構成：妻（38歳・専業主婦） ：長男（11歳） ：長女（9歳） |

1 犯罪被害者等を対象とした補償制度等

- 被害者補償 = 死亡補償金（各申請者3人）
 + 育児支援の損失に対する追加給付（子ども2人）
 + 生計依存の損失に対する追加給付（各申請者3人）
- ① 死亡補償（各申請者に対し£5,500） = £16,500
 妻 = £5,500 + 長男 = £5,500 + 長女 = £5,500
- ② 育児支援の損失補償（18歳未満の各子どもに対し年率£2,000を基準）
 = £27,000
 長男 = £12,000、長女 = £15,000
- ③ 逸失利益の補償（子どもには通常子供の19歳の誕生日に達するまで、死亡者の収入の75%を基準として、残された妻には死亡者の定年とされるまでの収入の66%を基準として支払われる。）
 長男 £45,455×0.75 = £34,091（現行レートで年間£39,054.60を上限）
 ×7年 = £238,637
 長女 £34,091×9年 = £306,819
 妻 £45,455×0.66 = £30,000 ×20年 = £600,000
- ④ 葬儀費用
- ※ ①+②+③+④の合計 > £1,188,956

(○ 調整対象となる社会保障)

－企業年金 = 算定不可

－遺族一時金 = £ 2,000

－子を持つ未亡人の手当 = £ 100.70/週

※ 年換算すると £ 100.70 × 52 週 = £ 5,236.40/年

※ 生涯換算すると £ 5,236.40 × 10 年 (長女が 19 歳になるまで)
= £ 52,364

など

> £ 500,000

∴ 被害者補償の総額は、最高 £ 500,000 として 1 回のみ支払われ、申請者全員に分配される。

2 その他犯罪被害者等が利用し得る制度

① 企業年金 = 算定困難

② 遺族一時金 = £ 2,000

③ 子を持つ未亡人の手当 = £ 100.70/週

④ 所得補助 (実質収入や資産によっては受給できる場合がある)

⑤ 地方自治体税控除 (実質収入や資産によっては受給できる場合がある。)

など

3 残された遺族 3 人に支給される総額は、およそ £ 500,000 + その他利用し得る制度による給付

【モデルケース2】

| | |
|------|---|
| ケース2 | 重度障害が残存したケース 犯罪被害により、6か月間の入院加療を要する傷害を負った。 1年間の通院の後、随時介護を要する状態（障害等級1級相当）となった。 |
| モデルA | 年齢：40歳 性別：男性 職業：会社員 年収：45,455ポンド（550万円） 家族構成：妻（38歳・専業主婦） ：長男（11歳） ：長女（9歳） |

1 犯罪被害者等を対象とした補償制度等

- 被害者補償 = 身体及び精神的後遺障害の補償金（タリフスキーム）
 - + 逸失利益に対する追加給付
 - + 特別経費に対する追加給付
 - ① 身体及び精神的後遺障害の補償金 = £250,000（最高額）
 - ② 逸失利益（犯罪被害補償制度第34項に準じ、現行レートで年間£39,054.60を上限とする）は、就労不能の29週目から支払われる。
= £39,054.60×20年 = £781,092
 - ③ 特別経費（例えば、被害者に対しその家族が自宅で行う無償介護を補償するためなどに支払われる。）
 - － 雇用及び支援助手当
 - － 被害者の重度の障害による早期退職の結果として支払われる企業年金など
- ∴ 被害者補償の総額 £500,000

2 その他犯罪被害者等が利用し得る制度

- ① 企業年金（算定困難）
- ② 介護者手当 = £88.25/月
- ③ 障害者生活手当 = 最高£125/週
- ④ 法定疾病給付
- ⑤ 雇用及び支援助手当
- ⑥ 所得補助（実質収入や資産によっては受給できる場合がある）
- ⑦ 地方自治体税控除（実質収入や資産によっては受給できる場合がある）
- ⑧ 国民保健サービス など

3 被害者世帯に支給される総額は、およそ£500,000＋その他利用し得る制度による給付

【モデルケース3】

| | |
|------|--|
| ケース3 | (重傷病(精神疾患)を負ったケース) 強姦致傷被害を受け、PTSDを発症し、1年にわたりカウンセリングを受けた。 |
| モデルB | 年齢: 25歳 性別: 女性 職業: 会社員 年収: 20,661ポンド(250万円) 家族構成: 独身・両親と別居 : 父(50歳) : 母(48歳) |

1 犯罪被害者等を対象とした補償制度等

- 被害者補償 = 精神的後遺障害の補償金(タリフスキーム)
 + 逸失利益に対する追加給付
 + 特別経費に対する追加給付
- ① 精神的後遺障害の補償金 = £11,000
- ② 被害者が28週以上就労不能な場合、雇用及び支援手当などの公的給付を差し引いて、年間£16,529を基準として就労不能の29週目から逸失利益に対し支払いを行う。
= £16,529
- ③ 28週以上就労不能である場合で、特別経費が支払われる場合がある。
- ① + ② + ③ = 一時金£11,000に加え、逸失利益及び特別経費(適用可能な場合)
- ∴ 被害者補償の総額 £11,000 + 逸失利益 + 特別経費

2 その他犯罪被害者等が利用し得る制度

- ① 法定疾病給付
- ② 雇用及び支援手当
- ③ 所得補助(実質収入や資産によっては受給できる場合がある)
- ④ 地方自治体税控除(実質収入や資産によっては受給できる場合がある)
- ⑤ 国民保健サービス
など

3 被害者に支給される総額は、およそ£11,000 + 逸失利益 + 特別経費 + その他利用し得る制度による給付

【モデルケース4】

| | |
|------|--|
| ケース4 | (夫が妻を殺害したケース(親族間犯罪・DV)) 被害者及び子に対する経済的支援により、加害者が利益を得る可能性がない場合で、未成年の子が残されたケース |
| モデルC | 年齢：40歳 性別：女性 職業：専業主婦 年収：なし 家族構成：長男(14歳) : 長女(11歳) : 夫(43歳・加害者) |

1 犯罪被害者等を対象とした補償制度等

- 被害者補償 = 死亡補償金(子ども2人)
 + 育児支援の損失に対する追加給付

① 死亡補償 = $£5,500 \times 2人 = \underline{£11,000}$

(加害者が補償を受給する可能性がないと判断した場合(犯罪被害補償制度第16a項が示すように)、各子供に対し£5,500の死亡補償が支払われる。)

② 育児支援の損失に対する補償 = $\underline{£20,000}$

(母親が死亡した時点でその子供が18歳以下なので、子供たちはそれぞれ年率£2,000を基準として育児支援の損失に対する補償の受給資格を有する。)

長男 = £8,000、長女 = £12,000

支給額 長男 = £13,500(一時金)、長女 = £17,500(一時金)

∴ 被害者補償の総額 £31,000

2 その他犯罪被害者等が利用し得る制度

- ① 子ども手当 = 子ども2人で£33.70/月
② 子ども税控除
③ 後見人手当 = 子ども1人あたり£14.75/週
など

3 残された遺族(子ども2人)に支給される総額は、およそ£31,000

+ その他利用し得る制度による給付

Ⅲ フランス

＜主なヒアリング先：テロ及び犯罪被害者補償基金＞

【モデルケース1】

| | |
|------|---|
| ケース1 | 死亡したケース 所得のある夫、専業主婦の妻、子2人の世帯で、夫が犯罪被害により死亡したケース |
| モデルA | 年齢：40歳 性別：男性 職業：会社員 年収：52,885ユーロ（550万円） 家族構成：妻（38歳・専業主婦） ：長男（11歳） ：長女（9歳） |

1 犯罪被害者等を対象とした補償制度等

被害者の年収€52,885－被害者の通常消費支出（20％, €10,577.60）

＝残された家族に補償されるべき額は €42,307.40/年 となる

① うち配偶者分は60％＝€25,384.44/年

× 換算係数（将来価値の現在価値への換算係数（被害者が平均寿命まで生きるはずだったとした場合の余命年数値））20.339

＝ €516,294.72－調整される社会保障給付（死亡保険 €8,838）

＝ 配偶者に支払われる被害者補償金：€507,456.72 (A)

② うち子ども分は各20％, €8,461.48/年×換算係数（25歳＝経済的独立の平均年齢までの年数を換算した係数）

※ 未成年の子どもの場合は、未成年の子ども用の口座に支払われる。

○ 11歳の換算係数11.048×€8,461.48＝€93,482.43 (B)

○ 9歳の換算係数12.260×€8,461.48＝€103,737.74 (C)

③ 葬儀費用＝通常€5,000～10,000

④ 精神的苦痛に対する補償＝€20,000～25,000

∴ 総額 €704,676.89 ((A) + (B) + (C)) + ③, ④支給額

2 その他犯罪被害者等が利用し得る制度

（被害者補償との調整の対象となるのは①のみ）

① 社会保険（死亡）＝ €8,838.00

② 家族手当（20歳未満の子ども2人の世帯に月額で、€125.78＋手当加算金€35.38）＝€161.16/月 €1,933.92/年

- ③ 家族支援手当（一人親の家族を支援することを目的とし、子ども一人あたり月額€88.44支給）＝€176.88／月 €2,122.56／年
- ④ 新学年手当（6歳から18歳までの子どもを対象に新学年前（8月頃）に支給）＝ €585.63／年
- ⑤ 住宅手当（住宅手当の支給額は、扶養家族数、居住地、家賃あるいは住宅ローン返済額、世帯所得に応じて算出される。当該ケースの場合、38歳の未収入の親が一人で未成年の子ども2人を扶養し€600の家具なしのアパートを賃貸していると仮定した場合、住宅手当はおよそ€420となる。）
＝ €420／月 (€5,040／年)
- ⑥ 社会扶助制度による積極的連帯所得手当（受給者の最低限の生活手段を保障するもの。直近3カ月の世帯所得に対する所得制限がある。）
＝ €701.89／月 €8,422.68／年
- ∴ その他の給付総額（最初の年） €26,942.79／年

- 3 残された遺族3人に支給される総額は、およそ
＝ €704,676.89 + その他利用し得る制度による給付

【モデルケース2】

| | |
|------|---|
| ケース2 | 重度障害が残存したケース 犯罪被害により、6か月間の入院加療を要する傷害を負った。 1年間の通院の後、随時介護を要する状態（障害等級1級相当）となった。 |
| モデルA | 年齢：40歳 性別：男性 職業：会社員 年収：52,885ユーロ（550万円） 家族構成：妻（38歳・専業主婦） ：長男（11歳） ：長女（9歳） |

1 犯罪被害者等を対象とした補償制度等

- 被害者補償では、経済的損失以外の損失（①身体的・精神的苦痛 ②エスティック上の損害 ③生活の質（娯楽・性的能力・家族形成）への損害）と経済的損失（④障害程度が固定するまでの社会保障でカバーされない医療費、⑤就労不能の間の給料 ⑥障害程度が固定した後の働けなくなることによる将来の逸失利益）に対する補償がなされる。

- ① 身体的・精神的苦痛（7段階） €1,500 ～35,000 以上
- ② エスティック上の損害 €1,500 ～35,000 以上
- ③ 生活の質への損害 個別ケースに応じて補償
- ④ 医療保険の対象となっていない医療費
- ⑤ 被害発生日から症状固定日までの給料（今回のケースでは1年分）
=€52,885 - 失業補償費 €17,676 =€35,208
- ⑥ 障害が固定した後の働けなくなることによる将来の逸失利益（一時金でも年金でも可）
損害額 €52,885/年
- 障害年金（€1,473/月 ×12 =€17,676/年）=€35,208
× 換算係数 20.339（65歳の定年まで支払われるとして、利子や退職後に受け取る年金も考慮される）
=€716,095.51（一時金の場合）
∴ 被害者補償の総額 €821,303.51

2 その他犯罪被害者等が利用し得る制度

（被害者補償との調整の対象となるのは①のみ）

- ① 障害保険（障害年金） = €1,473/月 €17,676/年

(介護者支援 = €1,060/月 €12,720/年)

- ② 疾病保険 (医療保険) = 障害者については100%負担される。
- ③ 障害者追加手当 = €4,656.69/年
- ④ 家族手当 (20歳未満の子ども2人の世帯に月額で、€125.78+手当加算金€35.38)
=€161.16/月 €1,933.92/年
- ⑤ 家族支援手当 (一人親の家族を支援することを目的とし、子ども一人あたり月額€88.44支給)
=€176.88/月 €2,122.56/年
- ⑥ 新学年手当 (6歳から18歳までの子どもを対象に新学年前 (8月頃)に支給)
= €585.63/年
- ⑦ 住宅手当 (住宅手当の支給額は、扶養家族数、居住地、家賃あるいは住宅ローン返済額、世帯所得に応じて算出される。当該ケースの場合、38歳の未収入の親が一人で未成年の子ども2人を扶養し€600の家具なしのアパートを賃貸していると仮定した場合、住宅手当はおよそ€420となる。)
= €420/月 €5,040/年
- ⑧ 社会扶助制度による成人障害者収入補填 (60歳未満の障害者で障害者年金の受給者で独立した住居に住んでいる場合、当該収入補填の申請時から1年以上収入がないことを条件に、世帯収入補填として月額€179.31を支給)
= €179.31/月 €2,151.72/年
- ⑨ 社会扶助制度による積極的連帯所得手当 (受給者の最低限の生活手段を保障するもの。直近3カ月の世帯所得に対する所得制限がある。)
= €701.89/月 €8,422.68/年
- ∴ その他の給付総額 (障害が固定した後の最初の年) €42,589.2

- 3 被害者世帯に支給される総額は、およそ
= €821,303.51 + その他利用し得る制度による給付

【モデルケース3】

| | |
|------|---|
| ケース3 | (重傷病(精神疾患)を負ったケース) 強姦致傷被害を受け、PTSDを発症し、1年にわたりカウンセリングを受けた。 |
| モデルB | 年齢：25歳 性別：女性 職業：会社員 年収：24,038ユーロ(250万円) 家族構成：独身・両親と別居 : 父(50歳) : 母(48歳) |

1 犯罪被害者等を対象とした補償制度等

- 強姦(性的暴行)の場合、被害の重大性による定額給付(€25,000~30,000)による補償(この場合医師の診断は不要)の方法と、または、医師の診断に基づき損害ごとに補償を算出する方法があり、被害者が選択できる。
- 定額給付の場合 €25,000~30,000

2 その他犯罪被害者等が利用し得る制度

- ① 疾病保険(医療保険) = 会社員の場合 30%が自己負担となる。
※ 心理カウンセリングの法定料金、1診療につき€37(担当医の推薦状による場合は€41)のうち70%に相当する€25.9(€28.7)が国の負担となる。
- ② 社会保険制度による休職による給与補填(医師の診断により、例えば6か月未満の休職をした場合 = 日額€33.38)

3 被害者に支給される総額は、

(定額給付の場合) €25,000~30,000 + その他利用し得る制度による給付

【モデルケース4】

| | |
|------|--|
| ケース4 | (夫が妻を殺害したケース(親族間犯罪・DV)) 被害者及び子に対する経済的支援により、加害者が利益を得る可能性がない場合で、未成年の子が残されたケース |
| モデルC | 年齢：40歳 性別：女性 職業：専業主婦 年収：なし 家族構成：長男(14歳) : 長女(11歳) : 夫(43歳・加害者) |

1 犯罪被害者等を対象とした保障制度等

- 被害者は専業主婦であったため経済的損失の補償はなし。(夫が働けなくなった理由は罪を犯したためであり、被害によるものではない。母親が働いていた場合はケース1と同じである。)
- 精神的苦痛に対する補償 子ども一人につき=€30,000
※ 後見人が管理する。

2 その他犯罪被害者等が利用し得る制度

- ① 家族支援手当(子どもを受け入れた家族に対して子ども一人当たり月額€117.92が支給) 子ども2人で€235.84/月 = €2,830.08/年
- ② 新学年手当(6歳から18歳までの子どもを対象に新学年前(8月頃)に支給) = €601.32/年

3 残された遺族(子ども2人)に支給される総額は、

=€60,000 (+該当する場合に家族支援手当及び新学年手当)

IV ドイツ

＜主なヒアリング先：ラインラント地方連合＞

【モデルケース1】

| | |
|------|---|
| ケース1 | 死亡したケース 所得のある夫，専業主婦の妻，子2人の世帯で，夫が犯罪被害により死亡したケース |
| モデルA | 年齢：40歳 性別：男性 職業：会社員 年収：52,885ユーロ（550万円） 家族構成：妻（38歳・専業主婦） ：長男（11歳） ：長女（9歳） |

1 被害者等を対象とした補償制度等

○ 亡くなった被害者の職業上の地位が「職業教育修了」（給料グループA7）の比較所得＝€2,297/月額 のケースで，妻と子供2人が残された場合

① 葬儀埋葬金，葬儀埋葬費用の補助金として，＝€1,575 (A)

② 未亡人に，

・ 基本年金（寡婦）＝€391/月額

・ 調整年金＝€433/月額

・ 職業損害補償＝€ 0

合計＝€824/月額×12＝€9,888/年額

生涯（×44年）で計算した場合＝€434,720 (B)

③ 遺児1人につき，

・ 基本年金＝€111/月額

・ 調整年金＝€194/月額

合計＝€305/月額×12＝€3,660/年額

18歳まで支給されるとして計算した場合

・ 長男 €3,660×7年＝€25,620

・ 長女 €3,660×9年＝€32,940

合計＝€58,560 (C)

∴ 被害者補償の総額（概算）＝€494,855

2 その他犯罪被害者等が利用し得る制度

OEG 法に基づく給付とは併給調整されない。

- ① 公的年金制度による遺族年金（大寡婦年金）＝ 死亡した年金加入者の年金受給金の 55%（算定困難）（A）
- ② 公的年金制度による遺児年金（片親死亡）＝死亡した年金加入者の年金受給金の 10%（算定困難）（B）
- ③ 子供手当（年金形式）＝€184/月額× 2, €2, 208/年額× 2
 - ・ 長男 €2, 208× 7 年＝€15, 456
 - ・ 長女 €2, 208× 9 年＝€19, 872
 - 合計 = €35, 328 (C)

∴ その他給付の総額＝ (A) + (B) + (C)（算定困難）

3 残された遺族 3 人に支給される総額は、およそ

＝ €494, 855 + その他利用し得る制度による給付

【モデルケース2】

| | |
|------|---|
| ケース2 | 重度障害が残存したケース 犯罪被害により、6か月間の入院加療を要する傷害を負った。 1年間の通院の後、随時介護を要する状態（障害等級1級相当）となった。 |
| モデルA | 年齢：40歳 性別：男性 職業：会社員 年収：52,885ユーロ（550万円） 家族構成：妻（38歳・専業主婦） ：長男（11歳） ：長女（9歳） |

1 犯罪被害者等を対象とした補償制度等

- 被害者（男性，45歳，既婚，職業上の地位が「職業教育修了」（給料グループA7）の比較所得＝€2,297/月額）が失明したケースの場合，
- ① 基本年金（傷害後遺度合（G d S）100）＝€652/月額
 - ② 最重度傷害特別手当 等級Ⅲ ＝€231/月額
 - ③ 調整年金（傷害後遺度合（G d S）100）＝€652/月額
 - ④ 配偶者扶養手当 ＝€72/月額
 - ⑤ 介護特別手当包括金 等級Ⅲ ＝€668/月額
（これより高い介護費用の補償もあり得る。）
 - ⑥ 職業損害補償 ＝€355/月額
- 合計 ＝€2,630/月額 ×12 ＝ €31,560/年額
生涯（×40年）で計算した場合 ＝ €1,262,400（概算）

2 その他犯罪被害者等が利用し得る制度

OEG法に基づく支給とは併給調整されない。

- ① 法的年金制度に基づく稼働能力の減退に伴う年金 ＝算定困難
- ② 法的健康保険制度 ＝算定困難
- ③ 法的年金が保障するリハビリテーションサービス ＝算定困難
- ④ 子供手当若しくは子供所得税控除
＝€184/月額×2＝€368/月額 ×12 ＝€4,416/年額

3 被害者世帯に支給される総額は、およそ

＝ €1,262,400 + その他利用し得る制度による給付

【モデルケース3】

| | |
|------|---|
| ケース3 | (重傷病(精神疾患)を負ったケース) 強姦致傷被害を受け、PTSDを発症し、1年にわたりカウンセリングを受けた。 |
| モデルB | 年齢：25歳 性別：女性 職業：会社員 年収：24,038ユーロ(250万円) 家族構成：独身・両親と別居 ：父(50歳) ：母(48歳) |

1 犯罪被害者等を対象とした補償制度等

○ 障害が残らなかった身体的傷害被害者への補償、精神的障害或いはPTSDのみ(身体的傷害なし)のため医師診療治療又は心理学ケアを受けた犯罪被害者への補償

① 診療治療のみ、治癒までの医療費 = 算定困難

※ 傷害後遺度合(GdS)が25を下回る場合、診療治療

2 その他犯罪被害者等が利用し得る制度

OEG法に基づく給付とは併給調整されない。

① 法的健康保険 = 算定困難

3 被害者に支給される総額は、

= OEG法に基づく医療費 + 法的健康保険 = 算定困難

【モデルケース4】

| | |
|------|--|
| ケース4 | (夫が妻を殺害したケース(親族間犯罪・DV)) 被害者及び子に対する経済的支援により、加害者が利益を得る可能性がない場合で、未成年の子が残されたケース |
| モデルC | 年齢：40歳 性別：女性 職業：専業主婦 年収：なし 家族構成：長男(14歳) : 長女(11歳) : 夫(43歳・加害者) |

1 犯罪被害者等を対象とした補償制度等

○ 被害者は専業主婦であったため収入がなく、子供2人が残されたケース

① 遺児1人につき、

- ・ 基本年金 =€111/月額
- ・ 調整年金 =€194/月額
- 合計 =€305/月額×12 =€3,660/年額

18歳まで支給されるとして計算した場合

- ・ 長男 €3,660×4年 =€14,640
- ・ 長女 €3,660×7年 =€25,620
- 合計 =€40,260

∴ 被害者補償の総額(概算) =€40,260 (A)

2 その他犯罪被害者等が利用し得る制度

OEG法に基づく給付とは併給調整されない。

① 子供手当若しくは子供所得税控除

遺児1人につき、€184/月額 ×12 =€2,208/年額

- ・ 長男 €2,208 ×4年 = €8,832
- ・ 長女 €2,208 ×7年 = €15,456
- 合計 = €24,288 (B)

3 残された遺族(子ども2人)に支給される総額、およそ

= €40,260 + その他利用し得る制度による給付

V 韓国

＜主なヒアリング先： 大検察庁，法務部，女性家族部＞

【モデルケース1】

| | |
|------|---|
| ケース1 | 死亡したケース 所得のある夫，専業主婦の妻，子2人の世帯で，夫が犯罪被害により死亡したケース |
| モデルA | 年齢：40歳 性別：男性 職業：会社員 年収：₩78,571,429（550万円） 家族構成：妻（38歳・専業主婦） ：長男（11歳） ：長女（9歳） |

1 犯罪被害者等を対象とした補償制度等

① 犯罪被害者救助制度（遺族救助金）

₩78,571,429（年収）÷12（月数）=₩6,547,535（平均月給）

- 但し，平均月給が平均賃金の2倍を超える場合，平均賃金の2倍に相当する金額を平均月給とみなす。本モデルケースの算定上，2010年度上半期の平均賃金額を目安とする。

2010年度下半期の平均賃金₩1,550,934×2=₩3,101,868

₩3,101,868（平均月給）×30ヶ月×6/6（遺族救助金に係る倍数）
=₩93,056,040

- 但し，算定額は平均賃金の36ヶ月分を超過することができない。

2010年度下半期の平均賃金₩1,550,934×36ヶ月=₩55,833,624

算定額=₩55,833,624 < ₩93,056,040

遺族救助金支給額=₩55,833,624

② 法務部により委託された被害者への経済的支援

- 上記（1）の犯罪被害救助金支給の有無を勘案して支給される。

(ア) 生活費支援

1回あたりの支援金として₩300万が分割支給される。

(イ) 奨学支援

地域の教育制度等によって運用が異なる模様であるが，支給される場合でも，中学生以上（中学生，高校生，大学生を対象に1期分₩300万～500万）が対象となることからモデルケース世帯では非該当。

∴ 被害者補償の総額 = ₩55,833,624

2 その他犯罪被害者等が利用し得る制度

① 遺族年金

- 受給要件は、老齢年金受給権者の死亡。給付水準は、死亡した者（被害者）の年金加入期間に応じて試算される。また、複数の遺族がいる場合、規定された順位に基づき最優先順位の者のみに支給される。本モデルケースの場合は妻のみ。

遺族年金額 = 加入期間により算定される金額（基本年金額に一定割合を掛ける）+ 扶養家族年金（国民年金法第74条）。

- 基本年金額算出にあたっては、加入者の過去3年の年毎平均所得月額及び毎年基準所得月額を年金受給前年度の現在価値に換算した額の数値を要すること等、本モデルケースについては、不確定要素が多いため、支給額の概算上、下記の仮定を用い、国民年金サービスサイト「遺族年金予想月額表」で近い数値を参照した。

- 死亡時の月収：₩78,571,429（年収）÷12（月数）=₩6,547,535（平均月給）を基準所得月額平均額と仮定，

- 死亡者の加入期間が20年と仮定

扶養家族年金以外の支給年金月額=₩231,240

扶養家族年金以外の支給年金年額=₩231,240×12か月=₩2,774,880

- 扶養家族は、受給権者との関係における扶養家族（本モデルケースでは子女2名）

扶養家族年金額=子女一人当たり年₩151,490×2人=₩302,980

年間年金支給額=₩2,774,880+₩302,980=₩3,077,860

- 遺族年金の支給期間は、配偶者であれば基本的には3年間の受給後、55歳になるまで停止される。ただし、子供が18歳になるまで等、継続支給の余地あり。また、配偶者の再婚などのその他の支給停止事由あり。

∴ 支給額 ₩3,077,860

② 基礎生活保障制度（国民基礎生活保障法）

- 支給対象： 扶養義務者がいない者、扶養義務者に扶養能力がない者、又は扶養を受けることができない者で、所得認定額が最低生計費以下の者（2012年における3人家族基準の最低生計費は月額121万8,873₩である）

∴ 支給額算定困難

③ 緊急福祉支援制度（緊急福祉支援法）

- 本調査のモデルケース設定においては、犯罪被害という危機状況に鑑

み、上記国民基礎生活保障よりも先に本制度の支援対象となる可能性が高いが、算定困難。

- 支給条件は、所得が最低生計費の150%以下で、財産が保険福祉部長官の定める金額（大都市 9,500 万ウォン，中小都市₩7,750 万，農漁村₩7,250 万）以下，金融財産が₩120 万以下の場合に適用される。

∴ その他の給付総額=₩3,077,860+基礎生活保障又は緊急福祉支援

- 3 残された遺族3人に支給される総額は、およそ
₩55,833,624+その他利用し得る制度による給付

【モデルケース2】

| | |
|------|---|
| ケース2 | 重度障害が残存したケース 犯罪被害により、6か月間の入院加療を要する傷害を負った。 1年間の通院の後、随時介護を要する状態（障害等級1級相当）となった。 |
| モデルA | 年齢：40歳 性別：男性 職業：会社員 年収：₩78,571,429（550万円） 家族構成：妻（38歳・専業主婦） :長男（11歳） :長女（9歳） |

1 犯罪被害者等を対象とした補償制度等

① 犯罪被害者救助制度による支援（障害救助金）

○ なお、重傷害救助金の支給を受けていたとしても、同じ被害が障害として残った場合は、支給された重傷害救助金の額を差し引いた障害救助金が支給されるため、本ケースでは、障害救助金として算定する。

$78,571,429\text{₩}(\text{年収}) \div 12(\text{月数}) = 6,547,535\text{₩}(\text{平均月給})$

○ 但し、平均月給が平均賃金の2倍を超える場合、平均賃金の2倍に相当する金額を平均月給とみなすため、本モデルケースの算定上、2010年度上半期の平均賃金額を目安と仮定し、

$2010\text{年度下半期の平均賃金 } 1,550,934\text{₩} \times 2 = 3,101,868\text{₩}$

$3,101,868\text{₩}(\text{平均月給}) \times 30\text{ヶ月}(\text{障害1級}) \times 6/6(\text{被害者に配偶者又は被害当時被害者若しくはその配偶者の収入で生計維持していた子がある場合}) = 93,056,040\text{₩}$

○ 但し、算定額は平均賃金の30ヶ月分を超過することができない。

$2010\text{年度下半期の平均賃金 } 1,550,934\text{₩} \times 30\text{ヶ月} = 46,528,020\text{₩}$

算定額 = $46,528,020\text{₩} < 93,056,040\text{₩}$

② 法務部により委託された被害者への経済的支援

○ 上記(1)の犯罪被害救助金支給の有無を勘案して支給される。

(ア) 生活費支援、奨学金：モデルケース1と同様

(イ) 医療費支援

最大500₩。実際の費用により算定されるためモデルケースからの支給額算定は困難。

∴ 被害者補償の総額 = ₩46,528,020

2 その他犯罪被害者等が利用し得る制度

① 障害年金

○ 受給対象者は、加入期間中の疾病・負傷が完治、あるいは2年が経過した時点で障害のある者である。障害年金を受給する場合は、老齢年金の受給対象外となる。

○ 基本年金額（障害等級により給与水準が異なる）＋扶養家族年金額1級の場合、基本年金額×100%＋扶養家族年金額となる。

○ 支給額の概算上、下記の仮定を用い、国民年金サービスサイト「障害年金予想月額表」で近い数値を参照した。

₩78,571,429（被害時年収）÷12（月数）＝₩6,547,535（平均月給）を加入期間中基準所得月額平均額と仮定、

扶養家族年金以外の支給年金月額（1級）＝₩296,340

扶養家族年金以外の支給年金年額＝₩296,340×12か月＝₩3,556,080

○ 扶養家族は、受給権者との関係における扶養家族（本モデルケースでは配偶者及び子女2名）

扶養家族年金額＝配偶者年₩227,270＋子女一人当たり年₩151,490×2人＝₩530,250

年間年金支給額＝₩3,556,080＋₩530,250＝₩4,086,330

② 国民健康保険制度： 算定困難

③ 基礎生活保障制度： 算定困難

④ 緊急福祉支援制度： 算定困難

∴ その他の給付総額＝₩4,086,330＋基礎生活保障又は緊急福祉支援支給

3 被害者世帯に支給される総額は、

およそ₩46,528,020 ＋ その他利用し得る制度による給付

【モデルケース3】

| | |
|------|---|
| ケース3 | (重傷病(精神疾患)を負ったケース) 強姦致傷被害を受け、PTSDを発症し、1年にわたりカウンセリングを受けた。 |
| モデルB | 年齢：25歳 性別：女性 職業：会社員 年収：₩35,714,286(250万円) 家族構成：独身・両親と別居 ：父(50歳) ：母(48歳) |

1 犯罪被害者等を対象とした補償制度等

① 犯罪被害者救助制度による支援(重傷害救助金)

- (犯罪被害者保護法施行令第3条)重傷害認定基準(以下参照)に適合する場合には支給の対象となり得る。本モデルケースではPTSD以外の「致傷」の内容及びそれへの治療状況が明らかでないことから、下記3.又は4.に該当しうると思われる。

次のいずれかひとつに該当し、該当負傷や疾病を治療するのに必要な期間が2か月以上である場合に犯罪被害者本人に支給される。

1. 人の生命および機能と関連がある重要な臓器に損失が発生した場合
 2. 身体の一部が切断または破裂し、重大に変形した場合
 3. 1及び2で規定した事項以外に身体やその生理的機能が損傷され、1週間以上入院治療が必要な場合で1または2に準ずる場合
 4. 犯罪被害により重症な精神障害として1から3までに準ずる場合
- ただし、法務省人権局人権救助課からのヒアリング結果によると、精神的被害も極めて重傷であれば重傷害救助金の支給対象になり得るが、2010年8月の制度新設以来、現在まで精神疾患に対して支給された例はないとのことであるため、PTSDについて「きわめて重傷」との認定がされるか否かは不明瞭である。以下は、支給されるものとしての計算である。
 - 重傷害救助金は、実際に受けた治療や療法にかかった費用を補填する給付金ではないため、カウンセリング費用か否かは問題とならない。

$$\text{₩}35,714,286(\text{年収}) \div 12(\text{月数}) = \text{₩}2,976,190(\text{平均月給})$$

$$\text{₩}2,976,190(\text{平均月給}) \text{は、} 2010 \text{ 年度下半期の平均賃金} \text{₩}1,550,934 \text{ の} 2 \text{ 倍} (\text{₩}3,101,868) \text{ 以下であるため、平均月給自体を用いて算定額を}$$

計算する。

- 平均月給×治療月数×倍数=算定額
 $\text{₩}2,976,190$ (平均月給)×12ヶ月(治療月数)×3/6(倍数, 被害者の収入に依存する遺族がない場合)= $\text{₩}17,857,140$
- 算定額は平均賃金の30ヶ月分($1,550,934\text{₩} \times 30 = 46,428,020\text{₩}$)を超過しないこととされている。

算定額= $\text{₩}17,857,140 < \text{₩}46,428,020$

- ② 法務部により委託された被害者への経済的支援
 上記1の犯罪被害救助金支給の有無を勘案して支給される。
 - (ア) 生活費支援
 1回あたりの支援金として300万₩が分割支給される。
 - (イ) 医療費支援
 最大₩500。実際の費用により算定されるためモデルケースからの支給額算定は困難。
 - (ウ) カウンセリング支援(スマイルセンター)
 被害者の回復医師や治療の進捗状況を考慮し約2週間から20週間にわたるカウンセリングが無償で実施される。ただし、現物支給なので、すでに1年にわたってカウンセリングを受けていることが前提の本モデルケースについては、該当の有無が困難と思われる。
- ③ 女性家族部による経済的支援
 - (ア) 医療費支援
 性犯罪被害者に対する医療費支援として最大500万₩が支給される。法務部の医療費支援との調整はない。

∴ 被害者補償の総額=算定困難

(救助金が支給されるとすれば、 $\text{₩}17,857,140$ 。治療費相当は1000万₩を上限として支援の可能性があるとと思われる)

2 その他犯罪被害者等が利用し得る制度

- ① 国民健康保険制度：算定困難
- ② 基礎生活保障制度：該当性判断困難
 なお、2012年における単身世帯の最低生計費は $\text{₩}553,354$
- ③ 緊急福祉支援制度： 該当性判断困難

3 被害者に支給される総額：算定困難

【モデルケース4】

| | |
|------|--|
| ケース4 | (夫が妻を殺害したケース(親族間犯罪・DV)) 被害者及び子に対する経済的支援により、加害者が利益を得る可能性がない場合で、未成年の子が残されたケース |
| モデルC | 年齢：40歳 性別：女性 職業：専業主婦 年収：なし 家族構成：長男(14歳) : 長女(11歳) : 夫(43歳・加害者) |

1 犯罪被害者等を対象とした補償制度等

① 犯罪被害者救助制度による支援

犯罪被害者保護法第19条に基づき、救助金支給の支給制限に該当するため、遺族救助金の支給対象にならない。

但し、遺族の事情を総合的に考慮し、(子供が受給者であるなど)救助金を支給しないことが社会通念に反すると認められる特別な事情がある場合、救助金の一部を支給することができる。

② 法務部により委託された被害者への経済的支援

上記1の犯罪被害救助金支給の有無を勘案して支給される。

(ア) 生活費補助金

1回あたりの支援金として₩300万が分割支給される。

(イ) 奨学金

地域の教育制度等によって運用が異なる模様であるため、支給状況については算定困難。中学生相当である長男について可能性あり。

2 その他犯罪被害者等が利用し得る制度

未成年のみの世帯を想定することは困難であるため、生活状況が不明。

① 基礎生活保障制度： 該当性判断困難

加害者以外の保護者の所得状況によっては、教育給与(小学生1人あたり教材費₩36000, 学用品費₩495,000など)が考え得る。

② 緊急福祉支援制度： 算定困難

3 残された遺族(子ども2人)に支給される総額：算定困難